

第8回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日時：平成27年2月16日(月)

13時30分～15時30分

会場：荒川区役所 304・305 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 荒川区子ども・子育て支援計画（素案）について
- (2) 平成27年度の荒川区子ども・子育て会議の開催予定について
- (3) その他

3 閉 会

配付資料

- 資料1 荒川区子ども・子育て支援計画（素案）について
- 資料2 荒川区子ども・子育て支援計画（素案）
- 資料3 平成27年度の荒川区子ども・子育て会議の開催予定について

第9回子ども・子育て会議

日時 平成27年3月17日(火) 13時30分～15時30分

会場 区役所3階 304・305 会議室

議事【予定】

子ども・子育て支援計画（案）について

平成27年度特定教育・保育施設等に係る利用定員について

荒川区子ども・子育て支援計画（素案）について

内 容	1 計画策定の趣旨 (1)計画の位置付け（P.4～） 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」及び健やか親子 21（第 2 次）に基づく「母子保健計画」を、一体のものとして策定。 (2)計画期間（P.6） 27 年度から 31 年度までの 5 年間とする。各施策の進捗状況について年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる 29 年度を目処に、策定時以降の状況の変化に合わせ見直しの実施を検討する。 (3)策定体制（P.7） 策定にあたっては、区長の附属機関である、荒川区子ども・子育て会議での意見を踏まえて、関係部署で構成する荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会において検討している。 2 荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状 (1)児童人口の現状と待機児童数の推移（P.8～） (2)主な子ども・子育て支援事業の一覧（P.29） (3)ニーズ調査の結果（P.30～） 3 荒川区子ども・子育て支援計画 子ども・子育て支援法に基づく項目に加え、区としての基本理念や計画策定にあたって重視する視点、基本理念を実現するための基本目標を設定し、施策と計画事業を記載。 (1)基本理念（P.47） 「みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた、子どもたちの笑顔でいっぱいのもち あらかわ」 (2)計画策定にあたっての視点（P.48～） 切れ目ない支援 幼児教育・保育への支援 在宅育児家庭への支援 養育困難家庭・要保護児童への支援 ひとり親家庭等への支援 子どもの貧困対策 障がいや発達に課題がある子どもへの支援 女性に対する就労支援
-----	---

内 容 (続き)	(3)基本目標及び荒川区子ども・子育て支援計画事業 (P.49 ~) 基本理念を実現するため 4 つの基本目標を設定。基本目標の下に施策と計画事業を体系化。各事業についての内容と今後の方向性、ライフステージを記載。 基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり 施策 親子の健康推進 親子に対する支援 基本目標 2 地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり 施策 教育・保育の質の向上と充実 地域力を活用した在宅育児支援の充実 基本目標 3 明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり 施策 放課後児童対策サービスの質の向上と充実 就学児の義務教育時間外の活動・支援 基本目標 4 安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり 施策 児童虐待防止を図るための取組 ひとり親世帯に対する支援 子どもの貧困に対する取組 特別な支援を必要とする子どもの育成に対する支援 女性の就労や生活に対する支援 (4)子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策 (P.101 ~) 子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、平成 27 年度～31 年度 5 年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量を記載 幼児期の学校教育・保育等の提供区域 (P.101) 保育園、学童クラブ、子育て交流サロンについては、身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため 5 区域を設定し、その他の事業については、広域利用も多いことから 1 区域とする。 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと、提供体制の確保の内容及び実施時期 (P.102 ~) 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援事業について、設定した区域に応じて利用者数等の見込みや、提供体制等を年度毎に設定。 4 計画の推進状況の把握 (P.123) 定期的な点検・評価の実施や、関係団体等との連携について記載。 5 パブリックコメントの実施 27 年 2 月 12 日に区報特集号を発行し、パブリックコメントを実施する。 実施期間 (予定) 27 年 2 月 12 日から 2 月 26 日まで
-----------------------	---

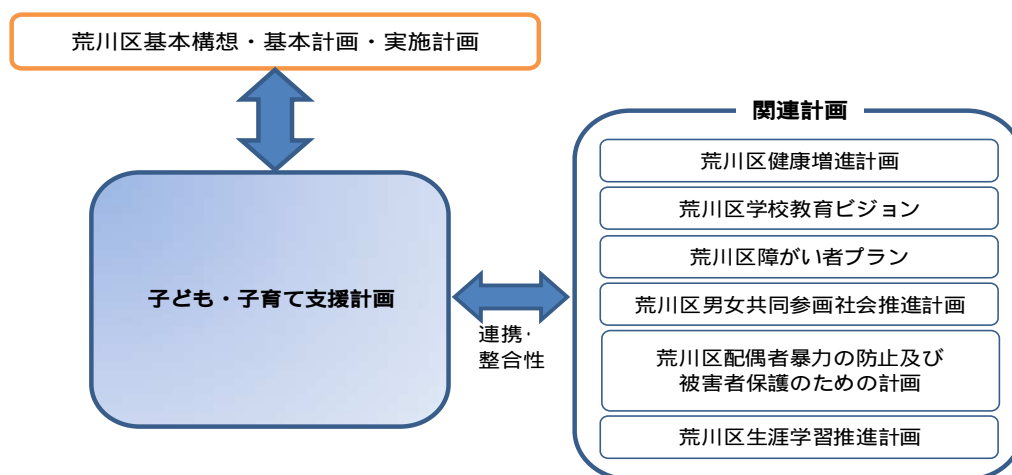
荒川区子ども・子育て支援計画（素案）【概要版】

第1章 荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景（P.1～）

- 平成24年8月に成立した、「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援新制度は、社会保障・税の一体改革の一項目として消費税増税分の一部0.7兆円程度を子ども・子育て支援に充てることに決定しました。
- 10年間の時限立法となっていた次世代育成支援対策推進法が10年延長され、「放課後子ども総合プラン」を市町村行動計画に盛り込むこととされました。
- 今後区は、新制度に対応するとともに、妊娠期から就学後まで、切れ目ない多様な子育て支援の展開や保育園の待機児童解消、在宅育児家庭への支援など、これまでの取組についてさらなる充実を図り、横断的な子育て支援を展開していくことが求められています。

第2節 計画の位置付け（P.4～）



- 本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」を一体のものとして策定します。また、「荒川区基本構想」、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を上位計画とし、「健康増進計画」や「学校教育ビジョン」等、関連する計画とも整合性を保ちます。

第3節 計画期間（P.6）

平成27年度から31年度までの5年間とします。

各施策の進捗状況について年度ごとに分析評価するとともに、中間年にあたる29年度を目処に、策定時以降の状況の変化に合わせ見直しの実施を検討します。

17 年度	-----	21 年度	22 年度	-----	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
次世代育成支援行動計画 （前期）			次世代育成支援行動計画 （後期）			計画 策定	子ども・子育て支援計画			

第4節 計画の策定体制等（P.7）

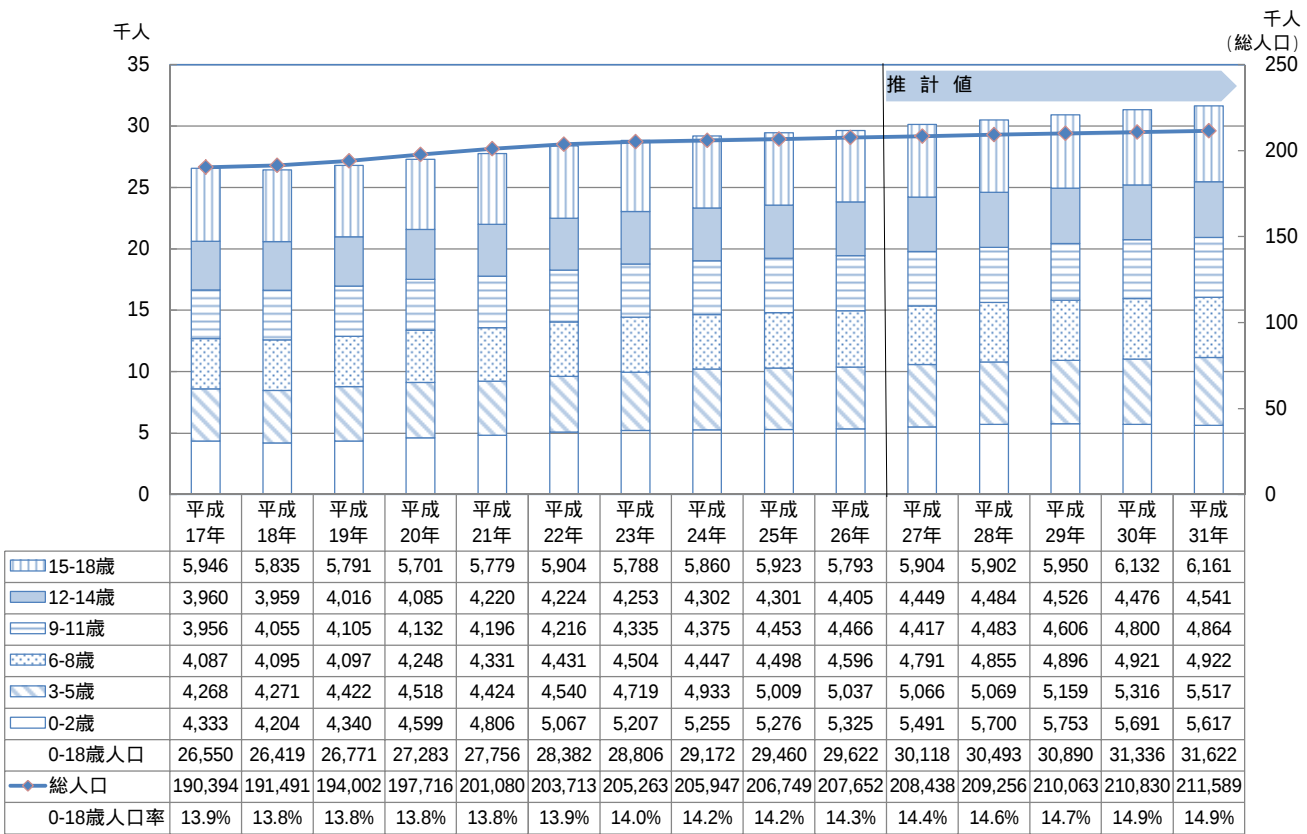
区長の附属機関として「荒川区子ども・子育て会議」による審議を行うほか、関係部署で構成する「荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会」にて検討し、策定します。

第2章 子ども・子育てをとりまく現状

第1節 子ども・子育ての現状（P. 8～）

18歳以下年齢層別児童人口

○平成26年4月1日現在の18歳以下の児童人口は29,622人で、総人口に占める割合は14.3%となっています。平成17年に比べて、人数では3,072人増加し、総人口に占める割合も0.4ポイント増加しています。



待機児童数

<地域別>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
南千住	28	1	15	13	0
荒川	5	5	7	5	0
町屋	3	4	8	3	3
尾久	4	3	1	10	5
日暮里	9	26	15	6	0
計	49	39	46	37	8

<年齢別>

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0歳	13	14	3	0	0
1歳	26	12	19	37	8
2歳	8	13	0	0	0
3歳	2	0	24	0	0
4-5歳	0	0	0	0	0
計	49	39	46	37	8

第2節 主な子ども・子育て支援事業一覧（P. 29）

第3節 ニーズ調査結果（P. 30～）

○区の教育・保育サービスや子育て支援事業に関するアンケート調査を実施しました。

○未就学児 2,100人 回答数 1,247人 回収率 59.4%

○就学児 900人 回答数 549人 回収率 61.0%

第3章 荒川区子ども・子育て支援計画

第1節 基本理念（P. 47）

社会の宝である子どもの最善の利益の実現をめざし、子どもを、地域社会全体で寄り添い、見守り、今後も安心して子どもを産み、子育てに夢や喜びを感じていただくために、基本理念を次のとおり定めます。

**みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた
子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ**

第2節 計画策定にあたっての視点及び基本目標（P. 48～）

（1）計画策定にあたっての視点

基本理念に基づく計画の策定にあたっては、以下の視点を重視して、基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

視 点	説 明
切れ目ない支援	子育て家庭が地域の中で孤立することなく子育てができるよう、妊娠、出産、産後、子育てのライフステージにおいて、適切な相談やサービスを提供するなど、継続的な支援につなげていくことが重要です。妊婦・乳幼児への保健対策から学童期への施策に至るまで、きめ細かな切れ目ない支援が求められています。
幼児教育・保育への支援	子どもや保護者が安心して幼児教育・保育を利用できるよう、幼児教育・保育環境の整備を進め、幼児教育・保育の質を確保するとともに、さらなる向上に努める必要があります。
在宅育児家庭への支援	身近に相談できる人のいない単独で子育てをしている保護者が安心して子育てができるよう、地域の関係機関とも連携、協力しながら見守り体制を強化し、支援していくことが求められています。
養育困難家庭・要保護児童への支援	貧困、病気、配偶者暴力、地域からの孤立等の要因により、養育に課題を抱える家庭に対し、適切な支援を行うため、虐待の発生予防と早期発見・早期対応に努める必要があります。
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の経済的な安定と自立を図るため、就業支援や、各種支援制度の情報提供など、個々の家庭の状況に応じて適切な機関につなげることが求められています。
子どもの貧困対策	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、教育・保育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を、充実していくことが求められています。
障がいや発達に課題がある子どもへの支援	早期に必要な支援につなげるため、保護者の養育力の向上を図る取組を継続・充実するとともに、成長に応じた支援を提供するため、関係機関との連携を強化していくことが求められています。
女性に対する就労支援	活力のある社会の維持・形成のためには、希望する女性が結婚や出産後も就労を継続するほか、一度退職しても再就職ができるよう、マザーズハローワーク等と連携しながら就労支援を進め、様々な分野において活動できるワーク・ライフ・バランスの実現に努める必要があります。

(2)基本目標

基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を掲げ、施策の展開を図っていきます。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- ・妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を図ります。
- ・情報交換や交流の機会、気軽に相談できる場を増やし、「親育ち」「子育て」を支援します。

基本目標2 地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり

- ・教育・保育、子育て支援サービスの質の維持・向上に向けた取組を進めます。
- ・区民、事業者や活動団体と連携・協働し、荒川区の地域力を活かしながら、地域社会全体の子育て力を高め、子どもの成長を支えます。

基本目標3 明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり

- ・放課後児童に対し支援の充実を図ります。
- ・義務教育時間外活動等を支援し、学びと経験を重ねることにより、子どもの知性と豊かな感性を伸ばし、自ら生きる力を育みます。

基本目標4 安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり

- ・様々な理由で養育に困難を抱えた家庭に、早期のサポートや相談体制を整備します。
- ・子どもの特性や権利を大切に、家庭の多様なあり方を尊重した取組を進めます。

第3節 計画の体系図（P. 50～）

基本理念の下、基本目標毎に各施策の体系付けを行い、整理しました。

第4節 荒川区子ども・子育て支援計画（P. 52～）

4つの基本目標に関連する施策の事業名、事業内容、今後の方向性、対象ライフステージを記載しました。

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

○主な事業

事業名	内容	今後の方向性
乳児家庭全戸訪問 （新生児訪問指導事業）の実施	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師または助産師が訪問し、継続支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携しながら支援を行います。	今後の出生数の増加、所在が確認できない母子や養育環境に課題のある母子等に対して的確に対応できるよう、高い専門性を持った保健師、助産師によるきめ細かな訪問とフォローアップを実施していきます。

○主な事業

事業名	内容	今後の方向性
あらかわキッズコール24の実施	妊婦及び6歳までの乳幼児を持つ保護者からの電話相談等を、看護師等が365日24時間体制で応じることにより、妊娠や育児についての不安の解消を図ります。	「あらかわキッズコール24」の対象年齢を18歳までに拡大して、「キッズ・マザーズコール24」として充実し、いわゆる「いい母プレッシャー」を抱え、身近に相談相手もなく孤立無援となっている子育て中の女性の支援を行っていきます。

基本目標2 地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり

○主な事業

事業名	内容	今後の方向性
認可保育園の設置・運営	保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象に、保護者に代わって保育します。	地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、認可保育所の新設や認証・地域型保育等を整備することにより、多様なニーズに対応していきます。
地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）の運営	在宅育児中の保護者とその乳幼児等を対象に、同世代の親子同士の交流や、保育士等による相談や助言を通じて、育児不安や孤立化等の解消を図ります。	地域子育て交流サロンの利用実態の把握を行い、適切な設置場所を検討することにより、区内全域での在宅育児支援を推進していきます。

基本目標3 明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり

○主な事業

事業名	内容	今後の方向性
総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）の実施	26年度は、学童クラブとにこにこすくーるについて、コース分けにより区分した運営（一体的運営）を7校で実施しています。 一体的運営における課題を解決し、より効率的・効果的な運営とし、総合的な放課後児童事業として充実していく必要があります。	学童クラブとにこにこすくーるを「一体型」を基本として整備する「放課後子ども総合プラン」を実施します。 27年度は、総合プランを5校で試行実施し、プログラムの充実や運営方法等を検証し、全校実施に向けて整備を進めていきます。
スクールソーシャルワーカーの配置	区立幼稚園児及び小中学生を対象に、学校だけでは解決困難なケースについて、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置することにより、その解決にあたります。	学校を巡回相談している心理専門相談員（スクールカウンセラー）や教育相談室の心理相談員と連携を図りながら、適切な支援ができる体制を強化していきます。

基本目標4 安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり

○主な事業

事業名	内容	今後の方向性
要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童・要支援児童・特定妊婦を対象に、早期に適切な支援を図るため、子ども家庭支援センターが調整機関となり、児童相談所、警察、学校、幼稚園、保育園、民生・児童委員、保健所や医療機関など関係機関で構成し、情報等を共有し連携を行う協議会です。	関係機関の情報や支援の内容を共有し合い、協議会の相談支援スキルを高めていけるような、効果的な会議運営を行っていきます。
保育園における子どもの貧困対策の取組	子育て相談専門員を保育課に配置し、問題を抱える園児の観察等を行うことにより、継続的な支援を行います。	公私立各保育園と連携することにより、問題を抱える子どもの早期発見、観察等の継続的な支援を行っていきます。
ひとり親家庭相談の実施	ひとり親家庭を対象に、就労や住宅困窮などの様々な相談に応じ、就労を支援する事業や生活のサポートなどを行うサービスにつなげます。	ひとり親家庭へ支援情報が行き届くよう周知活動の強化に努めます、さらに父子家庭に特化した周知方法について検討していきます。
保育園における児童発達の支援	保育園在園の障がい児等特別の支援を必要とする子どもを対象に、区内全認可保育所で原則2名の受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回することにより、対象園児や園、保育士への支援等サポート体制を確保します。	1園あたりの受入人数の拡大や障害者福祉課とも連携し、重度の障がいのある子どもに対する保育場所の確保についても検討していきます。 また、体制の強化や関係機関との具体的な連携策を検討し、障がい児等へのさらなる支援につなげていきます。
女性の就労支援のための取組	就労を希望する女性を対象に、仕事と子育ての両立を考えるセミナーや、社会保険等の基礎知識を学ぶセミナーを24年度から年3回実施し、女性の就労を支援しています。	区とマザーズハローワークとの間で定期的に連絡会議を開催し、情報交換や連携を一層推進します。27年度は、子育て女性を対象としたセミナーの充実や就職サポート窓口を新たに設置するなど、就労支援策の拡充を図っていきます。

○27年度における新規事業

- ・多子世帯の保護者の負担軽減
- ・子どもの居場所づくり事業の実施
- ・安心子育て訪問事業の実施
- ・ひとり親家庭の親の学び直し支援事業

第5節 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（P. 101～）

1 幼児期の学校教育・保育等の提供区域（P. 101～）

幼児期の学校教育に係る施設及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）以外）は、広域利用も多いことから、区域を限定せず「本区域全域＝1区域」と設定します。

また、保育に係る施設・事業及び放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）は、身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域と設定します。

1 区域



5 区域



2 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

（P. 102～）

平成27年度～31年度における、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（学童クラブ等11事業）について、子ども・子育て支援法に基づく量の見込み、提供体制の確保内容（確保量）及びその実施の時期を設定しました。

幼児期の学校教育

（人）

実施時期 （年度）		1年目 （平成27年度）	2年目 （平成28年度）	3年目 （平成29年度）	4年目 （平成30年度）	5年目 （平成31年度）
（必要 利用 定員 総数 の見 込み）	1号認定	1,921	1,925	1,983	2,037	2,107
	2号認定	434	435	448	460	476
	合計	2,355	2,360	2,431	2,497	2,583
	うち他の市区 町村の児童	118	118	118	118	118
確保 量	1号認定	1,050	1,045	1,043	1,043	1,043
	2号認定					
	確認を受けない 幼稚園	767	805	1,018	1,018	1,018
	他の市区町村	970	937	726	726	726
	合計	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787
—		432	427	356	290	204

保育

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
(量の 見込み) 定員 総数 必要 利用	2号認定	2,387	2,388	2,431	2,504	2,599
	3号認定 (0歳児)	394	390	385	381	375
	3号認定 (1・2歳児)	1,820	1,935	1,975	1,954	1,930
	計	4,601	4,713	4,791	4,839	4,904
確保 量	2号認定	2,828	2,941	3,009	3,009	3,009
	3号認定 (0歳児)	459	464	478	479	479
	3号認定 (1・2歳児)	1,897	1,967	2,017	2,022	2,037
	計	5,184	5,372	5,504	5,510	5,525
	2号認定	441	553	578	505	410
	3号認定 (0歳児)	65	74	93	98	104
	3号認定 (1・2歳児)	77	32	42	68	107
	計	583	659	713	671	621
人口	3～5歳	5,066	5,069	5,159	5,316	5,517
	0～2歳	5,491	5,700	5,753	5,691	5,617
	計	10,557	10,769	10,912	11,007	11,134
(保育 利用率)	3～5歳	55.8%	58.0%	58.3%	56.6%	54.5%
	0～2歳	42.9%	42.6%	43.4%	43.9%	44.8%
	計	49.1%	49.9%	50.4%	50.1%	49.6%

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 3 年生	量の見込み	1,270	1,286	1,300	1,304	1,304
	確保量	1,465	1,485	1,495	1,505	1,525
	-	195	199	195	201	221
4 6 年生	量の見込み	155	155	158	158	158
	確保量	195	199	195	201	221
	-	40	44	37	43	63
1 6 年生	量の見込み	1,425	1,441	1,458	1,462	1,462
	確保量	1,465	1,485	1,495	1,505	1,525
	-	40	44	37	43	63

荒川区子ども・子育て支援計画
(素案)

平成27年2月

目次

第 1 章	荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨	1
第 1 節	計画策定の背景	1
第 2 節	計画の位置付け	4
第 3 節	計画期間	6
第 4 節	計画の策定体制等	7
第 2 章	荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状	8
第 1 節	子ども・子育ての現状	8
第 2 節	主な子ども・子育て支援事業一覧	29
第 3 節	ニーズ調査結果	30
第 3 章	荒川区子ども・子育て支援計画	47
第 1 節	基本理念	47
第 2 節	計画策定にあたっての視点及び基本目標	48
第 3 節	計画の体系図	50
第 4 節	荒川区子ども・子育て支援計画事業	52
第 5 節	子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策	101
第 6 節	計画の推進のために	121
第 4 章	荒川区子ども・子育て支援計画の推進状況の把握	123
第 1 節	計画の推進状況の把握	123
第 2 節	地域・関係団体・関係機関との連携・協働	123
第 3 節	国及び東京都との連携	124

第1章 荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

国は、平成2年のいわゆる「1.57ショック」を契機に、様々な少子化対策を実施してきましたが、平成17年の合計特殊出生率は1.26にまで減少し、過去最低を記録しました。このような予想以上の少子化の進行に対し、対策の抜本的な拡充・強化、転換を図るため、少子化対策会議における新たな提言を受け、平成19年12月、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。

平成22年1月から検討されてきた「子ども・子育て新システム」は、平成23年に「子ども・子育て関連3法」案として国会に提出され、その後、3党合意に基づく修正を経て平成24年8月に成立し、「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」は、社会保障・税の一体改革の一項目として消費税増税分のうち0.7兆円程度を確保し、子ども・子育て支援の充実に充てることとするものです。

一方、平成26年5月、政府や民間の有識者会議からは、人口減少に関する提言が相次ぎ、その中で、東京圏の就労環境や保育所不足などが極めて低い出生率を招いていると指摘されました。そして、国は、初めて人口維持の明確な長期目標を掲げ、抜本的な少子化対策を講じることとしています。

また、10年間の時限立法とされていた次世代育成支援対策推進法が10年延長され、市町村行動計画の策定が任意となる一方で、いわゆる「小1の壁」を打破するために区市町村が実施すべき事業である「放課後子ども総合プラン」を市町村行動計画に盛り込むこととされました。

さらに、母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21」については、母子を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成27年度から「健やか親子21（第2次）」が始まります。

区では、これまで多様な母子保健サービスの提供により、家庭の養育機能を補完するなど妊娠期から就学後まで、切れ目ない多様な子育て支援を展開しています。

保育園の待機児童解消については、認可保育園の新設等により、この10年間で約2千人に及び保育利用定員の拡大に努めてきた結果、平成26年4月における待機児童は実質ゼロになっています。

また、養育困難等で支援の必要な児童数も増大する中で、地域で子どもを見守るネットワークの強化に努めるとともに、在宅で育児をしている子育て家庭が孤立しないような子育て支援にも取り組んできました。

放課後子供教室事業（にこにこすくーる）の拡充や学童クラブ事業により、放課後の安全な居場所を整備し、共働き世帯の仕事と家庭の両立を継続的に支援しています。

新制度に対応するとともに、これまでの区の実践についてさらなる充実を図り、これまで以上に子育て世代が安心して子ども産み、夢や喜びを感じながら子育てができるよう、区では「荒川

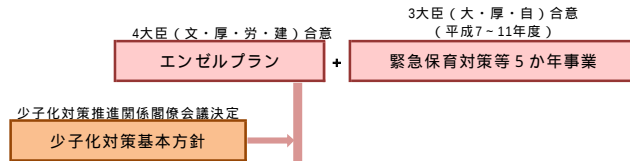
区次世代育成支援行動計画」の理念を継承しつつ、区の子育ての基本となる総合的な計画を策定し横断的な子育て支援を展開していくことが求められています。

少子化対策の経緯について

平成 2年

< 1.57ショック > = 少子化の傾向が注目を集める

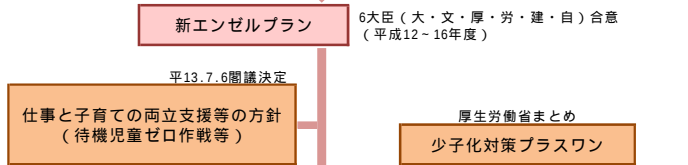
平成 6年12月
平成 9年 5月
平成11年12月



（平成9～13年度）

荒川区エンゼルプラン策定

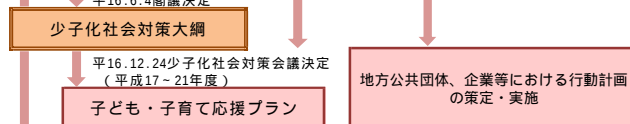
平成13年 7月
平成14年 9月



平成15年 7月
9月

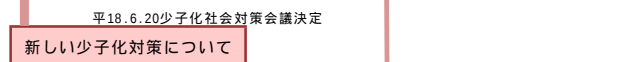


平成16年 5月
平成16年 6月



荒川区次世代育成支援対策本部

平成16年12月
平成17年 3月



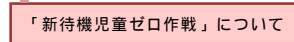
（平成17～21年度）
荒川区前期行動計画策定

平成18年 6月
平成18年 9月
平成19年12月

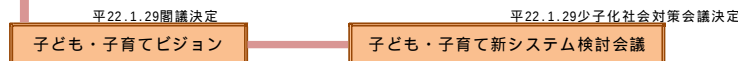


荒川区少子化対策本部設置

平成20年 2月

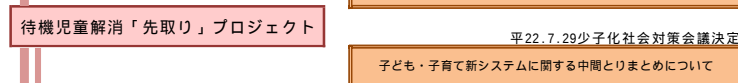


平成22年 1月
平成22年 3月



（平成22～26年度）
荒川区後期行動計画策定

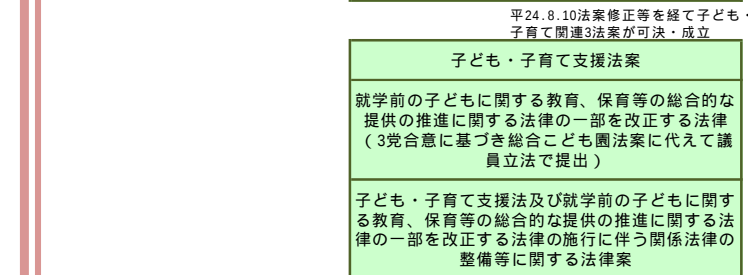
平成22年 6月
平成22年11月



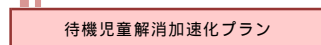
平成24年 3月



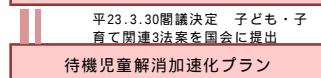
平成24年 8月



平成25年 4月



平成25年 6月



内閣府「平成26年版少子化社会対策白書」参考

第2節 計画の位置付け

1 法的位置づけ

「荒川区子ども・子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」及び「健やか親子21（第2次）」に基づく「母子保健計画」を一体のものとして策定するものです。

2 各計画の方向性

（1） 子ども・子育て支援事業計画

国は、子ども・子育て支援法において、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的とし、その円滑な実施の確保と施策の総合的な推進のため、基本指針を定めました。

この基本指針では、法の目的達成のため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障され、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援が必要な子どもと家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域で支援を行い、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があるとされています。

また、子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。将来の我が国の担い手となる子どもの育成は、重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つとしています。そのため、行政による子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員がその重要性に対する理解・関心を深め、協働し、役割を果たすことで子どもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すとしています。

本計画は区として、この基本指針に即して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を記載した「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

（2） 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法において、次世代育成支援対策の基本理念を、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」としています。

次世代育成支援対策推進法は、区市町村に対し、次世代育成支援対策に関する市町村行動計画を策定することを求めており、荒川区においても、国の示す行動計画策定指針（以下「指針」という。）に基づき、荒川区次世代育成支援行動計画（後期計画 平成22～26年度）を策定しています。

この市町村行動計画について、法の期限が10年間延長されたこと等を受け、新たな行動計画

を策定するための指針（以下「新指針」という。）が平成 26 年 11 月に示されました。

新指針において、市町村行動計画の策定は任意となりましたが、放課後をめぐり課題の解決を円滑に進めていくことを担保するため、国が新たに推進していくこととした総合的な放課後対策「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村の取組について、市町村行動計画に盛り込むことが求められました。

この計画は区として、新指針に即し、「放課後子ども総合プラン」に関する取組を盛り込んだ「次世代育成支援行動計画」を「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定するものです。

（３） 母子保健計画

平成 13 年（2001 年）から開始された「健やか親子 21」は 20 世紀の母子保健の取組の成果を踏まえ、残された課題と新たな課題を整理するとともに、課題それぞれについての目標を設定することにより、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画であり、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンです。

当初、この計画は、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間を計画期間として開始されましたが、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画と連携して更なる取組の推進を図る観点から、その計画期間が平成 26 年まで 4 年間延長されました。

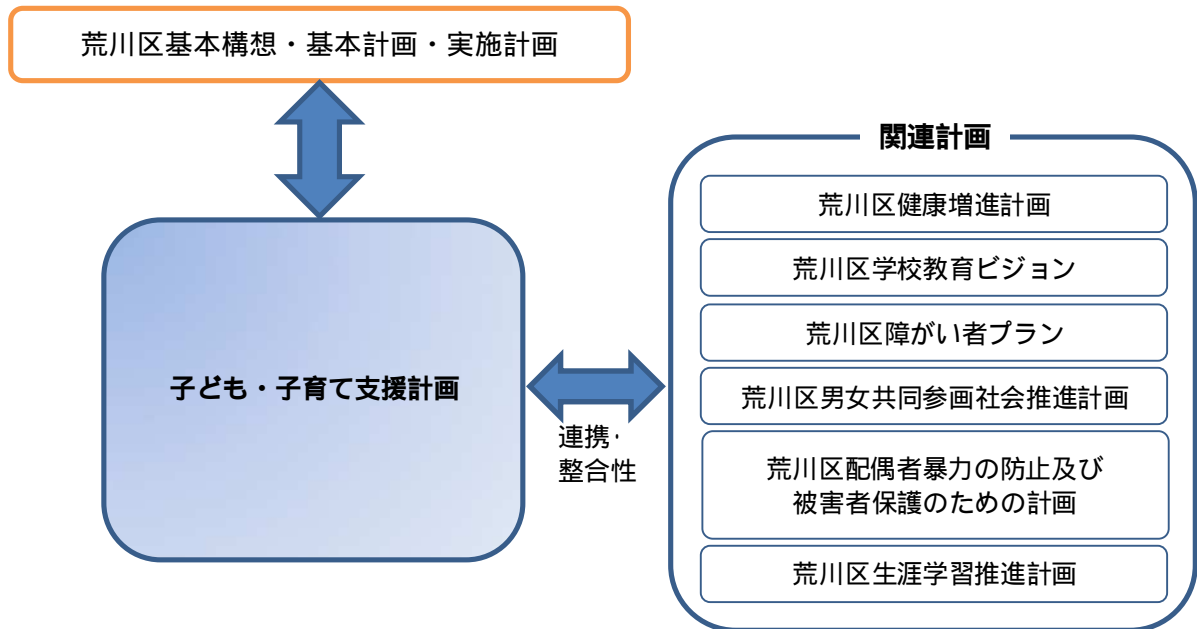
「健やか親子 21」については、その目標の達成状況や関連する取組の状況を評価し、現在の母子保健及び育児を取り巻く状況や晩婚化、未婚率の上昇といった変化を踏まえて検討が進められ、10 年後に目指す姿を「全ての子どもが健やかに育つ社会」としました。その上で、地域間での健康格差を解消し、疾病や障がい、経済状態等の個人や家庭環境の違い等の多様性を認識した母子保健サービスを展開する「健やか親子 21（第 2 次）」を策定します。

この計画は区として、「健やか親子 21（第 2 次）」が 10 年後に目指す姿の実現に向け、「母子保健計画」を「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定するものです。

3 他の計画との整合性

「荒川区子ども・子育て支援計画」は、荒川区の方向性を示す「荒川区基本構想」の他、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を上位計画とし、整合性を保ちます。

また、「健康増進計画」や「学校教育ビジョン」等、関連する計画とも整合性を保ちつつ策定します。



第3節 計画期間

「荒川区子ども・子育て支援計画」の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価するとともに、中間年にあたる29年度を目処に、策定時以降の状況の変化に合わせ計画の見直しの実施を検討していきます。

17年度	-----	21年度	22年度	-----	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
次世代育成支援行動計画 (前期)			次世代育成支援行動計画 (後期)							
					計画 策定	子ども・子育て支援計画				

第4節 計画の策定体制等

「荒川区子ども・子育て支援計画」の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する事業者、学識経験者などで構成され区長の附属機関である、「荒川区子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

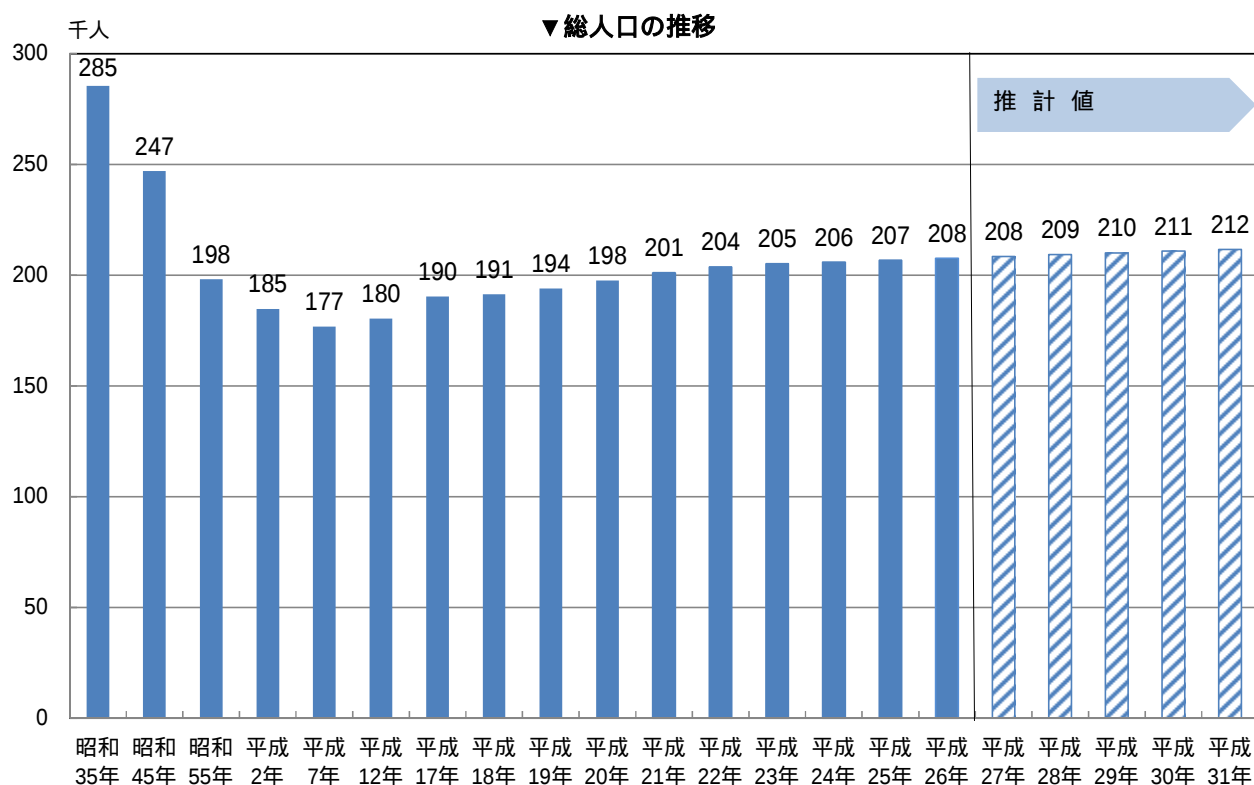
また、庁内関係部署で構成する「荒川区子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置し、計画を検討しました。

第2章 荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 子ども・子育ての現状

1 人口の推移

- 荒川区の人口は昭和35年の約285,000人を最高に減少し始め、平成7年に最少となる約177,000人を記録しました。その後、平成12年からは増加に転じ、平成21年に再び200,000人を超え、平成26年4月1日現在で約208,000人となっています。
- 平成20年代初頭の人口増加の要因には、南千住地域の白鬚西地区市街地再開発事業や日暮里駅前の再開発事業における住宅建設等による若い世代の流入があげられます。今後も、緩やかな人口の増加が続くものと見込まれます。



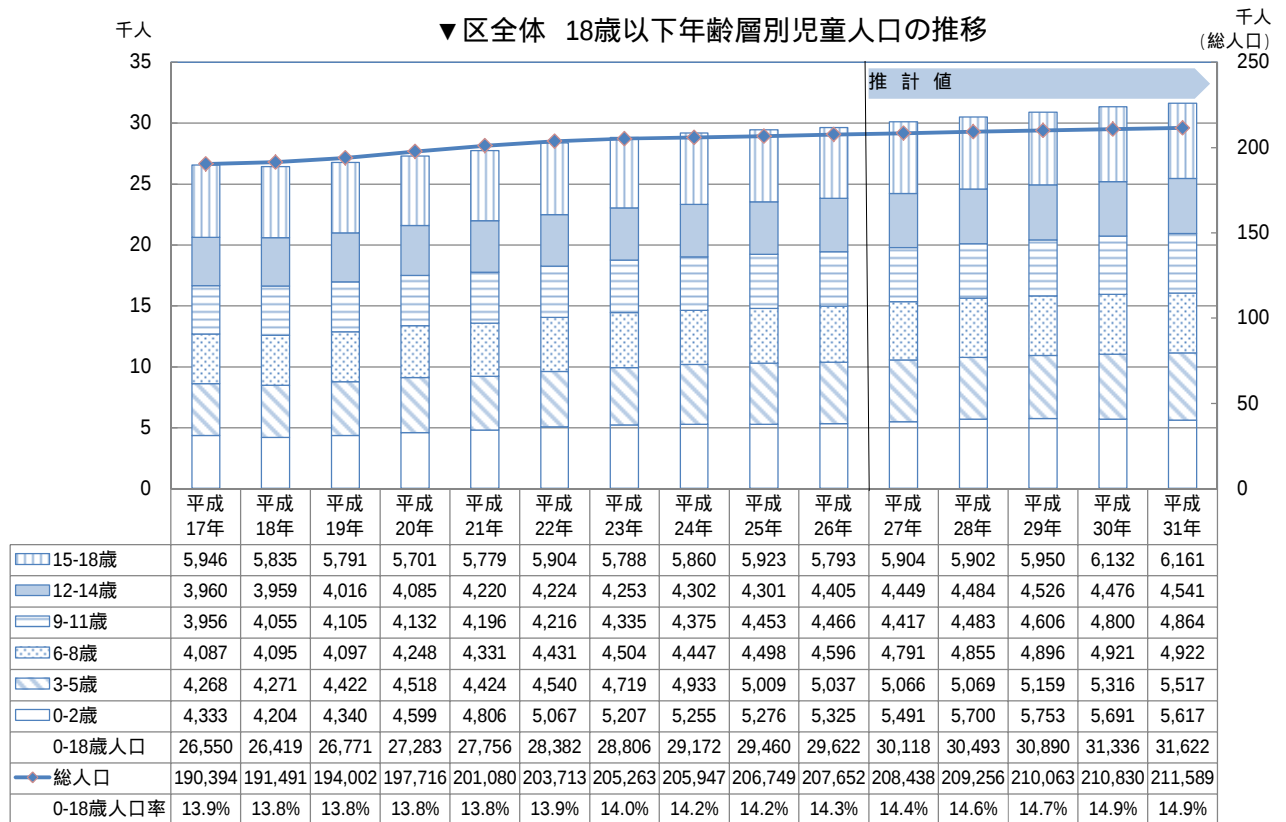
昭和35年～平成12年は国勢調査による

平成17年～26年は荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

平成27年以降は荒川区推計（コーホート変化率）による

2 児童人口の推移

- 平成 26 年 4 月 1 日現在の 18 歳以下の児童人口は 29,622 人で、総人口に占める割合は 14.3% となっています。
- 平成 17 年に比べて、人数では 3,072 人増加し、総人口に占める割合も 0.4 ポイント増加しています。

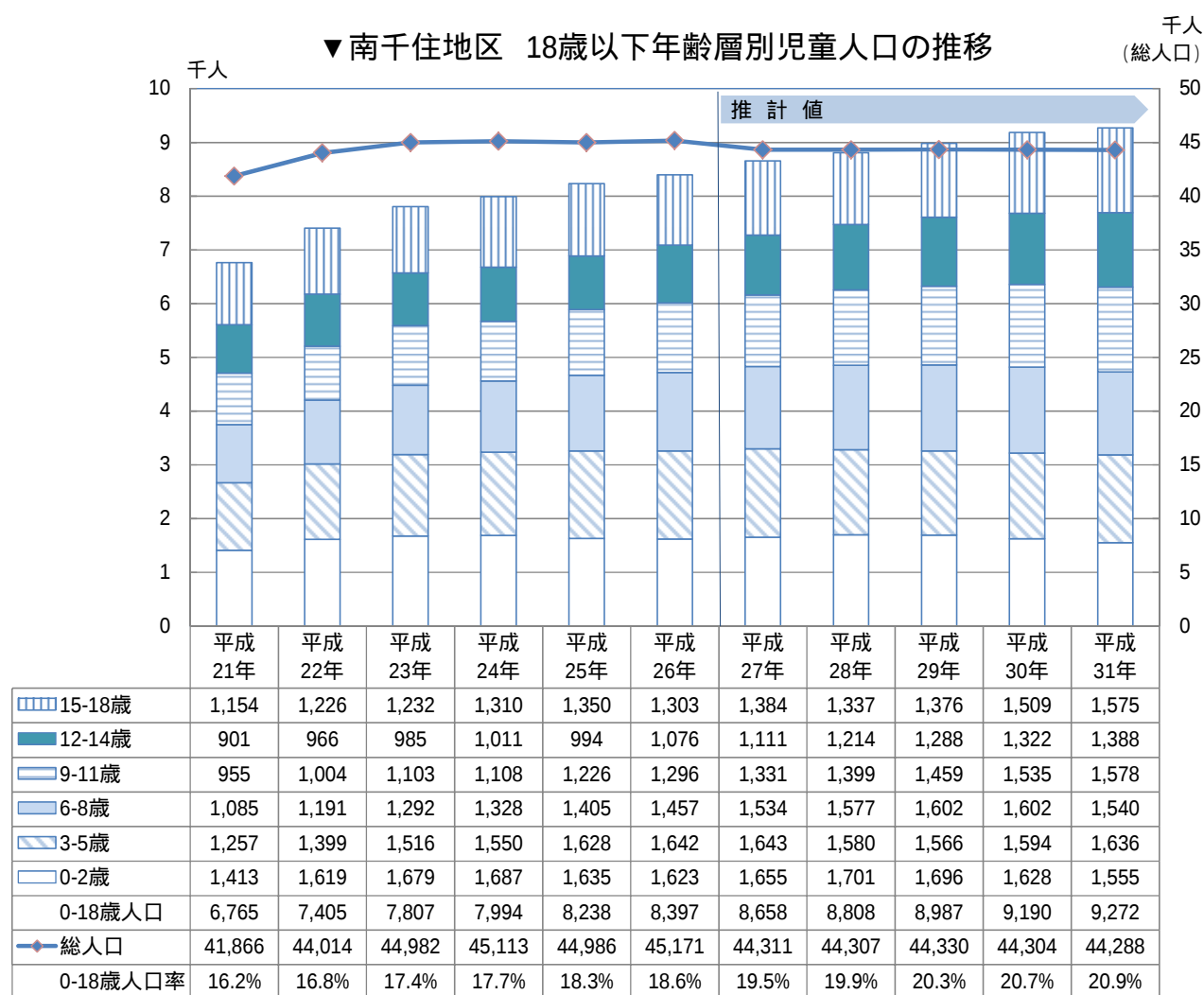


平成 26 年までは荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年 4 月 1 日現在）による

平成 27 年以降は荒川区推計（コーホート変化率）による

【南千住地区】

- 南千住地区は、南千住地域の白鬚西地区市街地再開発事業等の住宅建設等により、最も児童人口が増加した地区です。平成26年は平成21年と比較して、1,632人増加しています。
- 年齢層別では、平成26年は平成21年と比較して、3歳から5歳の児童人口が385人と最も増加しています。
- 平成31年の児童人口は、平成26年と比較して875人が増加すると推計し、総人口に対する児童人口の比率は、18.6%から20.9%に増加すると見込んでいます。

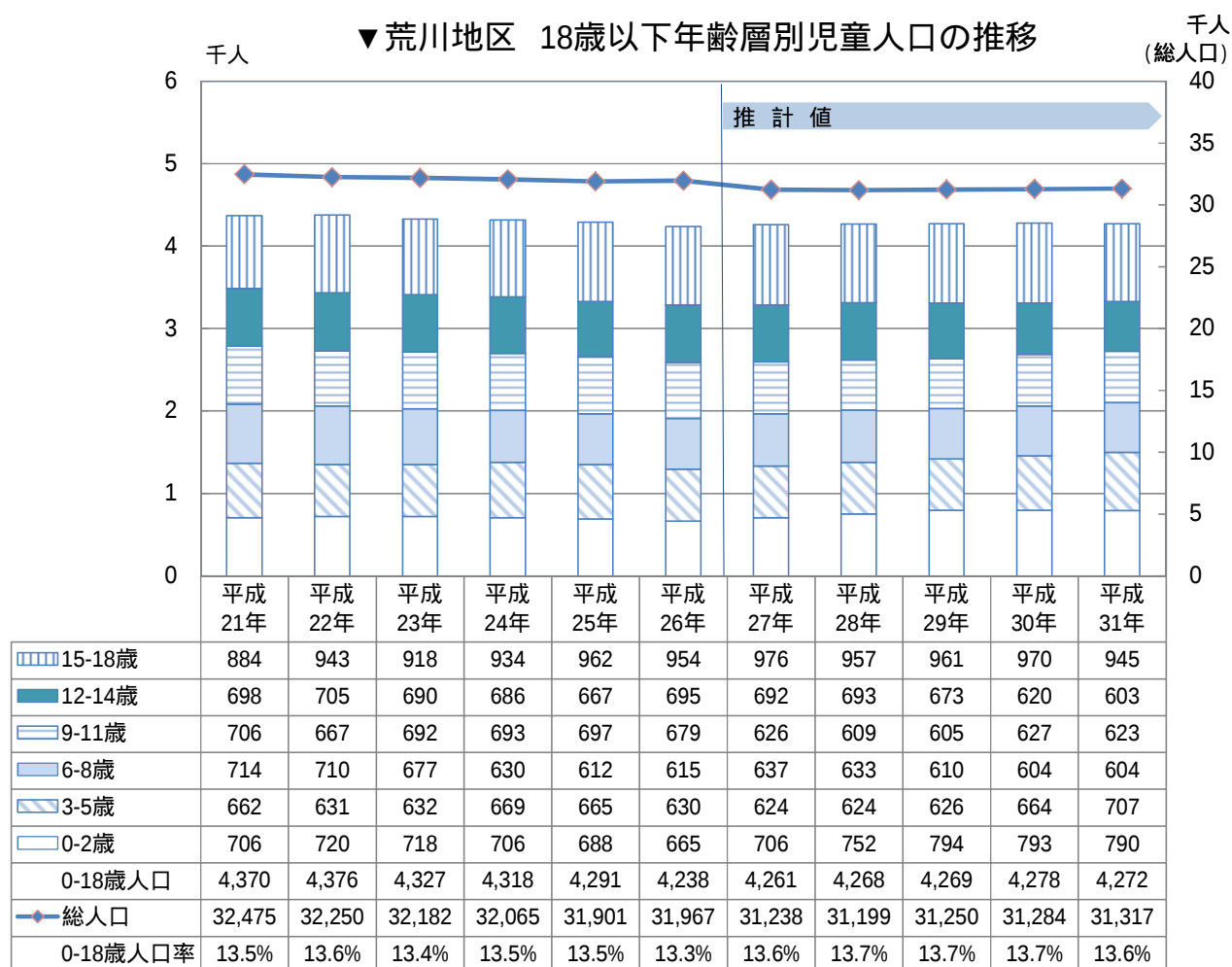


平成26年までは荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

平成27年以降は荒川区推計（コーホート変化率による）

【荒川地区】

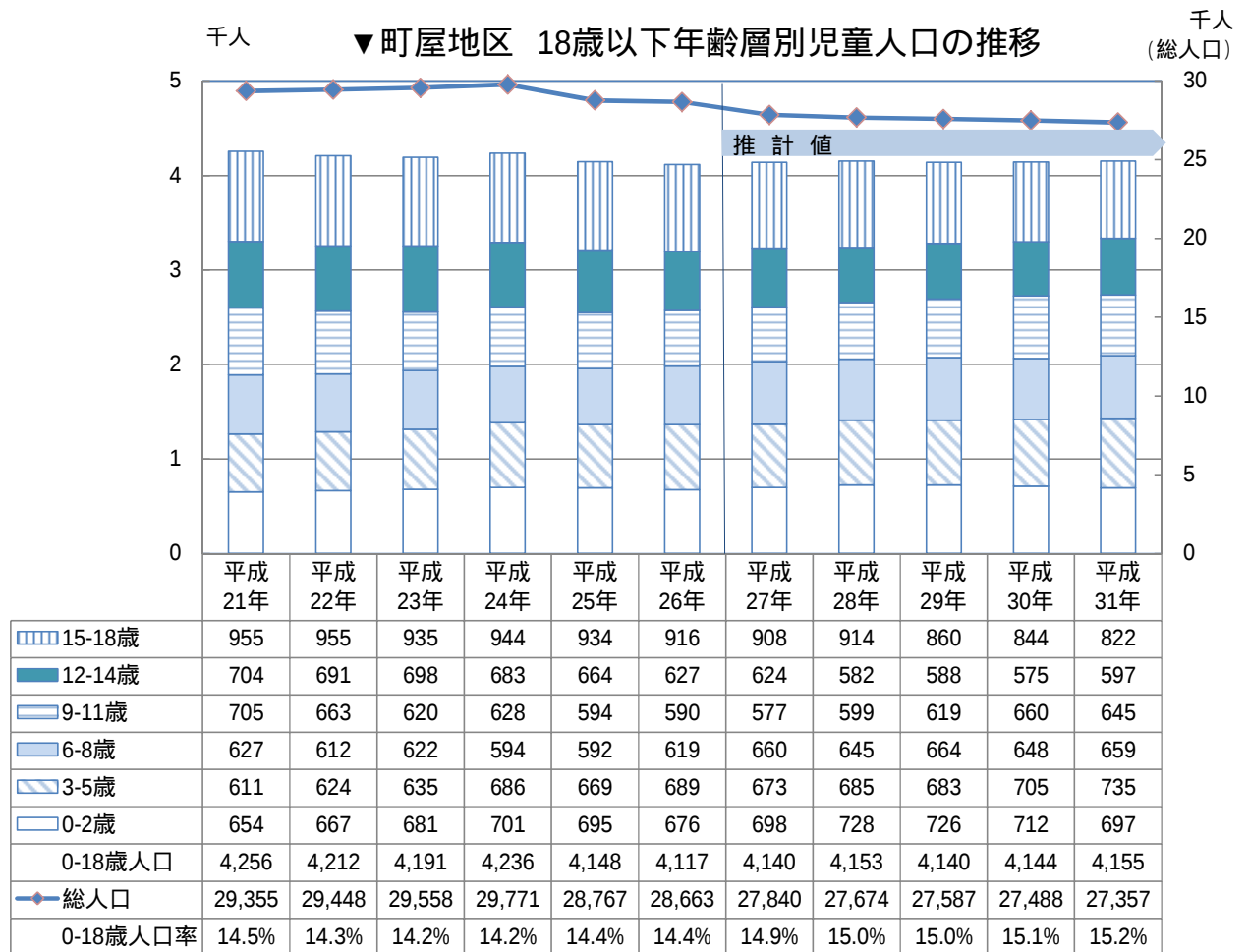
- 荒川地区の児童人口は、多少の減少はあるもののほぼ横ばいの状態が続いています。
- 年齢層別では、平成 26 年は平成 21 年と比較して、15 歳から 18 歳の児童人口のみ、70 人増加しています。
- 平成 31 年の児童人口は、平成 26 年と比較して 34 人が増加すると推計し、総人口に対する児童人口の比率は、13.3%から 13.6%に増加すると見込んでいます。



平成 26 年までは荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年 4 月 1 日現在）による
 平成 27 年以降は荒川区推計（コーホート変化率による）

【町屋地区】

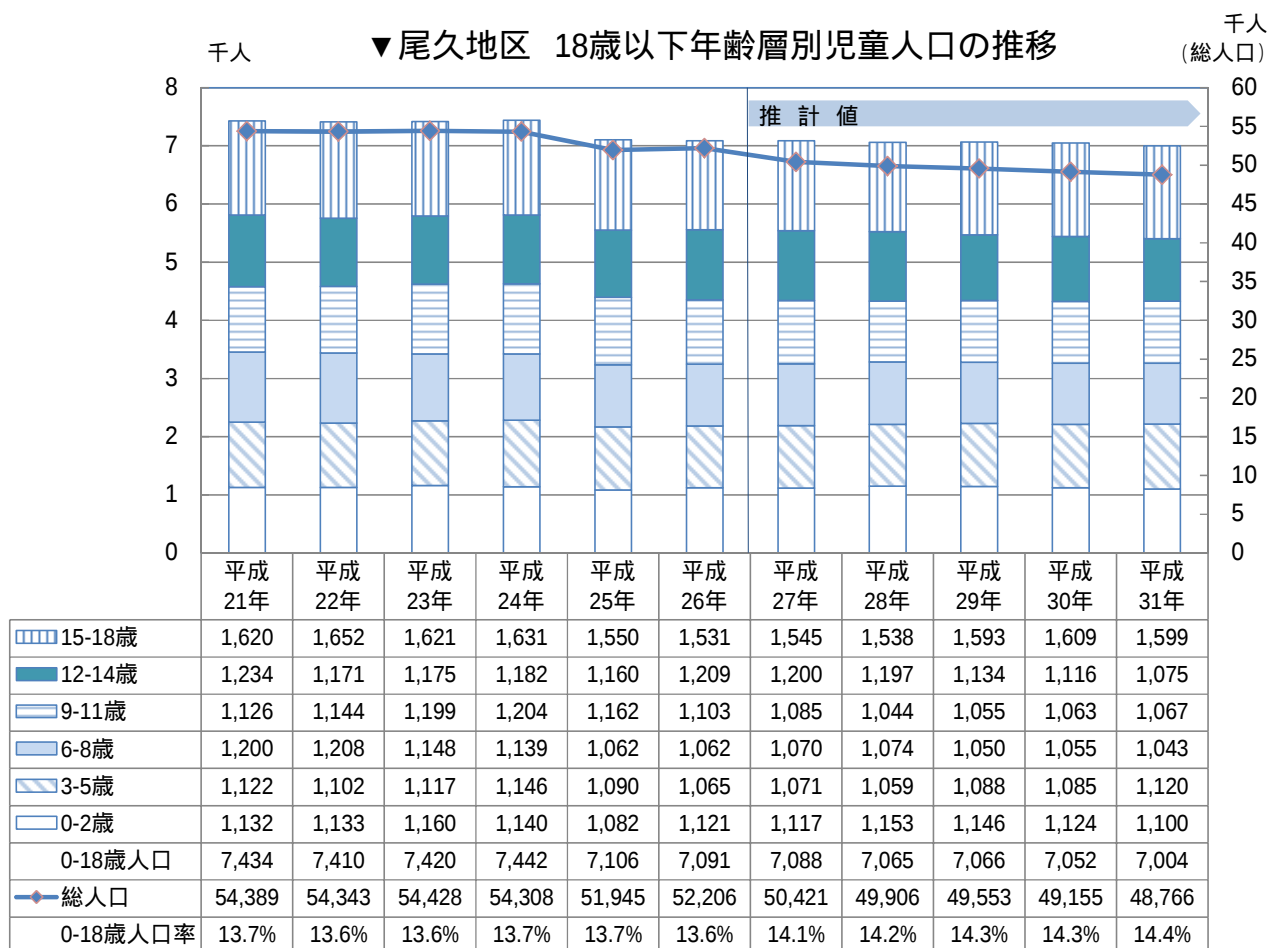
- 町屋地区の児童人口は、多少の減少はあるもののほぼ横ばいの状態が続いています。
- 年齢層別では、平成 26 年は平成 21 年と比較して、0 歳から 5 歳の未就学児が増加している一方、6 歳から 18 歳の就学児は減少しています。
- 平成 31 年の児童人口は、平成 26 年と比較して 38 人が増加すると推計し、総人口に対する児童人口の比率は、14.4%から 15.2%に増加すると見込んでいます。



平成 26 年までは荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年 4 月 1 日現在）による
 平成 27 年以降は荒川区推計（コーホート変化率による）

【尾久地区】

- 尾久地区は、最も児童人口が減少した地区です。平成 26 年は平成 21 年と比較して、343 人減少しています。
- 年齢層別では、平成 26 年は平成 21 年と比較して、6 歳から 8 歳の児童人口が 138 人と最も減少しています。
- 平成 31 年の児童人口は、平成 26 年と比較して 87 人が減少すると推計していますが、総人口に対する児童人口の比率は、13.6%から 14.4%に増加すると見込んでいます。

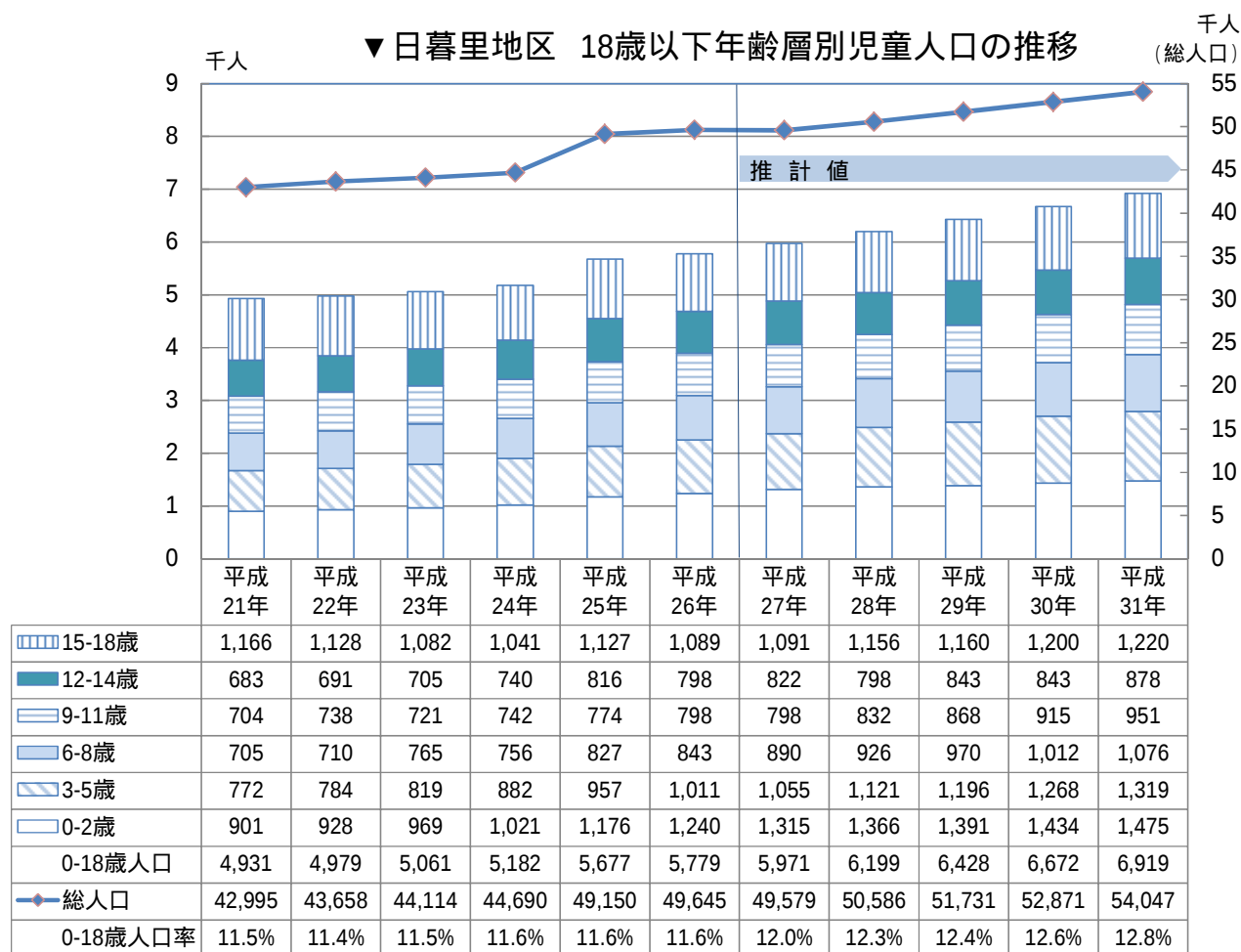


平成 26 年までは荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年 4 月 1 日現在）による

平成 27 年以降は荒川区推計（コーホート変化率による）

【日暮里地区】

- 日暮里地区は、日暮里駅前の再開発事業等により、南千住地区に次いで2番目に児童人口が増加した地区になります。平成26年は平成21年と比較して、848人増加しています。
- 年齢層別では、平成26年は平成21年と比較して、0歳から2歳の児童人口が339人と最も増加しています。
- 平成31年の児童人口は、平成26年と比較して1,140人と大幅に増加すると推計していますが、総人口も増加するため、総人口に対する児童人口の比率は、11.6%から12.8%に増加すると見込んでいます。

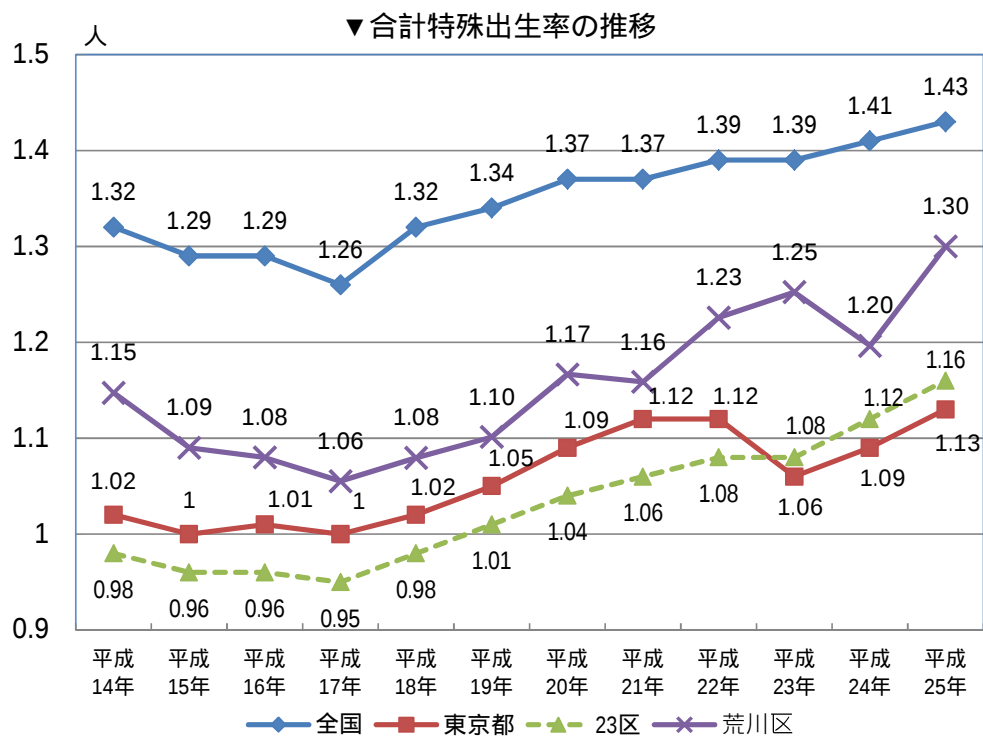


平成26年までは荒川区住民基本台帳等（外国人含む。各年4月1日現在）による

平成27年以降は荒川区推計（コーホート変化率による）

3 合計特殊出生率及び出生数の推移

- わが国の女性の合計特殊出生率は、平成 17 年以降、回復傾向にあり、平成 25 年は 1.43 となっています。
- 荒川区の合計特殊出生率は、東京都及び 23 区を上回るものの、全国と比べると依然低い水準となっています。

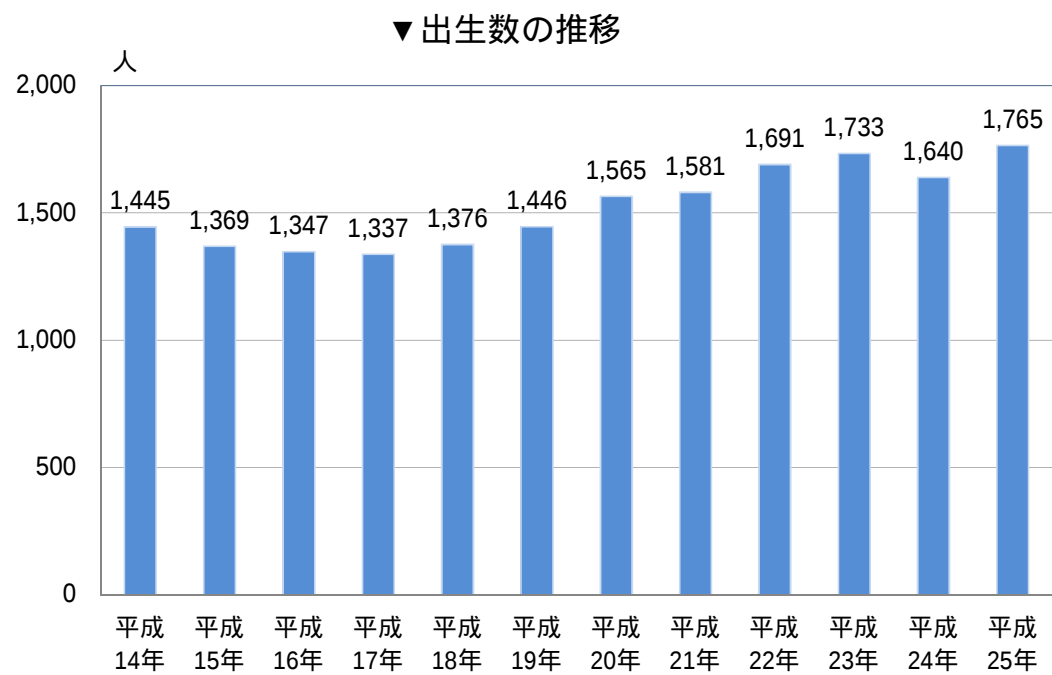


合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

$$\text{年齢別出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}}$$

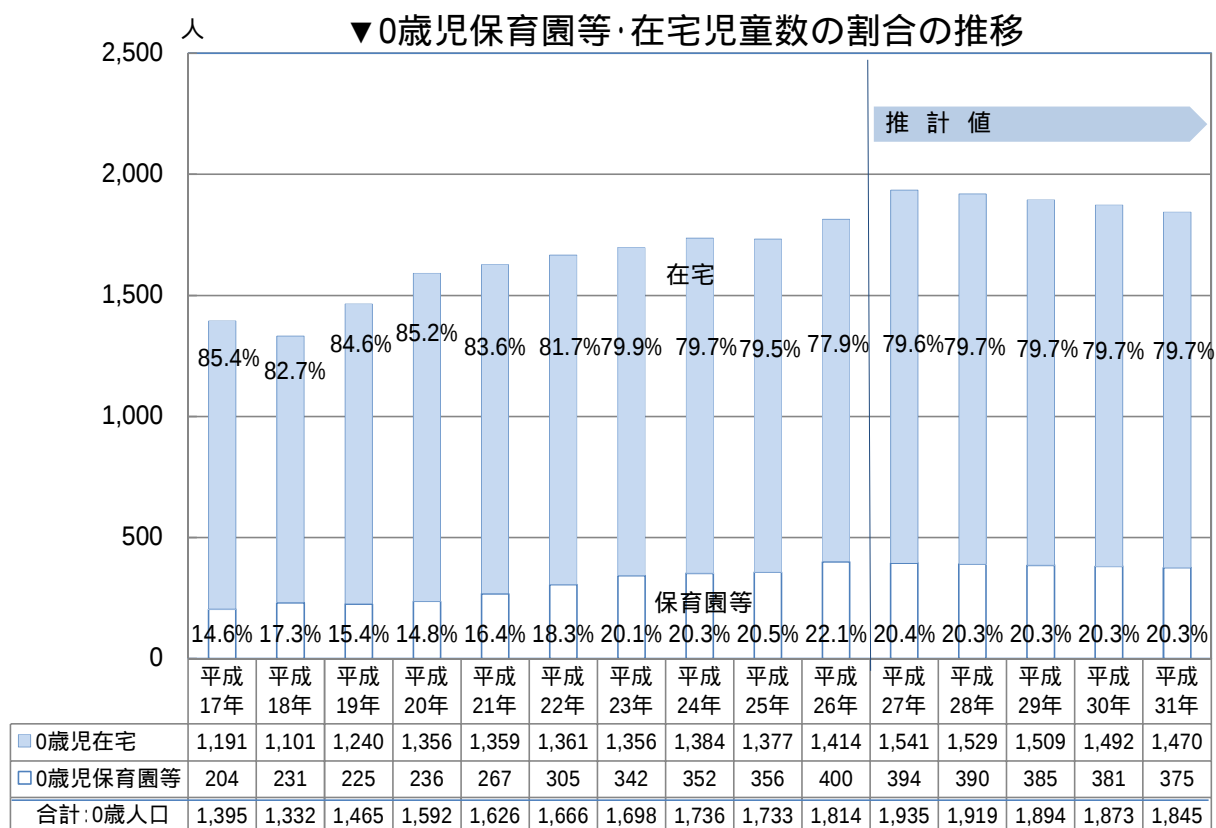
資料：東京都人口動態統計年報

- 出生数は平成 14 年から 19 年までは 1,400 人前後で推移し、平成 20 年に 1,500 人を超え、平成 25 年は 1,765 人となっています。



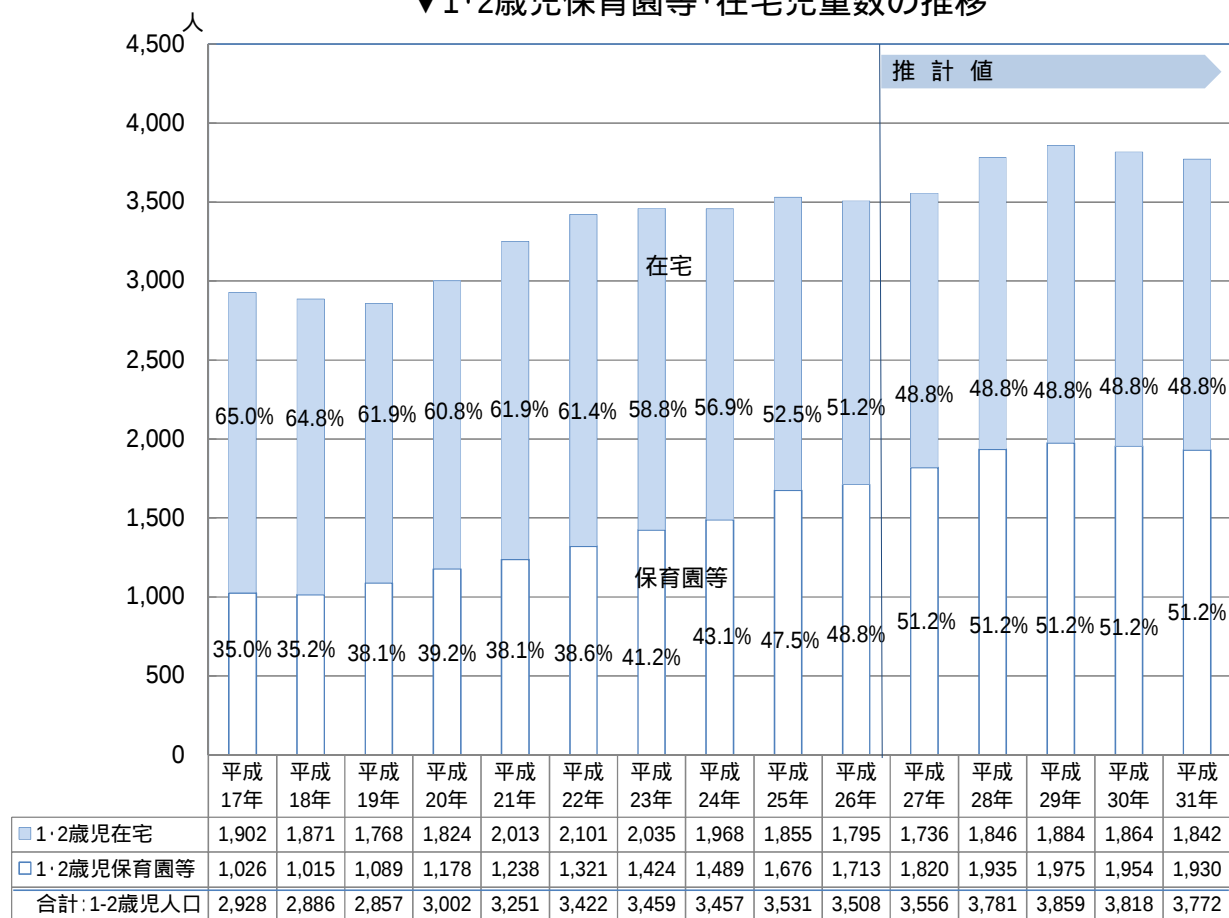
4 幼児期の学校教育・保育園児数と在宅育児数の割合の推移

- 0歳児における保育園等児の割合は、平成17年には14.6%でしたが、平成26年は22.1%と7.5ポイント増加しています。
- 0歳児における在宅育児数の割合は減少傾向にあるものの、全体の8割弱を占め、高い数値で推移すると見込んでいます。

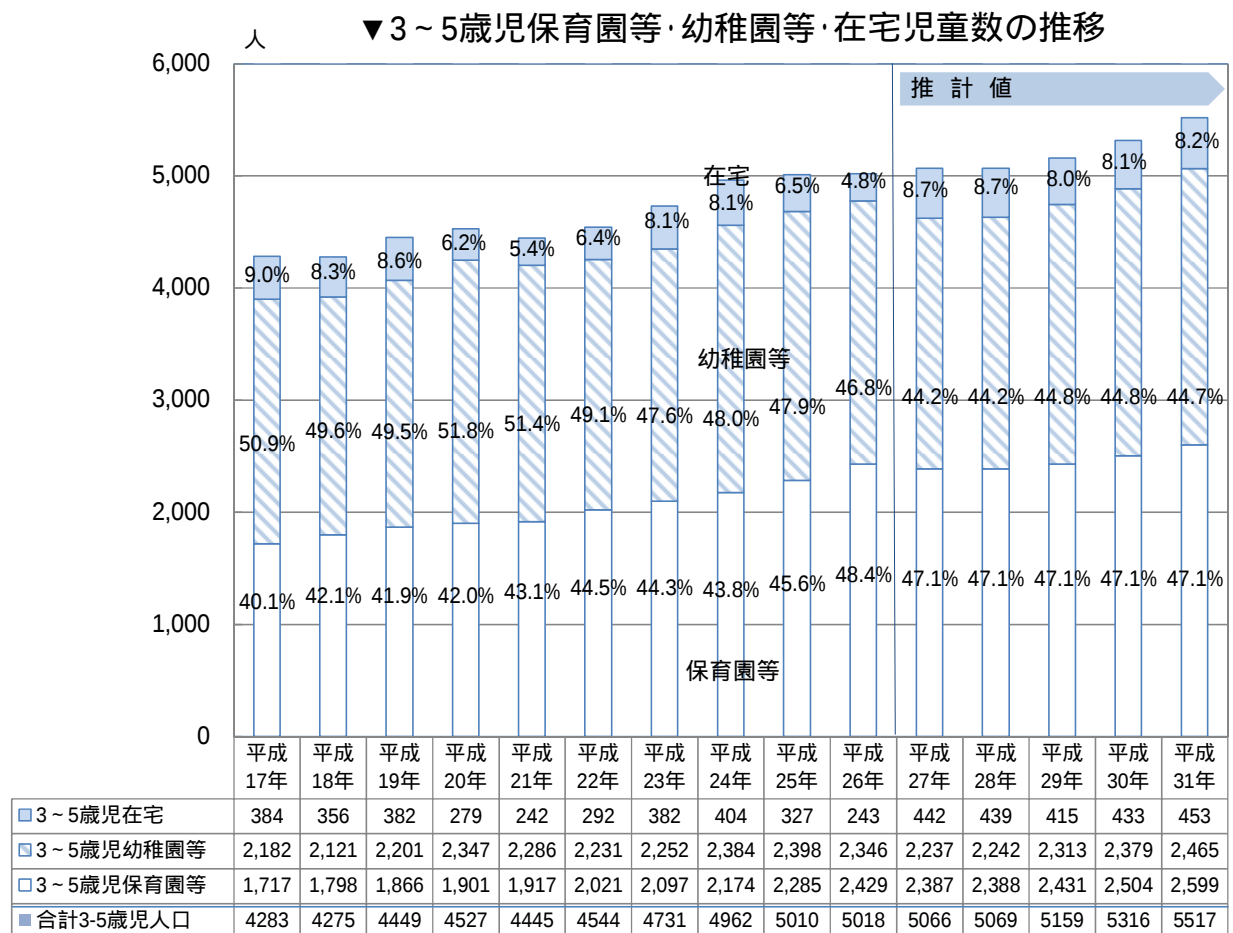


- 1・2歳児における保育園等児は、平成17年には35.0%でしたが、平成26年は48.8%と13.8ポイントも増加しています。
- 平成26年における0歳児の保育園等児が22.1%であるのに対し、1・2歳児は48.8%と大きく上回っていることから、子どもが1歳以上になったことを契機に在宅育児から保育園等利用に移行している世帯が多いと考えられます。
- 平成26年度については、0歳・1歳・2歳の乳幼児人口の6割にあたる約3,200人が在宅育児数となります。

▼1・2歳児保育園等・在宅児童数の推移

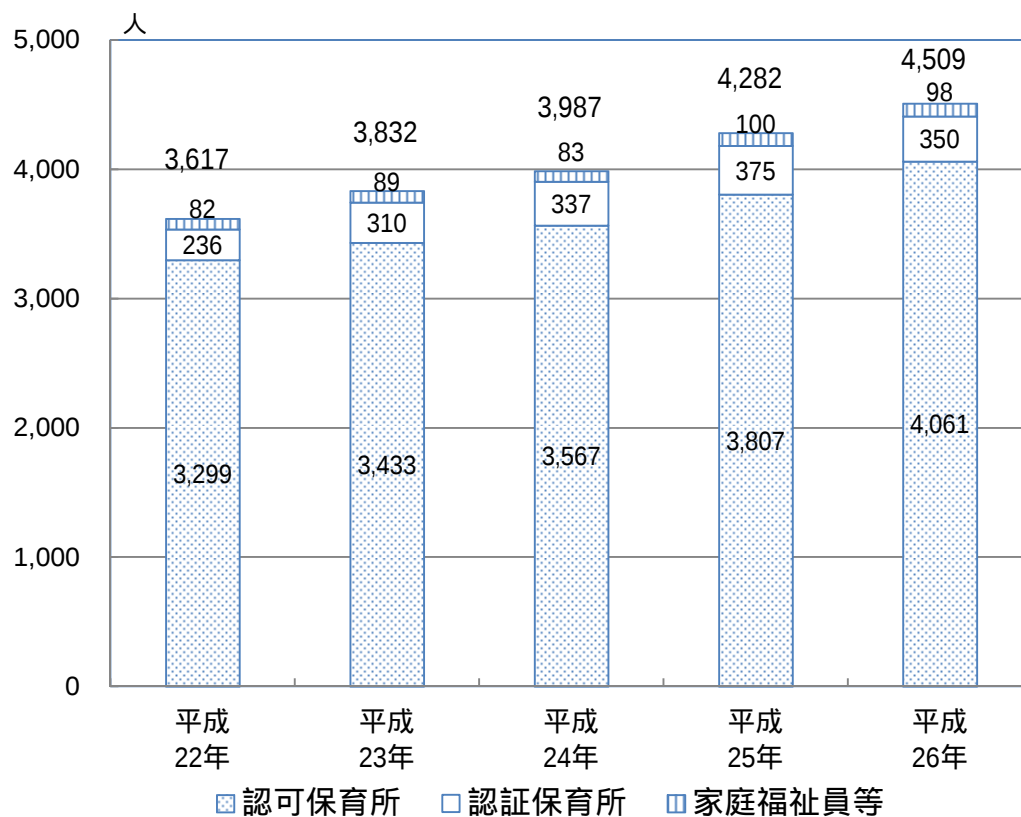


- 3歳・4歳・5歳児における在宅育児数は、平成17年には9.0%でしたが、平成26年は4.8%と4.2ポイント減少しています。
- 平成17年と平成26年を比較すると、幼稚園等児は4.1ポイント減少していますが、保育園等児は8.3ポイント増加していることから、在宅での育児や幼稚園等への通園から保育園等利用に移行していると考えられます。



- 保育利用者数は、人口増加や経済情勢の変化等を背景に認可保育所等を中心に増加しています。

▼ 保育利用者数の推移



各年4月1日時点

区外の認可保育所等利用者を含む。

- 保育所待機児童数は、平成 26 年 4 月 1 日時点で 8 人にまで減少しています。地域別で見ると、平成 22 年に 28 人と最大であった南千住地域が平成 26 年に 0 人となったほか、荒川地域と日暮里地域においても 0 人となっています。
- 年齢別では、1 歳児以外は 0 人、1 歳児は平成 22 年で 26 人だったものが平成 26 年に 8 人まで減少しています。

< 地域別待機児童数 >

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
南千住	28	1	15	13	0
荒川	5	5	7	5	0
町屋	3	4	8	3	3
尾久	4	3	1	10	5
日暮里	9	26	15	6	0
計	49	39	46	37	8

各年 4 月 1 日時点

< 年齢別 >

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	13	14	3	0	0
1 歳	26	12	19	37	8
2 歳	8	13	0	0	0
3 歳	2	0	24	0	0
4-5 歳	0	0	0	0	0
計	49	39	46	37	8

各年 4 月 1 日時点

5 養育困難家庭・要保護児童・児童虐待防止等に関する現状

- 子ども家庭支援センターにおける相談受理件数の総数は、平成 20 年度は 323 件でしたが、平成 25 年度には 615 件とほぼ倍増しています。
- そのうち、「虐待」相談は、平成 25 年度は 184 件となり、平成 24 年度の 2 倍、平成 20 年度と比較すると 6 倍と最も増加しています。
- 次に相談件数が増加しているのが「養育困難等」で、「虐待」と同じ 184 件となっています。

▼ 子ども家庭支援センターにおける児童虐待相談受理件数の推移

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
虐待	29	38	52	97	86	184
養育困難等	76	86	118	119	118	184
保健相談	3	2	0	1	2	1
障害相談	0	4	7	2	1	0
非行相談	2	4	2	0	0	1
育成相談	79	56	65	47	33	38
再掲(不登校)	(16)	(28)	(14)	(13)	(3)	(28)
再掲(育児・しつけ)	(37)	(18)	(13)	(16)	(22)	(10)
その他の相談	134	75	98	45	202	207
合計	323	265	342	311	442	615

各年 3 月 31 日現在

- 都内では保健所や保育所、学校等関係機関からの児童虐待通告は子ども家庭支援センターで受けることとなっています。その結果、平成 25 年度における子ども家庭支援センターの相談件数は北児童相談所と比較すると約 100 件も多く、ここ数年で、子ども家庭支援センターがより身近な相談窓口となっていると考えられます。
- 児童虐待に関する相談受理件数は過去 5 年間で、子ども家庭支援センターが 4.8 倍、北児童相談所が 2.6 倍に増加しています。

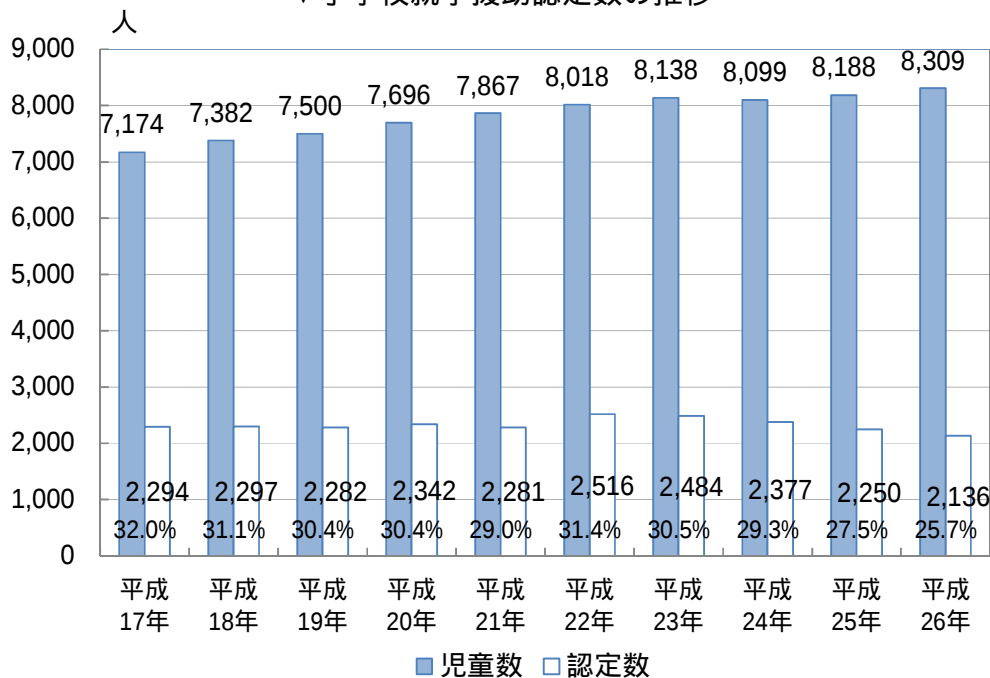
▼ 子ども家庭支援センターと児童相談所における児童虐待相談受理件数の推移

機関		子ども家庭支援センター					北児童相談所				
年度		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
虐待	身体的	11	23	28	27	59	10	13	23	24	34
	ネグレクト	9	15	28	31	69	14	13	9	24	19
	性的	2	0	1	3	0	0	1	2	3	1
	心理的	16	14	40	25	56	7	13	22	17	23
	その他	0	0	0	0	0	1	0	1	1	8
合計		38	52	97	86	184	32	40	57	69	85

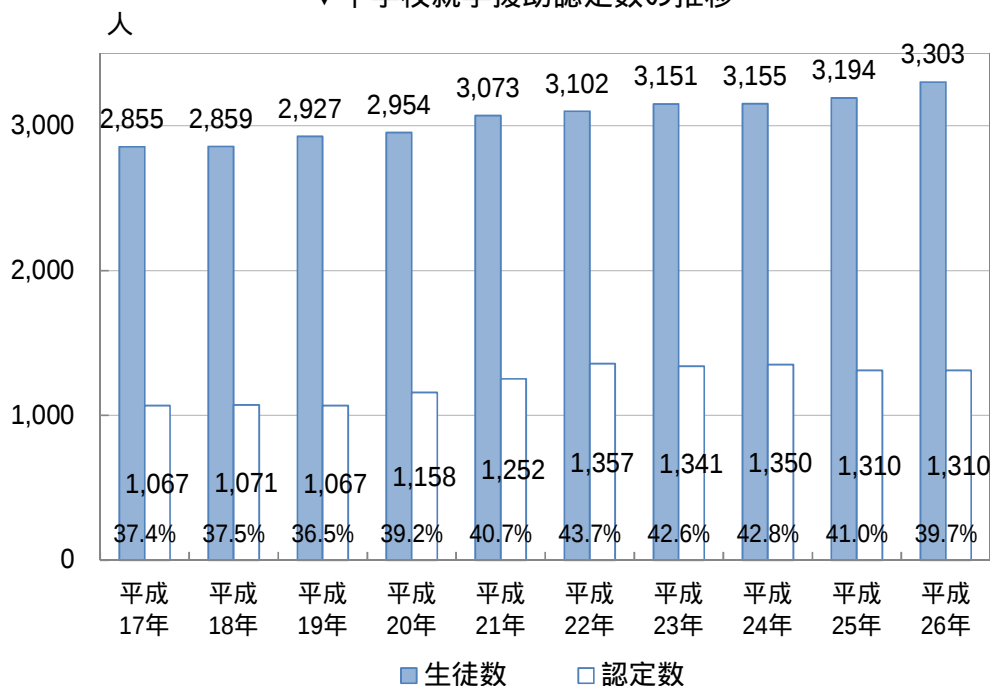
6 子どもの貧困に関する現状

- 就学援助認定数では、平成 22 年が最も多く、小学校が 2,516 人、中学校が 1,357 人となっています。
- 小学校は年々減少しており平成 26 年では、2,136 人となり平成 22 年と比較すると 380 人減少していますが、中学校は、多少の減少はあるものの横ばいの状態が続いています。
- 子どもの貧困の手がかりとなりうる就学援助認定率は小学校で約 3 割、中学校で約 4 割となっています。

▼小学校就学援助認定数の推移



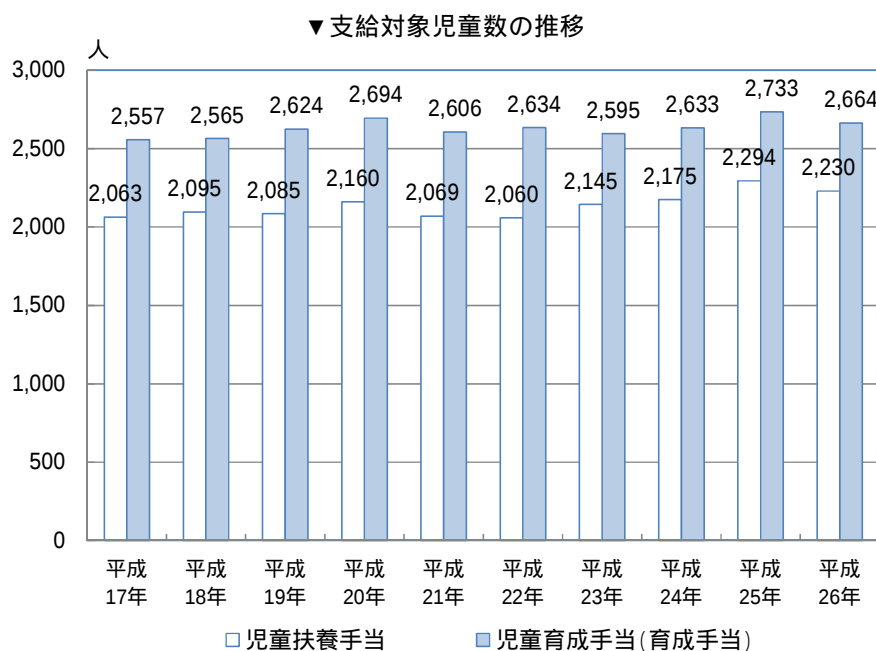
▼中学校就学援助認定数の推移



各年 3 月 31 日現在。ただし平成 26 年は 11 月 10 日現在

7 ひとり親家庭に関する現状

- 児童扶養手当と児童育成手当（育成手当）の支給対象児童数は平成 25 年が最も多く、所得制限額が低い児童扶養手当が 2,294 人、児童育成手当（育成手当）が 2,733 人となっています。



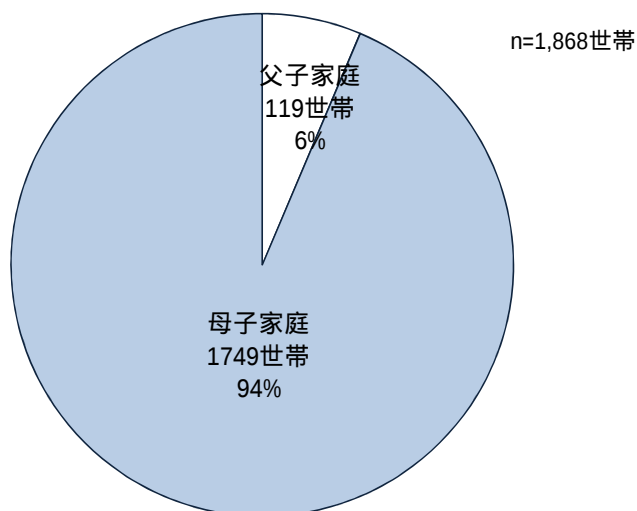
各年 3 月 31 日現在

児童扶養手当、児童育成手当（育成手当）は、父子家庭や母子家庭、父または母が重度の障がい者の家庭等に支給する手当で、所得制限等の資格要件が各手当で異なります。

児童育成手当（育成手当）は、児童扶養手当よりも所得制限が高い設定となっています。

- 児童育成手当の受給者数の内訳は、母子家庭が全体の 94% を占めており、父子家庭は 6% となっています。

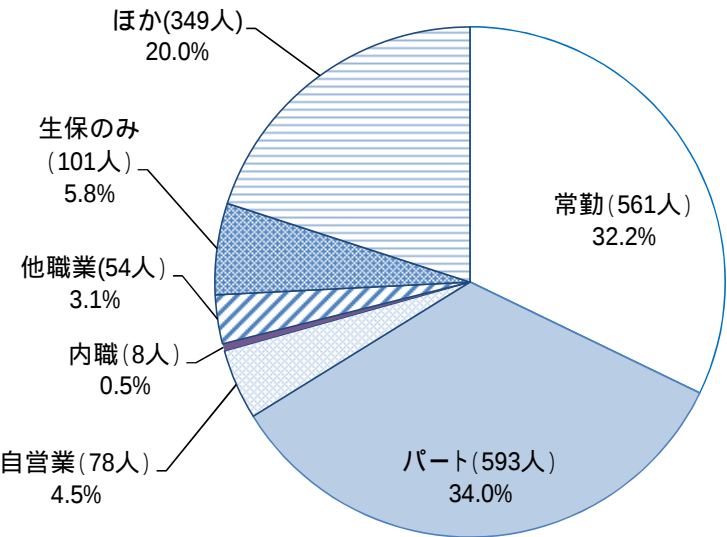
▼ 児童育成手当 (育成手当) 受給者数 (世帯数)



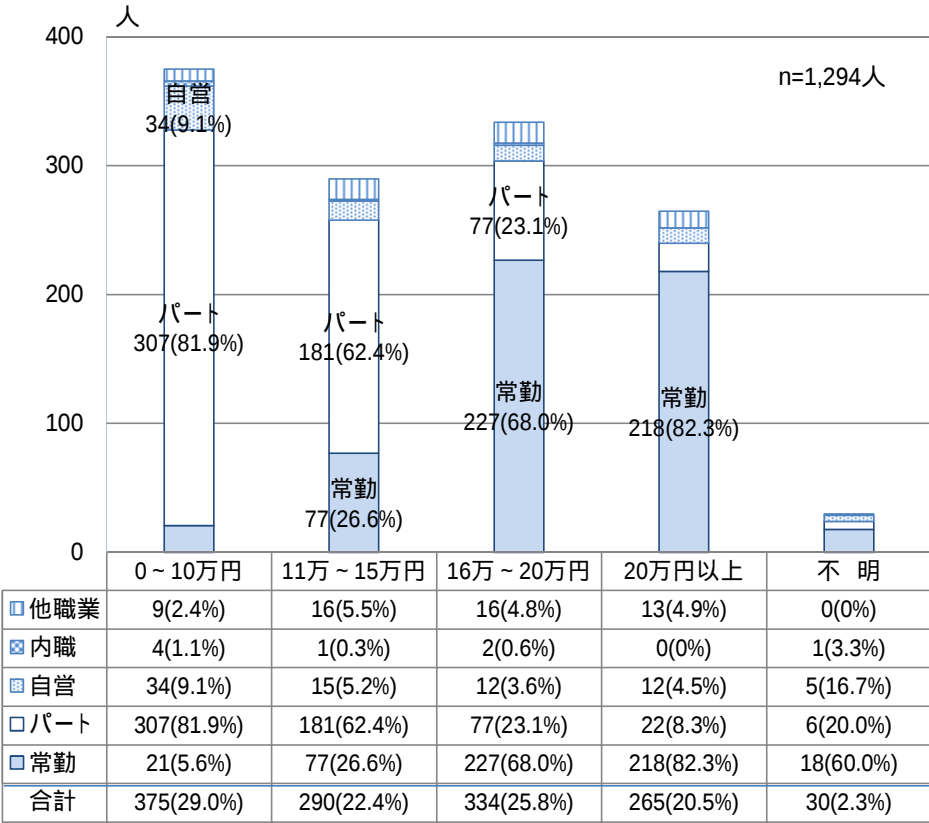
平成 26 年 3 月 31 日現在

○平成 26 年度のひとり親家庭（児童扶養手当受給者）の生計維持方法の状況調査によると、就労形態等については常勤が 32.2%、パートが 34.0%、自営が 4.5%であり、生活保護受給は 8.3%（そのうち 30.3%が就業）。有職者の月収は 10 万円以下が最も多く 29.0%、次いで 16 万円から 20 万円が 25.8%でした。

▼児童扶養手当受給者の就労状況

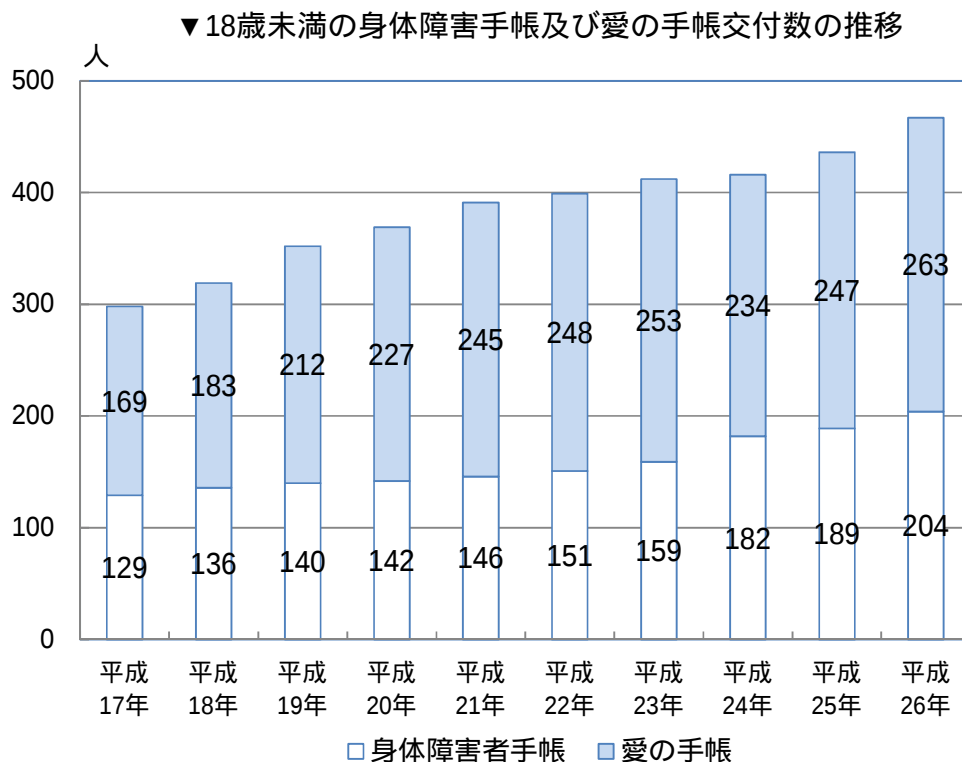


▼児童扶養手当受給者の収入状況別の有職者就業形態

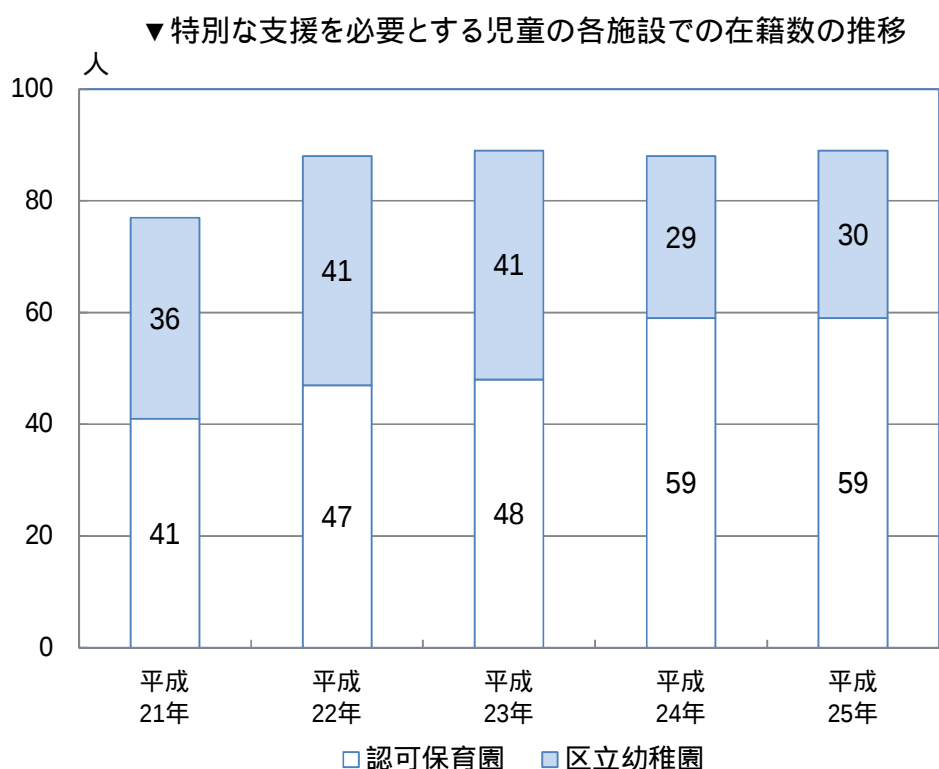


8 特別な支援を必要とする子どもに関する現状

- 18歳未満の子どもに対する身体障害者手帳及び愛の手帳の交付数では、平成26年が最も多く、身体障害者手帳交付数204件、愛の手帳交付数263件となっています。
- 平成17年から毎年、身体障害者手帳と愛の手帳交付数は増加しています。



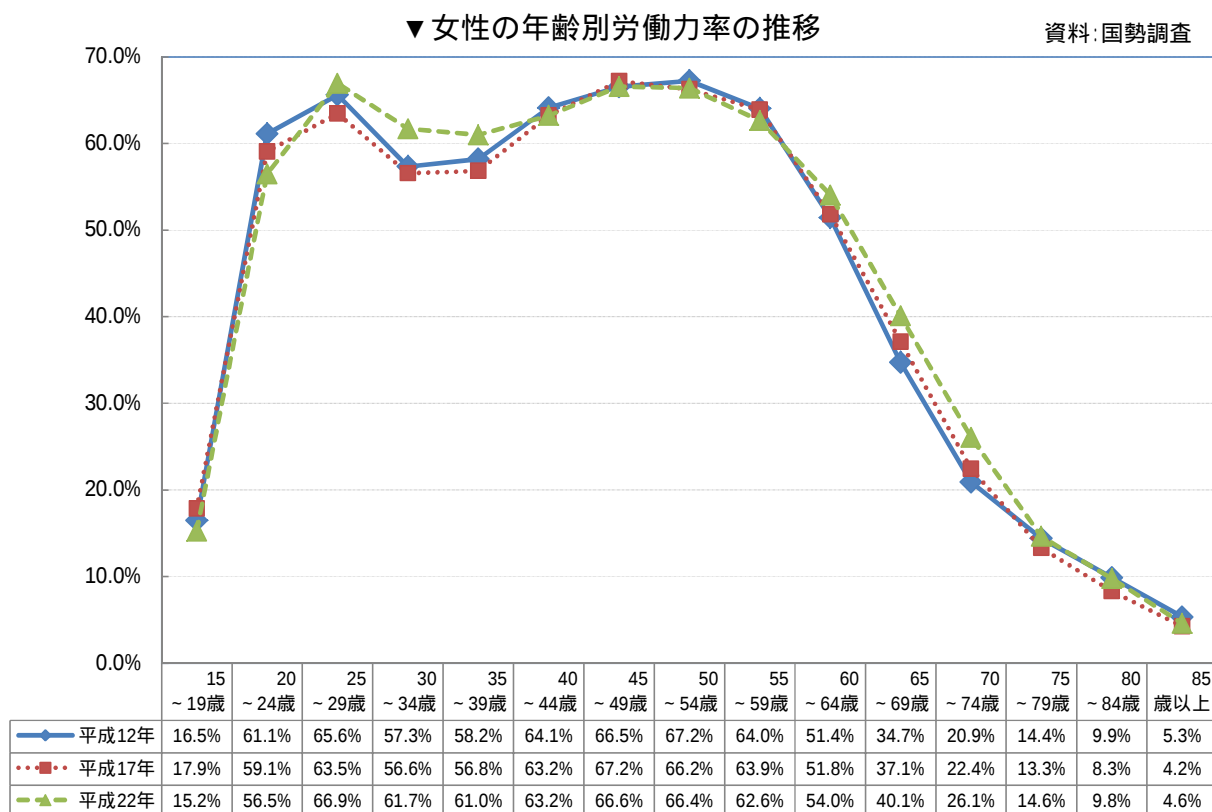
各年3月31日現在。精神保健福祉手帳については、年齢別データなし



各年4月1日現在。区立幼稚園は区立幼稚園と区立こども園を合わせた人数

9 女性の就労に関する現状

- 区における、女性の年齢別労働力率をグラフにしてみると、25 歳から 29 歳で高くなった後、30 歳から 39 歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られ、いわゆる M 字カーブが描かれます。
- 平成 17 年と平成 22 年を比べると M 字の底の部分が浅くなっています。

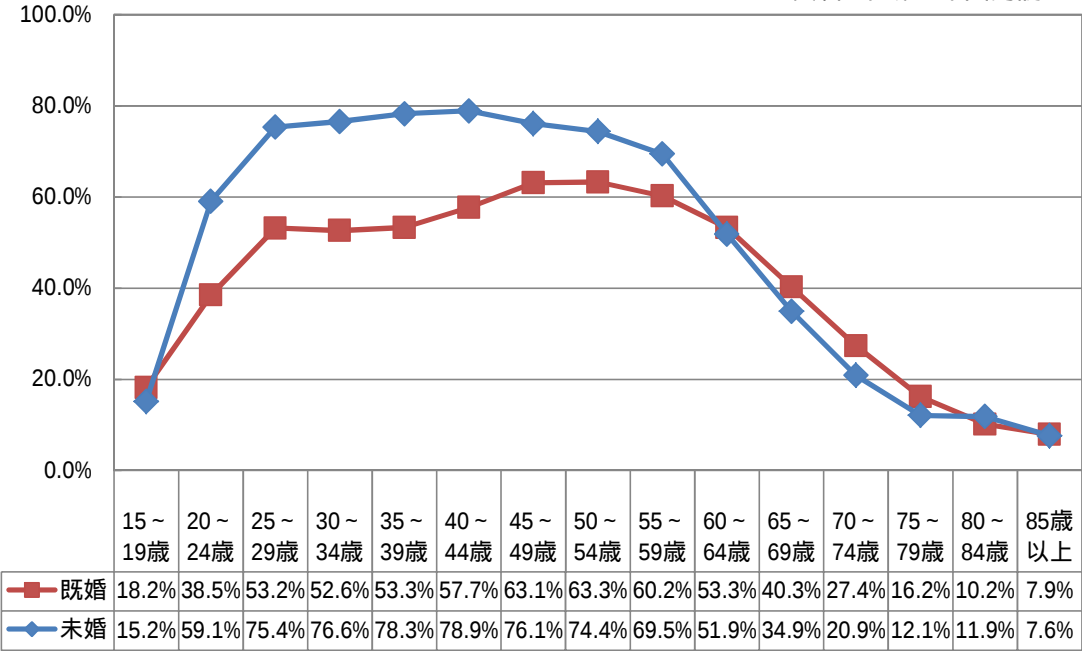


労働力率：「15 歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合 = 「労働力人口」÷「15 歳以上人口」×100

- 女性の未婚・既婚別労働力率を比べてみると、25 歳から 44 歳で大きな違いがみられ、35 歳から 39 歳では 25 ポイントの差が開いています。
- 60 歳以降は既婚の数値が未婚を上回っています。

▼ 女性の未婚・既婚別労働力率の比較

資料：平成22年国勢調査



第2節 主な子ども・子育て支援事業一覧

区の子ども・子育てに関する事業は、子育て支援部をはじめ、健康部・区民生活部・教育委員会・福祉部等の関係各部課が連携しながら実施しており、それらは次のとおりです。

		出産前	出産～新生児期	乳幼児期 0～2歳	就学前 3～5歳	就学後 6歳～	
親子への支援	健康	・母子手帳交付 ・妊婦健康診査	・乳児家庭全戸訪問	・乳幼児健康診査 ・精神科医による母親への個別相談事業 ・母親へのグループメンタルケア事業 ・小さく生まれた赤ちゃんの会		・就学時健康診断	
	子育て支援	・母親・両親学級	・児童手当支給　・子ども医療費の助成				
		・子育て支援情報提供事・女性相談					
			・子育てボランティア団体の育成支援　・ツインズサポート				
			・あらかわベ이스テーション				
			・親子ふれあい入浴券				
			・あらかわキッズコール24				
			・ショートステイ ・家庭教育学級　・地域子育て教室　・親育ち支援事業　・地域教育力向上支援事業				
教育・保育			・私立幼稚園等 ・区立幼稚園等 ・保育園等・延長保育 ・病児、病後児保育				
在宅		・産後支援ボランティア					
		・子育て支援カウンセラー					
		・ファミリー・サポート・センター事業					
		・一時預かり					
		・ひろば館　・ふれあい館					
		・地域子育て交流サロン ・キッズクーポン					
義務教育時間外育成						・学童クラブ ・にこにこすくーる ・放課後子ども総合プラン ・スクールソーシャルワーカー ・あらかわ寺子屋 ・ひろば館　・ふれあい館 ・自然まるかじり体験塾	
児童虐待防止		・特定妊婦支援					
		・養育支援訪問事業　・要保護児童対策事業　・要保護児童対策地域協議会　・児童相談所の移管への取組					
子どもの貧困		・入院助産	・子どもの貧困対策(保育園)			・就学援助	
		・家庭相談					
						・学習支援事業 ・次世代育成支援事業	
ひとり親家庭		・ひとり親家庭相談					
		・手当支給　・医療費の助成　・就業支援　・休養ホーム事業　・みなし寡婦(夫)控除					
		・ひとり親家庭サポート事業					
					・東京都母子及び父子福祉資金貸付		
障がい				・留守番看護師派遣事業			
			・児童発達支援(保育園・たんぽぽセンター)			・就学相談 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・ショートステイ ・緊急一時保護事業	
就労		・女性の就労支援					
		・男女共同参画啓発及び相談事業					

第3節 ニーズ調査結果

1 調査実施の目的

区では、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、平成27年から31年の5年間を一期とする「荒川区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画の策定にあたり、区の教育・保育サービスや子育て支援事業に関する区民ニーズの動向分析等を行い、区の現状と今後の課題を整理することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2 調査の種類

調査名	調査対象
1．未就学児用	未就学児童のいる世帯
2．就学児用	小学校1年生から3年生までの児童のいる世帯

3 調査方法と回収状況

調査方法：郵送による配布・回収（ただしweb回答も併用）

抽出方法：層化2段無作為抽出

調査期間：平成25年10月21日（月）～11月11日（月）

< 回収状況 >

調査名	発送数	回収数	回収率
1．未就学児用	2,100 件	1,247 件	59.4%
2．就学児用	900 件	549 件	61.0%
合 計	3,000 件	1,796 件	59.9%

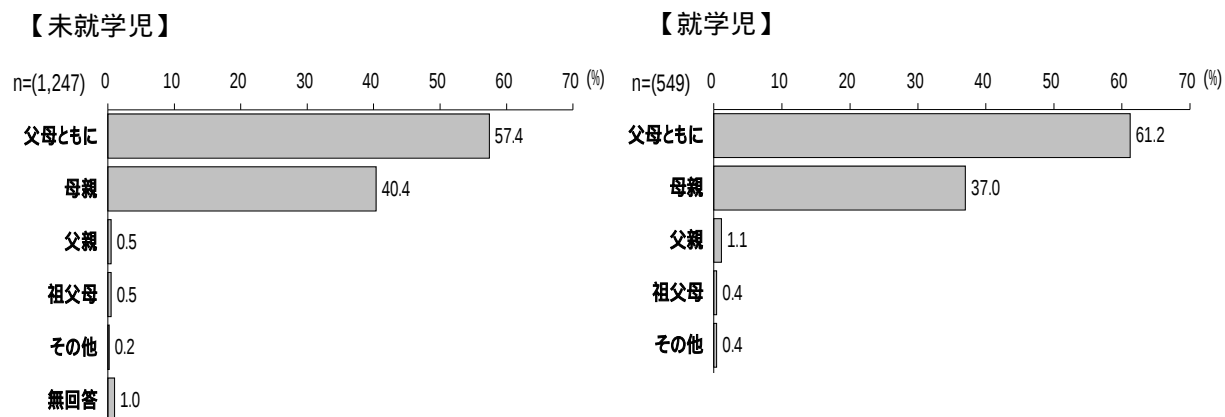
4 調査項目

調査名	調査項目
1．未就学児用	・子どもと家族の状況 ・子どもの育ちをめぐる環境 ・保護者の就労状況 ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ・地域の子育て支援事業の利用状況 ・土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 ・病気の際の対応 ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況 ・子どもの放課後の過ごし方 ・子育てと職場の両立支援制度 ・子育て全般について
2．就学児用	・子どもと家族の状況 ・子どもの育ちをめぐる環境 ・保護者の就労状況 ・子どもの放課後の過ごし方 ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況 ・子どもの生活状況 ・子育て全般について

5 調査結果の要約

子どもと家族の状況（未就学児・就学児）

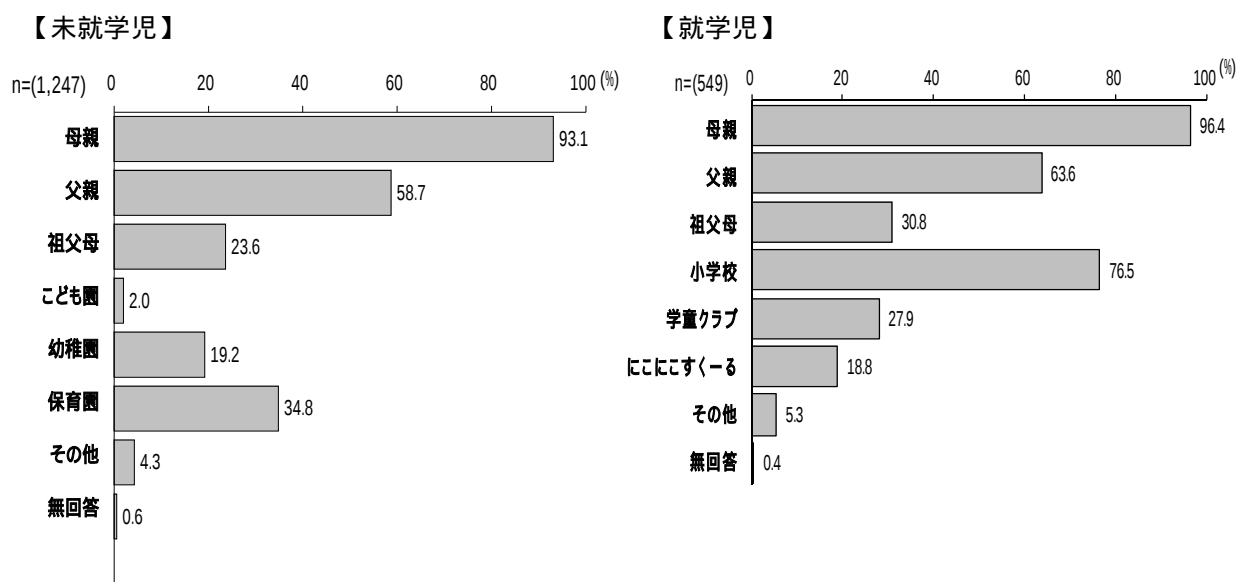
問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。



- 子育てを主に行っている人は、いずれも「父母ともに」が最も高く、未就学児で 57.4%、就学児で 61.2%となっています。

子どもの育ちをめぐる環境（未就学児・就学児）

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的にかかわっている方はどなた（どの施設）ですか。



- 子育てに日常的にかかわっている人（施設）は、いずれも「母親」が 90%を超え、最も高くなっています。

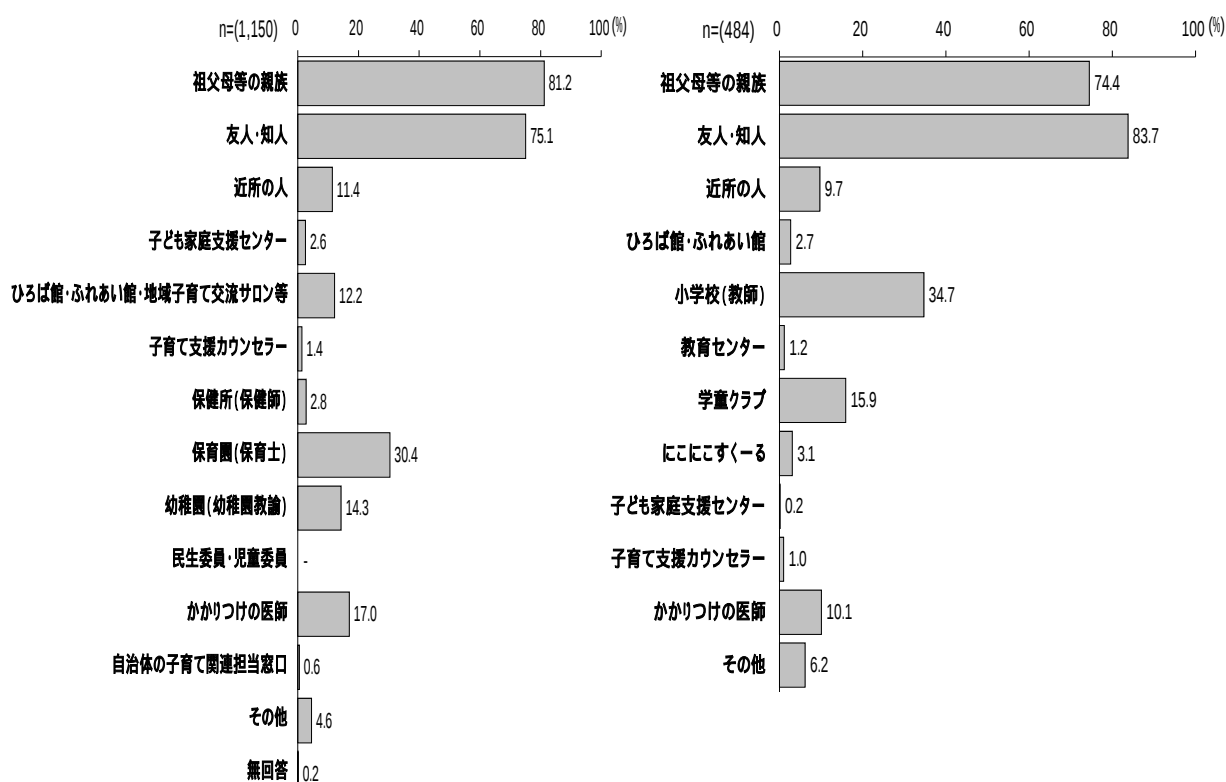
問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。

【未就学児】	いる／ある	92.2%	いない／ない	4.9%	無回答	2.9%
【就学児】	いる／ある	88.2%	いない／ない	8.9%	無回答	2.9%

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

【未就学児】

【就学児】



- 子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無は、未就学児では「いる／ある」が92.2%となっており、その相談先は、「祖父母等の親族」が81.2%で最も高く、次いで「友人・知人」が75.1%となっています。
- 就学児では「いる／ある」が88.2%となっており、その相談先は、「友人・知人」が83.7%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が74.4%となっています。

保護者の就労状況（未就学児・就学児）

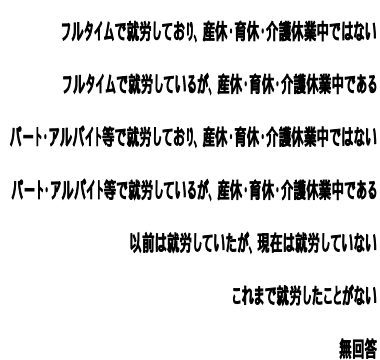
問 現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお伺いします。

【未就学児】

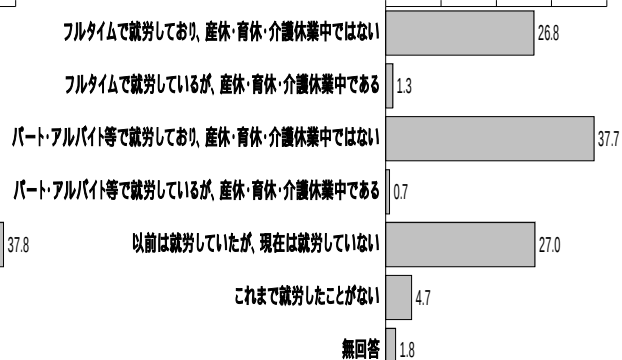
【就学児】

【母親】

n=(1,244) 0 10 20 30 40 (%)

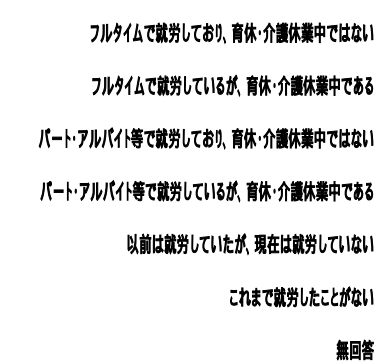


n=(549) 0 10 20 30 40 (%)

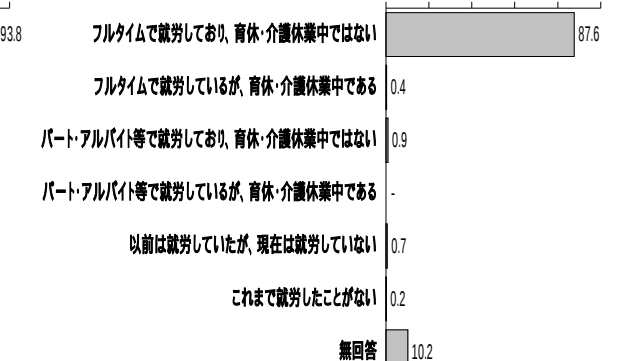


【父親】

n=(1,188) 0 20 40 60 80 100 (%)

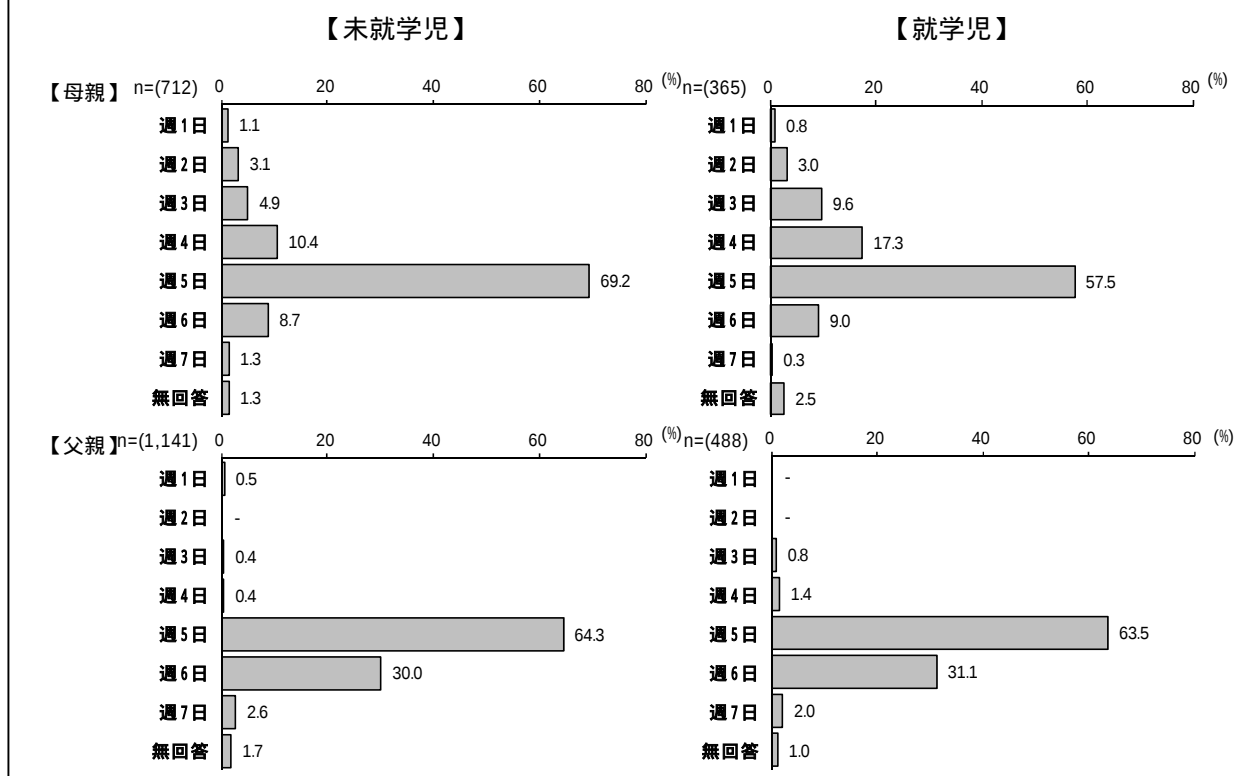


n=(549) 0 20 40 60 80 100 (%)



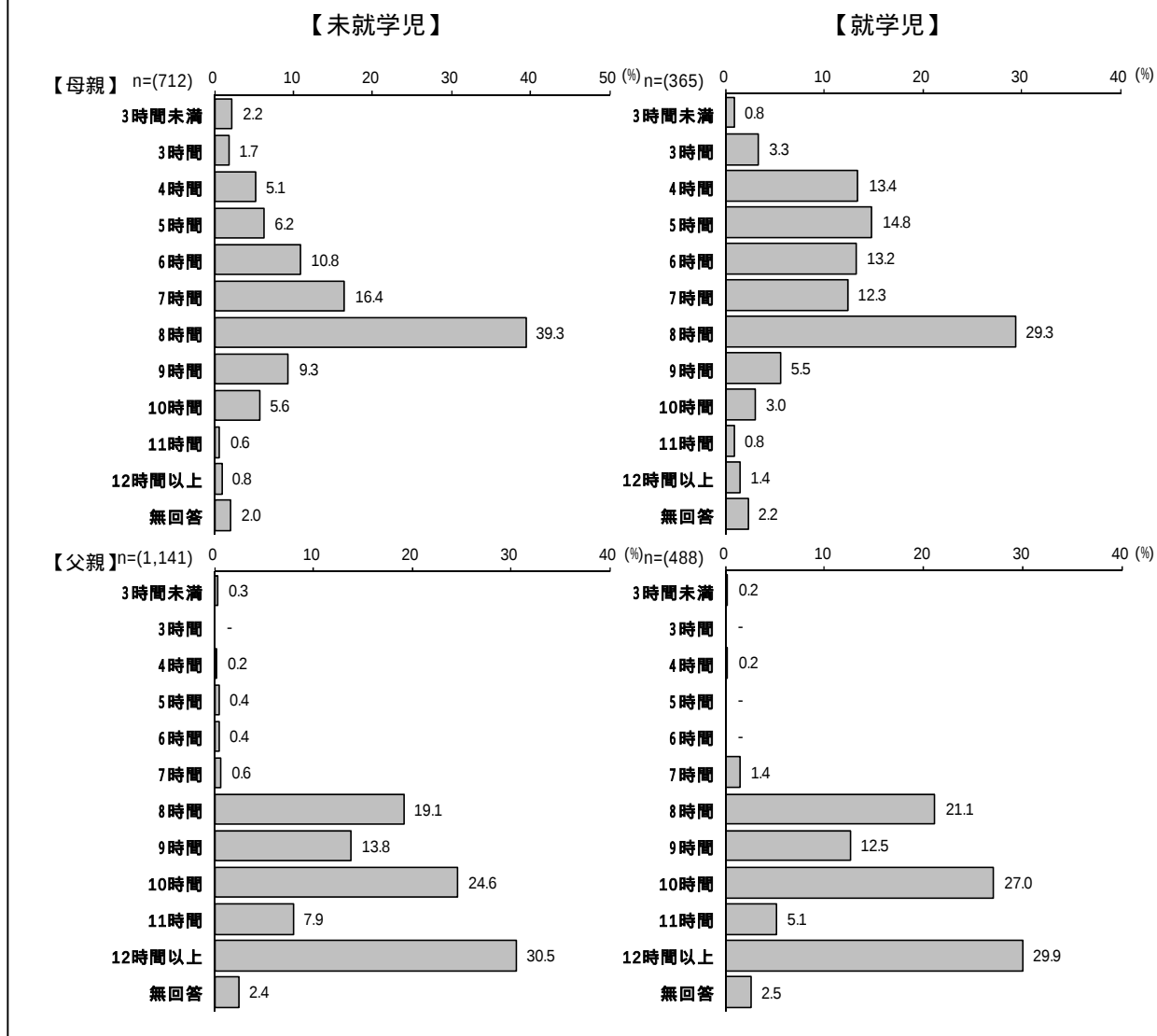
- 母親の就労状況は、未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 37.8%で最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 28.4%となっています。
- 一方、就学児では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 37.7%で最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 27.0%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 26.8%となっており、子どもの年齢によって母親の就労形態に変化が見られました。
- 父親の就労状況は、いずれも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高く、未就学児で 93.8%、就学児で 87.6%となっています。

問 週あたりの「就労日数」をお答えください。就労日数が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。



- 未就学児では、母親の就労日数は「週5日」が69.2%で最も高くなっており、父親の就労日数は、「週5日」が64.3%で最も高くなっています。
- 就学児も同様に、母親の就労日数は「週5日」が57.5%で最も高くなっており、父親の就労日数は、「週5日」が63.5%で最も高くなっています。

問 1日あたりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。



- 未就学児では、母親の就労時間は「8時間」が39.3%で最も高くなっており、父親の就労時間は、「12時間以上」が30.5%で最も高く、次いで「10時間」が24.6%となっています。
- 就学児も同様の傾向がみられ、母親の就労日数は「8時間」が29.3%で最も高くなっており、父親の就労時間は、「12時間以上」が29.9%で最も高く、次いで「10時間」が27.0%となっています。

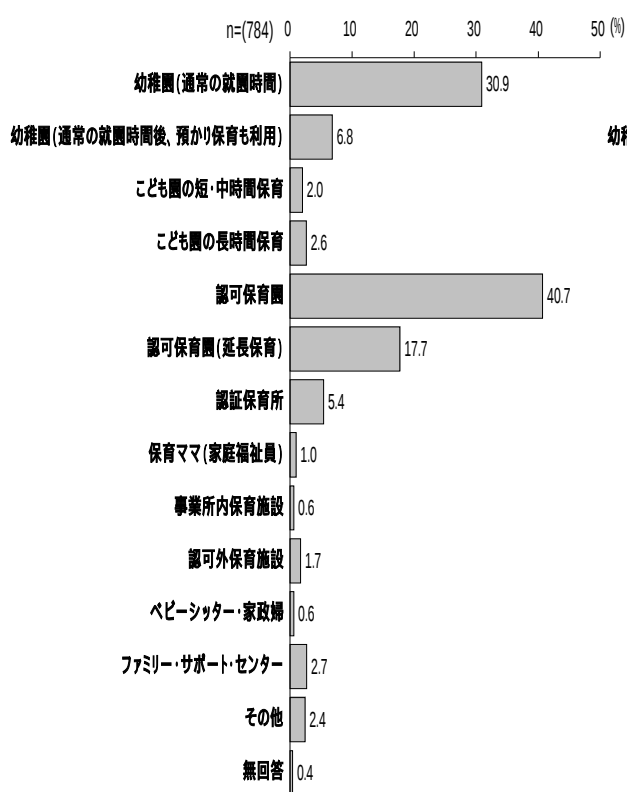
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児）

問 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用していますか。

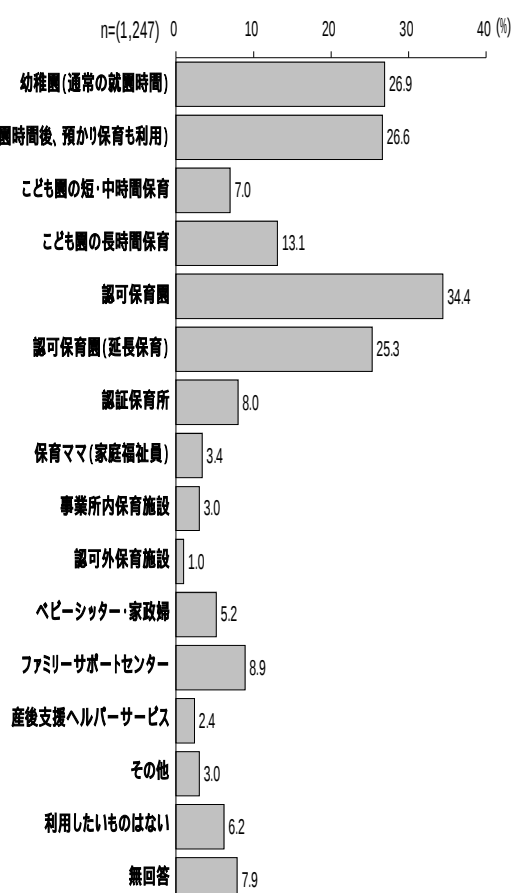
【未就学児】	いる／ある	62.9%	いない／ない	36.0%	無回答	1.1%
--------	-------	-------	--------	-------	-----	------

問 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育事業を利用していますか。また、定期的にご利用したいと考える事業をお答えください。

【現在】



【希望】

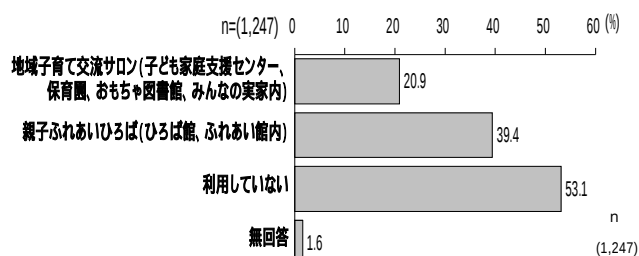


- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 62.9%、「利用していない」が 36.0% となっており、その平日に利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が 40.7%で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が 30.9%となっています。
- 平日の教育・保育事業で定期的にご利用したい事業は、「認可保育園」が 34.4%で最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が 26.9%、「幼稚園（通常の就園時間後、預かり保育も利用）」が 26.6%、「認可保育園（延長保育）」が 25.3%となっています。

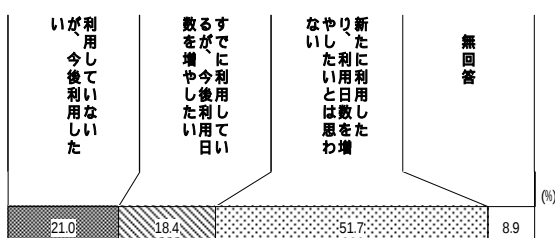
地域の子育て支援事業の利用状況（未就学児）

問 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン、親子ふれあいひろば）を利用していますか。また、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用回数を増やしたいと思いませんか。

【現在】



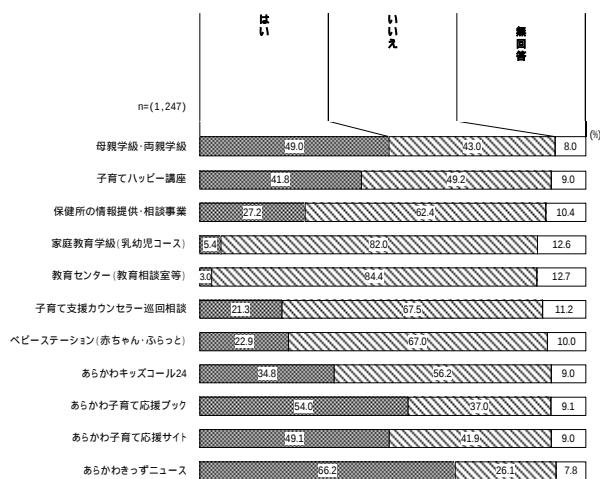
【希望】



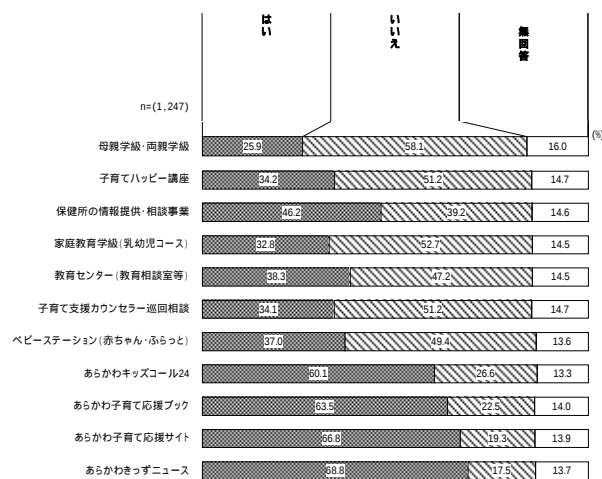
- 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が 53.1% で最も高く、次いで「親子ふれあいひろば（ひろば館、ふれあい館内）」が 39.4% となっています。
- 地域子育て支援拠点事業の今後の利用は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 51.7% で最も高くなっています。

問 下記の事業でこれまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。

【利用経験】



【利用希望】



- 子育て支援事業の利用経験で、「はい」は「あらかわきッズニュース」で 66.2% と最も高く、次いで「あらかわ子育て応援ブック」で 54.0% となっています。一方、「教育センター（教育相談室等）」では 3.0%、「家庭教育学級（乳幼児コース）」では 5.4% となっています。
- 子育て支援事業の今後の利用希望で、「はい」は「あらかわきッズニュース」で 68.8% と最も高く、次いで「あらかわ子育て応援サイト」で 66.8%、「あらかわ子育て応援ブック」で 63.5%、「あらかわキッズコール24」で 60.1% となっています。

土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（未就学児）

問 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望がありますか（一時的な利用は除きます）。

【土曜日】

利用希望はない 61.4%	ほぼ毎週利用したい 9.6%	月に1～2回利用したい 27.0%	無回答 1.9%
------------------	-------------------	----------------------	-------------

【日曜日・祝日】

利用希望はない 73.7%	ほぼ毎週利用したい 2.4%	月に1～2回利用したい 17.7%	無回答 6.2%
------------------	-------------------	----------------------	-------------

【長期休暇中の幼稚園の利用希望】

利用希望はない 27.1%	ほぼ毎日利用したい 12.4%	週に数日利用したい 58.9%	無回答 1.6%
------------------	--------------------	--------------------	-------------

- 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用希望はない」が61.4%で最も高くなっており、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望でも、「利用する必要はない」が73.7%で最も高くなっています。一方、長期休暇中の定期的な幼稚園の利用希望は、「休みの期間中、週に数日利用したい」が58.9%で最も高くなっています。

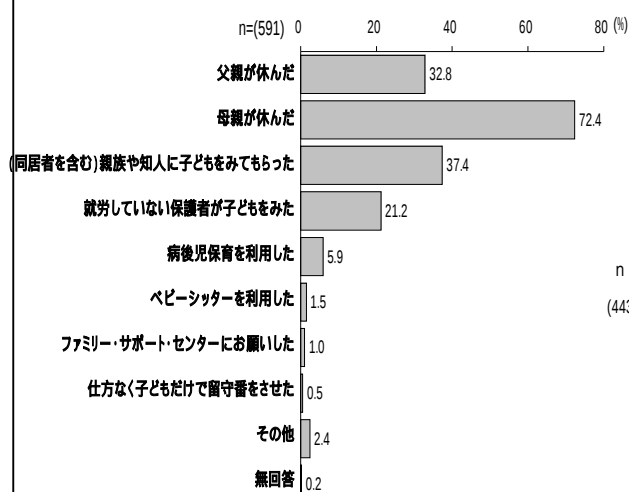
病気の際の対応（未就学児）

問 この１年間に、あて名のお子さんが病気やケガで、普段利用している教育・保育事業が利用できなかったことはありますか。

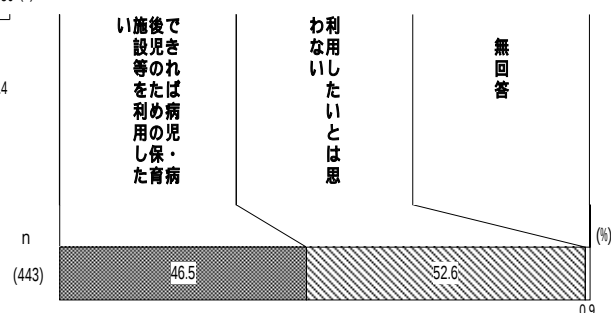
あった	75.4%	なかった	21.8%	無回答	2.8%
-----	-------	------	-------	-----	------

問 その際、どのように対処しましたか。また、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

【現状の対処】



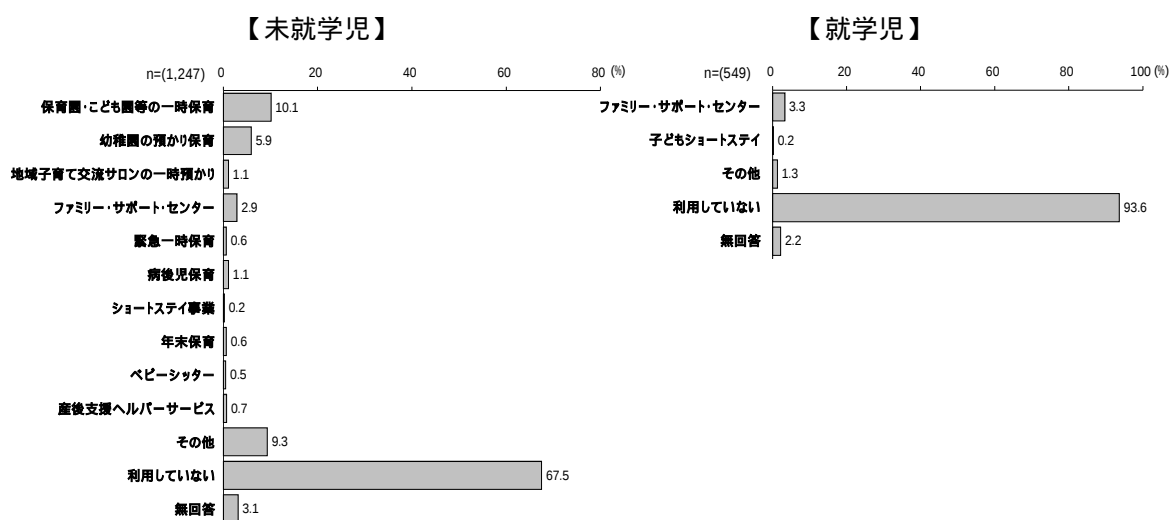
【利用希望】



- 子どもが病気やケガで事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が 75.4%、「なかった」が 21.8%となっており、その対処方法は、「母親が休んだ」が 72.4%で最も高くなっています。
- 病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が 46.5%、「利用したいとは思わない」が 52.6%となっています。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用状況（未就学児・就学児）

問 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はありますか。



問 あて名のお子さんについて、私用や親の通院、就労（残業、休日出勤など）のため、不定期の一時預かり事業を利用する必要があると思いますか。

【未就学児】

利用したい	52.0%	利用する必要はない	42.0%	無回答	5.9%
-------	-------	-----------	-------	-----	------

【就学児】

利用したい	29.5%	利用する必要はない	67.6%	無回答	2.9%
-------	-------	-----------	-------	-----	------

- 不定期の教育・保育事業の利用状況は、未就学児では「利用していない」が67.5%で最も高くなっており、利用している事業の中では、「保育園・こども園等の一時保育」が10.1%で最も高くなっています。
- 就学児でも「利用していない」が最も高く、その割合は9割を超えます。
- 不定期の教育・保育事業の利用希望は、未就学児では「利用したい」が52.0%、「利用する必要はない」が42.0%となっています。
- 就学児では「利用したい」が29.5%、「利用する必要はない」が67.6%となっています。

問 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。

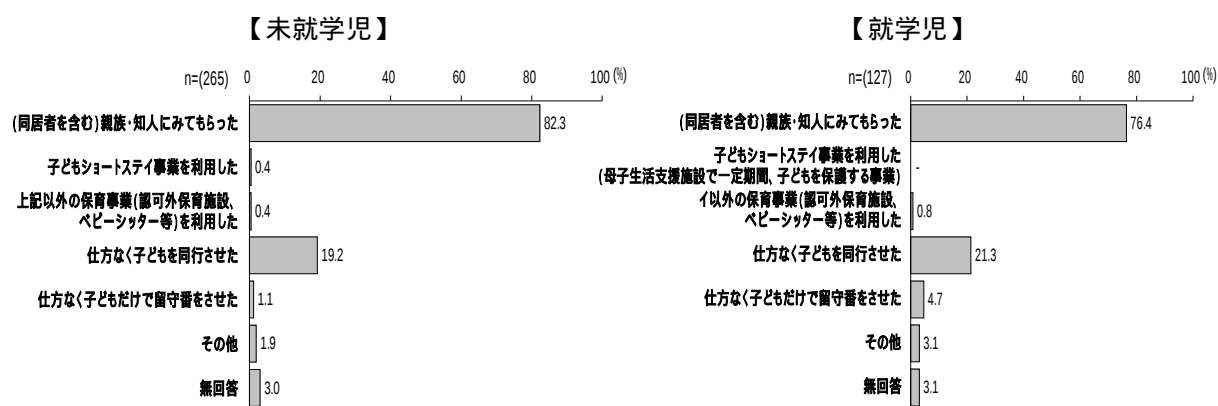
【未就学児】

あった	21.3%	なかった	74.0%	無回答	4.7%
-----	-------	------	-------	-----	------

【就学児】

あった	23.1%	なかった	74.1%	無回答	2.7%
-----	-------	------	-------	-----	------

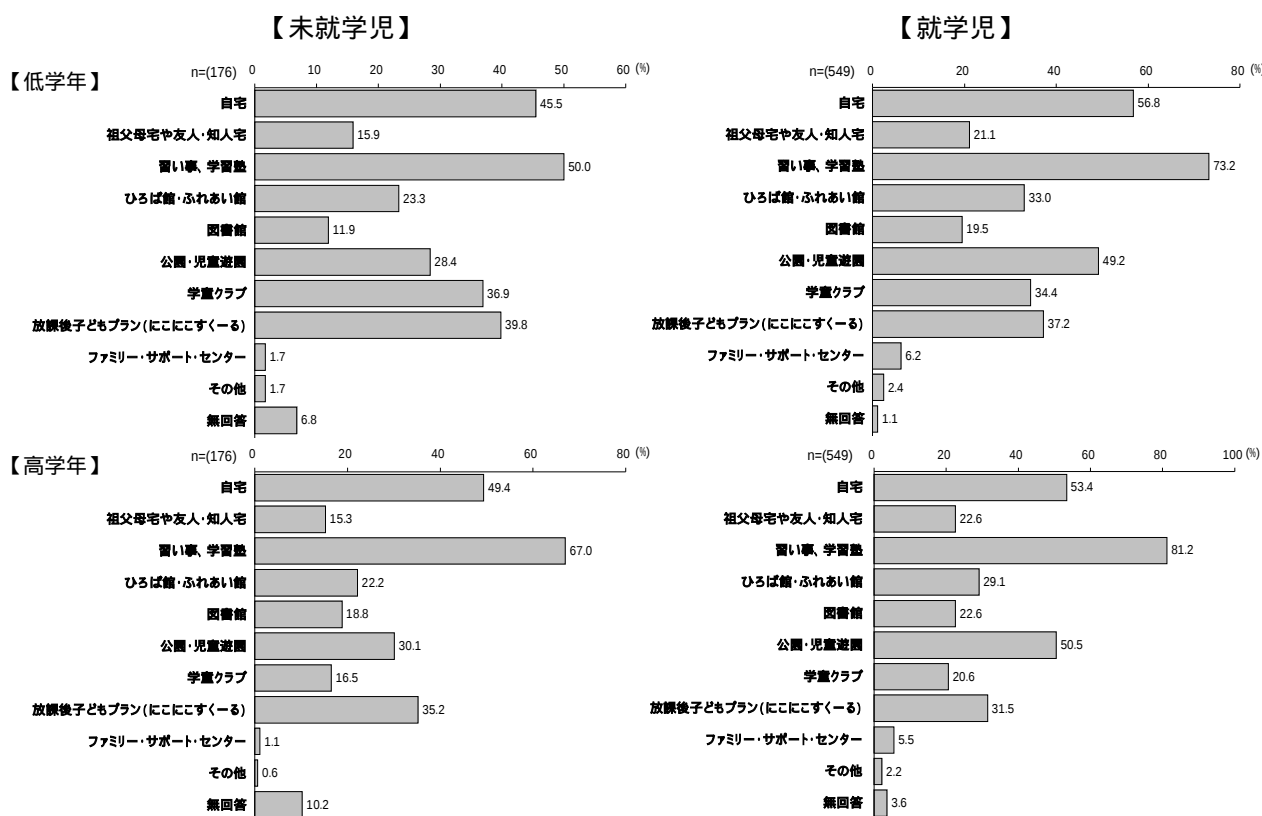
問 その際、どのように対処しましたか。



- 子どもの宿泊を伴う一時預かりが必要な機会の有無は、いずれも「あった」が2割台、「なかった」が7割台となっており、その対処方法についても、いずれも「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が最も高く、未就学児では82.3%、就学児では76.4%となっています。

子どもの放課後の過ごし方（未就学児・就学児）

問 あて名のお子さんについて、小学校低学年または高学年の時に、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数選択可）



- 小学校低学年（１～３年生）の時期に、子どもを放課後過ごさせたい場所は、いずれも「習い事、学習塾」が最も高く、未就学児では50.0%、就学児では73.2%となっています。
- 小学校高学年（４～６年生）の時期に、子どもを放課後過ごさせたい場所は、いずれも「習い事、学習塾」が最も高く、未就学児では67.0%、就学児では81.2%となっています。

子育てと職場の両立支援制度（未就学児）

問 あて名のお子さんについて、父母のいずれかもしくは双方が育児休業制度を利用しましたか。

【母親】

働いていなかった 39.6%	利用した（利用中） 36.4%	利用していない 21.9%	無回答 2.1%
-------------------	--------------------	------------------	-------------

【父親】

働いていなかった 1.2%	利用した（利用中） 2.4%	利用していない 83.4%	無回答 13.0%
------------------	-------------------	------------------	--------------

- 母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が 39.6%、「利用した（利用中）」が 36.4%、「利用していない」が 21.9%となっています。
- 父親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が 1.2%、「利用した（利用中）」が 2.4%、「利用していない」が 83.4%となっています。

子どもの生活状況（就学児）

問 土曜日と日曜日の日常的なお子さんの過ごし方で、一番多いものについて、時間帯ごとにあてはまるものを選んでください。

【土曜日】

項目	8～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降
学校にいる	2.2%	1.8%	0.5%	0.2%	-	-	-
家族・親族（大人）と過ごす	83.6%	65.8%	65.4%	50.3%	68.1%	92.9%	95.1%
学童クラブにいる	3.8%	4.7%	4.9%	4.9%	2.4%	-	-
放課後子どもプランにいる	0.9%	1.3%	1.1%	1.1%	0.5%	-	-
学習塾や習いごとに行く	2.4%	6.0%	4.9%	9.1%	9.7%	1.6%	0.2%
図書館やひろば館など公共の施設にいる	-	2.0%	2.2%	4.2%	2.0%	-	-
家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごす	1.5%	2.0%	1.6%	0.9%	1.8%	1.1%	1.1%
家でひとりで過ごす	0.5%	0.5%	0.7%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%
家に友達という	-	0.7%	0.9%	1.5%	1.3%	-	-
友達の家にいる	-	0.5%	0.9%	2.0%	0.9%	-	-
公園などで友達と遊ぶ	0.2%	6.7%	9.1%	18.0%	7.5%	0.2%	-
クラブ活動や地域活動をする	2.7%	4.7%	4.2%	4.4%	2.7%	1.1%	0.4%
ファミリーサポートセンターやショートステイ事業を利用	-	-	-	-	-	0.2%	-
その他	0.7%	1.5%	2.0%	2.2%	1.6%	0.5%	0.7%
無回答	1.5%	1.6%	1.5%	1.1%	1.3%	2.0%	2.2%

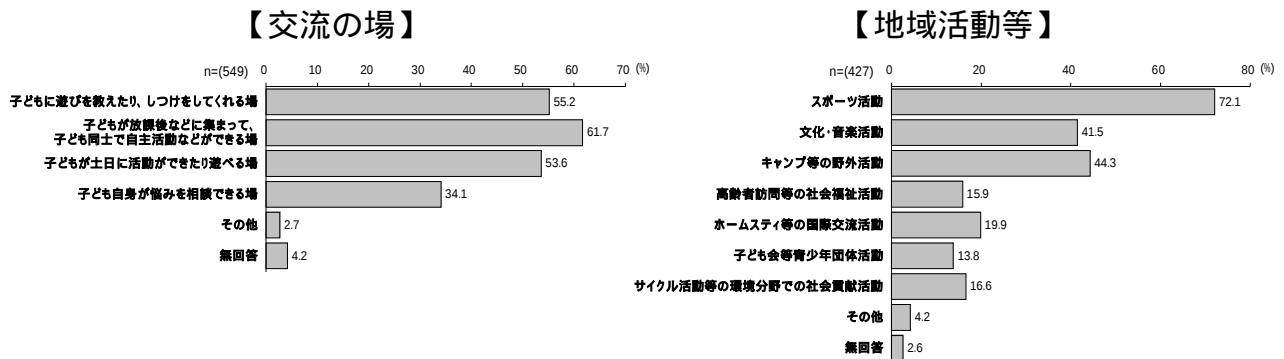
【日曜日】

項目	8～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20時以降
学校にいる	-	-	-	0.2%	-	-	-
家族・親族（大人）と過ごす	87.6%	77.6%	78.0%	72.1%	85.4%	95.1%	95.4%
学童クラブにいる	-	-	-	-	-	-	-
放課後子どもプランにいる	-	-	-	-	-	-	-
学習塾や習いごとに行く	3.6%	3.6%	3.6%	1.6%	0.5%	0.4%	-
図書館やひろば館など公共の施設にいる	0.2%	0.9%	0.7%	0.9%	0.2%	-	-
家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごす	0.7%	0.9%	0.5%	0.7%	1.3%	0.9%	0.9%
家でひとりで過ごす	0.4%	0.2%	0.2%	-	0.2%	0.4%	0.4%
家に友達という	-	0.7%	0.5%	0.2%	0.5%	-	-
友達の家にいる	-	0.2%	0.7%	-	0.2%	-	-
公園などで友達と遊ぶ	0.4%	5.8%	6.7%	15.8%	6.0%	-	-
クラブ活動や地域活動をする	4.6%	6.2%	4.4%	4.0%	1.8%	-	-
ファミリーサポートセンターやショートステイ事業を利用	-	-	-	-	-	-	-
その他	0.9%	2.0%	2.4%	2.4%	1.6%	0.7%	0.5%
無回答	1.6%	1.8%	2.2%	2.0%	2.2%	2.6%	2.7%

- 土曜・日曜の日常的な子どもの過ごし方は、全ての時間帯で「保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごす」が5割を超えて最も高くなっています。

問 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合、どのようなものが望ましいとお考えですか。（複数選択可）

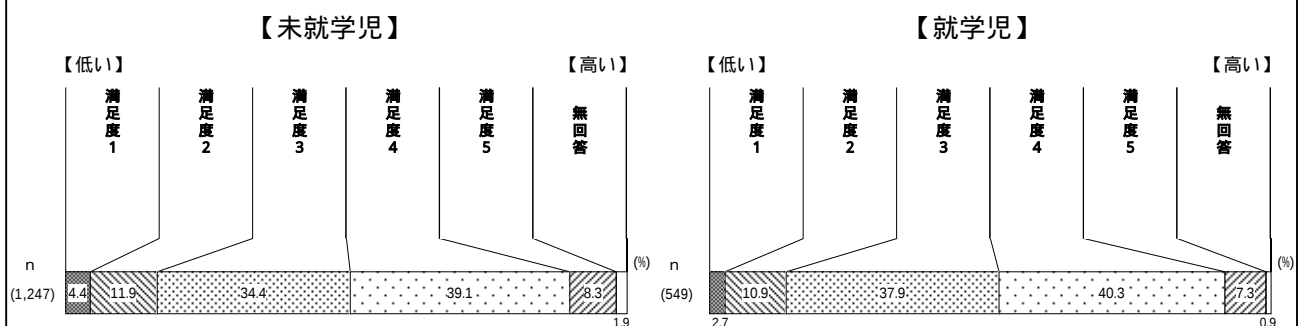
また、あて名のお子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類は何ですか。（複数選択可）



- 望ましいと考える子ども同士が交流等を行うことのできる場は、「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」が61.7%で最も高く、次いで「子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場」が55.2%、子どもが土日に活動ができたり遊べる場」が53.6%となっています。
- 参加させた、参加させたい活動の種類は、「スポーツ活動」が72.1%で最も高くなっています。

子育て全般について（未就学児・就学児）

問 荒川区における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。



- 区における子育ての環境や支援への満足度（5段階評価）は、いずれも「満足度4」が約4割で最も高く、次いで「満足度3」が3割台半ばとなっています。

第3章 荒川区子ども・子育て支援計画

第1節 基本理念

区では、再開発や出生数の増加などにより緩やかな人口増加が続く中で、児童人口も平成 17 年から平成 26 年まで 9 年間で約 3,000 人増となり、さらに平成 31 年までに約 2,000 人増加すると予測しています。

また、子どもを育てながら就労を希望する保護者も増える中で、保護者のニーズも多様化し、子育てを取り巻く環境も変化してきています。

一方、子育ての家庭において、保護者が何らかの育児不安を感じることは珍しくありません。近年、育児中の家庭の孤立化が指摘されているところであり、保護者が育児に不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込む危うさがあります。子どもを産みたい、育てたいと思えるような環境を整え、子育て中の保護者が、育児に少しでも余裕と自信を持ち、地域のつながりの中で親としての役割を発揮できるような地域社会が、これまで以上に求められています。

子どもは未来社会の守護者であり、明日の荒川区を支える貴重な宝です。

その子ども一人ひとりが健やかで心豊かに成長することは、親の願いでもあり、区民の願いでもあります。社会の宝である子どもの最善の利益の実現をめざし、地域社会全体で寄り添い、見守り、今後も安心して子どもを産み、子育てに夢や喜びを感じていただくために、基本理念を次のように定めます。

みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた
子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ

第2節 計画策定にあたっての視点及び基本目標

第2章で示した現状を踏まえ、基本理念に基づく計画の策定にあたっては、以下の視点を重視して、基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

<視点>

- 切れ目ない支援 -

子育て家庭が地域の中で孤立することなく子育てができるよう、妊娠、出産、産後、子育てのライフステージにおいて、関係機関が情報を共有しながら、適切な相談やサービスを提供するなど継続的な支援につなげていくことが重要です。妊婦・乳幼児の保健対策から学童期の施策に至るまで、きめ細かな切れ目ない支援が求められています。

- 幼児教育・保育への支援 -

子どもや保護者が安心して幼児教育・保育を利用できるよう、幼児教育・保育環境の整備を進め、幼児教育・保育の質を確保するとともに、さらなる向上に努める必要があります。

- 在宅育児家庭への支援 -

核家族化の進行に伴い、身近に相談する人がなく単独で乳幼児を育てている保護者が、安心して子育てができるよう、地域の関係機関とも連携・協力を図りながら、子どもの健やかな成長を見守り、支えていく体制を強化し、在宅育児家庭を支援していくことが求められています。

- 養育困難家庭・要保護児童への支援 -

貧困・病気・配偶者暴力、地域社会からの孤立等の要因により、養育に課題を抱える家庭に対して、寄り添い適切な支援を行うため、児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応に努める必要があります。

- ひとり親家庭への支援 -

ひとり親家庭の経済的な安定と自立を図るため、その保護者の就業を支援していくことが重要です。また、生活の維持や仕事と家事・育児の両立、住まいの確保など、多くの生活上の問題をひとりで抱えているため、子育てのための支援制度などの情報や相談の場の提供などを行い、個々の家庭の状況に応じて適切な機関につなげることが求められています。

- 子どもの貧困対策 -

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、教育・保育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を充実していくことが求められています。

- 障がいや発達に課題がある子どもへの支援 -

障がいや発達に課題がある子どもを早期に必要な支援につなげるため、保護者の気づきを促し、養育力の向上を図る取組を継続・充実するとともに、成長に応じた支援を図るため、関係機関の連携を強化していくことが求められています。

- 女性に対する就労支援 -

女性が能力を発揮できるよう、仕事と家庭の両立を支援することは、子育て支援のみならず少子化対策の観点からも重要です。活力ある社会の維持・形成のためには、希望する女性が結婚や出産した後も就労を継続でき、また、一度退職しても再就職ができるよう、マザーズハローワーク等と連携をしながら就労支援を進め、仕事、家庭、地域など、様々な分野においてバランスよく活動できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に努める必要があります。



< 基本目標 >

基本目標 1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を図ります
- 情報交換や交流の機会、気軽に相談できる場を増やし、「親育ち」「子育て」を支援します

基本目標 2 地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり

- 教育、保育、子育て支援サービスの質の維持・向上に向けた取組を進めます
- 区民、事業者や活動団体と連携・協働し、荒川区の地域力を活かしながら、地域社会全体の子育て力を高め、子どもの成長を支えます

基本目標 3 明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり

- 放課後児童に対し支援の充実を図ります
- 義務教育時間外活動等を支援し、学びと経験を重ねることにより、子どもの知性と豊かな感性を伸ばし、自ら生きる力を育みます

基本目標 4 安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり

- 様々な理由で養育に困難を抱えた家庭に、早期のサポートや相談体制を整備します
- 子どもの特性や権利を大切に、家庭の多様なあり方を尊重した取組を進めます

第3節 計画の体系図

基本理念

みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた
子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ

基本目標 1

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

施策 1 親子の健康推進

P52

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1 特定不妊治療費に対する助成 | 7 母親へのグループメンタルケア事業の実施 |
| 2 母子健康手帳の交付及び妊婦アンケートの実施 | 8 小さく生まれた赤ちゃんの会の開催 |
| 3 妊婦健診（妊婦健康診査）の実施 | 9 就学時健康診断の実施 |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）の実施 | ・ 産後支援ボランティアの派遣〔再掲〕 |
| 5 乳幼児健康診査の実施 | ・ 特定妊婦への支援〔再掲〕 |
| 6 精神科医による母親への個別相談事業の実施 | ・ 入院助産の実施〔再掲〕 |

施策 2 親子に対する支援

P57

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 子育て支援情報の提供 | 10 児童手当の支給 |
| 2 女性相談の実施 | 11 子ども医療費の助成 |
| 3 あらかわキッズコール24の実施 | 12 子育てボランティア団体の育成支援 |
| 4 利用者支援事業の実施 | 13 親子ふれあい入浴券の配布 |
| 5 母親・両親学級の開催 | 14 あらかわベビーステーションの設置・普及 |
| 6 家庭教育学級の開催 | 15 ツインズサポート事業の実施 |
| 7 地域子育て教室の開催 | 16 新生児・3歳児への絵本の贈呈 |
| 8 地域の教育力向上支援事業の実施 | 17 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施 |
| 9 「親育ち」支援事業の実施 | 18 あらかわ子育て応援店・企業の認定 |

基本目標 2

地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり

施策 1 教育・保育の質の向上と充実

P66

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 認可保育園の設置・運営 | 7 区立幼稚園等の運営 |
| 2 東京都認証保育所の設置・運営 | 8 私立幼稚園等に対する運営支援 |
| 3 認証保育所等の保育料等補助 | 9 私立幼稚園等における預かり保育への支援 |
| 4 家庭福祉員等事業の実施 | 10 私立幼稚園等保護者に対する助成 |
| 5 延長保育事業の実施 | 11 多子世帯保護者の負担軽減 |
| 6 病児・病後児保育事業の実施 | |

施策 2 地域力を活用した在宅育児支援の充実

P75

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1 ファミリー・サポート・センター事業の実施 | ・ 利用者支援事業の実施〔再掲〕 |
| 2 子育て支援カウンセラーによる相談支援 | ・ 地域子育て教室の開催〔再掲〕 |
| 3 保育所における一時保育の実施 | ・ 地域の教育力向上支援事業の実施〔再掲〕 |
| 4 地域子育て交流サロンにおける一時預かりの実施 | ・ 子育てボランティア団体の育成支援〔再掲〕 |
| 5 ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業の実施 | ・ 親子ふれあい入浴券の配布〔再掲〕 |
| 6 地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）の運営 | ・ あらかわベビーステーションの設置・普及〔再掲〕 |
| 7 産後支援ボランティアの派遣 | ・ ツインズサポート事業の実施〔再掲〕 |
| 8 地域子育て見守り事業 | ・ 要保護児童対策地域協議会の運営〔再掲〕 |
| 9 子どもの居場所づくり事業の実施 | ・ 安心子育て訪問事業の実施〔再掲〕 |
| ・ 子育て支援情報の提供〔再掲〕 | |

基本目標 3

明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり

施策 1 放課後児童に対する支援

P81

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営 | 3 総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）の実施 |
| 2 放課後子供教室事業（にこにこすくー）の運営 | 4 ひろば館・ふれあい館における児童事業の実施 |

施策 2 就学児の義務教育時間外の活動・支援

P84

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 スクールソーシャルワーカーの配置 | ・ 学習支援事業の実施〔再掲〕 |
| 2 あらかわ寺子屋の実施 | ・ 障がい児の移動支援〔再掲〕 |
| 3 自然まるかじり体験塾の実施 | ・ 障がい児の日中一時支援事業の実施〔再掲〕 |
| ・ 子どもの居場所づくり事業の実施〔再掲〕 | |

基本目標 4

安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり

施策 1 児童虐待防止を図るための取組

P86

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 要保護児童対策地域協議会の運営 2 特定妊婦への支援 3 養育支援訪問事業の実施 4 安心子育て訪問事業の実施 5 要保護児童対策事業の実施 6 児童相談所の移管に向けた取組 ・ 母子手帳の交付及び妊婦アンケートの実施〔再掲〕 ・ 妊婦健診(妊婦健康診査)の実施〔再掲〕 ・ 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問指導事業)の実施〔再掲〕 ・ 乳幼児健康診査の実施〔再掲〕 ・ 精神科医による母親への個別相談事業の実施〔再掲〕 ・ 母親へのグループメンタルケア事業の実施〔再掲〕 ・ 就学時健康診断の実施〔再掲〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかわキッズコール24の実施〔再掲〕 ・ 利用者支援事業の実施〔再掲〕 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施〔再掲〕 ・ 子育て支援カウンセラーによる相談支援〔再掲〕 ・ ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業の実施〔再掲〕 ・ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て交流サロン)の運営〔再掲〕 ・ 産後支援ボランティアの派遣〔再掲〕 ・ キッズクーポンの配布〔再掲〕 ・ 子どもの居場所づくり事業の実施〔再掲〕 ・ スクールソーシャルワーカーの配置〔再掲〕 ・ ひとり親家庭サポート事業の実施〔再掲〕 ・ 障がい児のショートステイ事業の実施〔再掲〕 ・ 男女共同参画啓発・相談事業の実施〔再掲〕 |
|---|--|

施策 2 子どもの貧困に対する取組

P89

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 入院助産の実施 2 家庭相談の実施 3 保育園における子どもの貧困対策の取組 4 就学援助の実施 5 学習支援事業の実施 6 次世代育成支援事業 ・ 乳幼児健康診査の実施〔再掲〕 ・ 児童手当の支給〔再掲〕 ・ 子ども医療費の助成〔再掲〕 ・ スクールソーシャルワーカーの配置〔再掲〕 ・ あらかわ寺子屋の実施〔再掲〕 ・ 子どもの居場所づくり事業の実施〔再掲〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の運営〔再掲〕 ・ 特定妊婦への支援〔再掲〕 ・ 養育支援訪問事業の実施〔再掲〕 ・ 要保護児童対策事業の実施〔再掲〕 ・ 児童相談所の移管に向けた取組〔再掲〕 ・ ひとり親家庭等への手当支給〔再掲〕 ・ ひとり親家庭の親の学び直し支援事業〔再掲〕 ・ ひとり親家庭医療費の助成〔再掲〕 ・ ひとり親家庭の就業支援〔再掲〕 ・ ひとり親家庭休養ホーム事業の実施〔再掲〕 ・ 東京都母子及び父子福祉資金の貸付〔再掲〕 ・ みなし寡婦控除の適用〔再掲〕 |
|--|---|

施策 3 ひとり親家庭に対する支援

P92

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭相談の実施 2 ひとり親家庭等への手当支給 3 ひとり親家庭医療費の助成 4 ひとり親家庭の就業支援 5 ひとり親家庭の親の学び直し支援事業 6 ひとり親家庭休養ホーム事業の実施 7 ひとり親家庭サポート事業の実施 8 東京都母子及び父子福祉資金の貸付 | <ul style="list-style-type: none"> 9 みなし寡婦控除の適用 ・ 女性相談の実施〔再掲〕 ・ 産後支援ボランティアの派遣〔再掲〕 ・ 子どもの居場所づくり事業の実施〔再掲〕 ・ 家庭相談の実施〔再掲〕 ・ 就学援助の実施〔再掲〕 ・ 女性の就労支援のための取組〔再掲〕 ・ 男女共同参画啓発・相談事業の実施〔再掲〕 |
|---|--|

施策 4 特別な支援を必要とする子どもの育成に対する支援

P96

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 留守番看護師の派遣 2 障がい児の緊急一時保護事業の実施 3 たんぽぽセンターにおける児童発達支援 4 保育園における児童発達支援 5 障がい児の移動支援 6 障がい児の日中一時支援事業の実施 7 障がい児のショートステイ事業の実施 8 就学相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳の交付及び妊婦アンケートの実施〔再掲〕 ・ 乳幼児健康診査の実施〔再掲〕 ・ 精神科医による母親への個別相談事業の実施〔再掲〕 ・ 母親へのグループメンタルケア事業の実施〔再掲〕 ・ 小さく生まれた赤ちゃんの会の開催〔再掲〕 ・ 認可保育園の設置・運営〔再掲〕 ・ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の運営〔再掲〕 |
|---|--|

施策 5 女性の就労や生活に対する支援

P100

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 女性の就労支援のための取組 2 男女共同参画啓発・相談事業の実施 ・ 認可保育園の設置・運営〔再掲〕 ・ 東京都認証保育所の設置・運営〔再掲〕 ・ 家庭福祉員等事業の実施〔再掲〕 ・ 延長保育事業の実施〔再掲〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児・病後児保育事業の実施〔再掲〕 ・ 私立幼稚園等における預かり保育への支援〔再掲〕 ・ ファミリー・サポート・センター事業の実施〔再掲〕 ・ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の運営〔再掲〕 ・ ひとり親家庭の就業支援〔再掲〕 ・ 保育園における児童発達支援〔再掲〕 |
|--|---|

第4節 荒川区子ども・子育て支援計画事業

統計データがないものについては - で表記

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

施策1 親子の健康推進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てる基盤になります。少子化や核家族化に伴い、子育て環境が変化する中、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育つためには、福祉的な支援と保健的な支援とともに、その充実が図られることが求められています。

また、共働きの増加など家族形態の多様化が進んでいることから、個々の母子の状況に応じた支援を行っていくことも必要となります。

体系コード	1 - 1 - 1					所管課	健康推進課
事業名	特定不妊治療費に対する助成						
内容	体外受精等の「特定不妊治療」を必要とする戸籍上の夫婦を対象に、東京都が費用の一部を補助しています。 東京都による助成額を超える自己負担分の経済的負担が大きく、不妊治療を断念するようなケースがあることから、23区中10区で上乘せ制度を実施しています。						
今後の方向性	特定不妊治療を受けている夫婦のより一層の負担軽減を図るため、治療費助成の実施を検討していきます。						
対象ライフステージ	出産前	出産～新生児期	乳幼児期(0～2歳)	就学前(3～5歳)	就学後(6歳～)	対象	
						体外受精等特定不妊治療を必要とする戸籍上の夫婦	

体系コード	1 - 1 - 2			所管課	健康推進課	
事業名	母子健康手帳交付事業及び妊婦アンケートの実施					
内容	妊娠届を提出した妊婦に、母子健康手帳及び妊婦健診票等を交付するとともに、妊婦アンケートを実施し、妊婦の健康管理に活用しています。 健康格差の解消や児童虐待の防止等を図るため、特に支援が必要な妊婦の早期発見、早期対応に努める必要があります。					
	件数(件) 各年3月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		1,945	2,009	1,981	2,103	2,124
今後の方向性	母子健康手帳交付時における妊婦アンケートの実施場所等を拡充することにより、特に支援の必要な妊婦への早期対応を強化していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						妊娠届を出した妊婦

体系コード	1 - 1 - 3			所管課	健康推進課	
事業名	妊婦健診（妊婦健康診査）の実施					
内容	妊婦を対象に、妊娠届出時に妊婦健康診査 14 回及び超音波検査 1 回の受診券を交付することでその費用を助成し、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時、必要に応じた医学的検査を行うことにより、その健康の保持及び増進を図ります。					
	また、里帰り先等、区外において、妊婦健診及び超音波検査を受診した場合は出産後、受診者からの申請により健診費用の助成を行っています。					
	全ての妊婦が必要な妊婦健診を受診するように、きめ細かな対応を実施する必要があります。					
	各年 3 月末 時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者数(人)	1,779		1,897	1,842	1,937	1,973
健診回数(回)	18,475		19,892	19,642	20,353	21,034
今後の方向性	今後も継続して妊婦健診の費用助成を行うことにより、妊娠時の経済的負担を軽減する他、受診が十分でない妊婦に対し積極的に受診を勧奨していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						妊婦

体系コード	1 - 1 - 4		所管課	健康推進課		
事業名	乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）の実施					
内容	生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭に保健師または助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供とともに、不安や悩みごとを聞き親子の心身の状況や養育環境等に関する助言を行い、育児不安や産後うつ症状の早期発見、早期対応に努めています。 訪問の結果、継続支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携しながら支援を行います。 新生児期に相談相手のいない母親は心身ともに不安定になりやすいため、母親の状況にあわせたきめ細かな支援を行うとともに、所在が確認できない母子への対応も必要です。					
	訪問数（人） 各年 3 月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		1,365	1,580	1,627	1,624	1,804
今後の方向性	今後の出生数の増加、所在が確認できない母子や養育環境に課題のある母子等に対して的確に対応できるよう、高い専門性を持った保健師、助産師によるきめ細かな訪問とフォローアップを実施していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						生後 4 カ月までの乳児の いる全家庭

体系コード	1 - 1 - 5			所管課	健康推進課		
事業名	乳幼児健康診査の実施（4カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診）						
内容	4カ月児、1歳6カ月児、3歳児を対象に、健康診査を行い、疾病、異常の早期把握に努めるとともに、親の育児困難、育児不安等を把握し、必要な支援につなげる ことにより、乳幼児の健全な育成を図ります。 今後も、受診率の向上を図るとともに、引き続き健診未受診者の把握及び受診勧奨を行い、課題を抱える親子の早期把握、早期対応に向けた取り組みが必要です。						
	各年3月末時点		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
	4 カ 月	受診者数(人)	1,613	1,727	1,727	1,716	1,856
		受診率(%)	97.7	98.2	95.8	98.6	99.5
	6 カ 月 1 歳	受診者数(人)	1,532	1,609	1,615	1,688	1,654
		受診率(%)	90.6	94.6	92.9	93.3	93.6
	3 歳 児	受診者数(人)	1,397	1,493	1,597	1,569	1,661
		受診率(%)	90.6	90.3	92.2	92.1	95.0
	今後の方向性	健診未受診者の把握及び受診勧奨を引き続き実施し、課題を抱える親の早期把握、 早期対応を行うことにより、受診率の向上を図っていきます。 また、特に支援が必要な母子等への対応については、要保護児童対策地域協議会 との連携を強化していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象	
						4カ月児、1歳6カ月児、 3歳児	

体系コード	1 - 1 - 6			所管課	健康推進課	
事業名	精神科医による母親への個別相談事業の実施					
内容	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した産後うつ傾向、育児不安などの症状がある親を対象に、精神科医師の個別相談を行うことにより、早期対応、早期支援を行います。 利用者数は、21年度の36人から25年度は55人と増加しています。 社会環境の変化や出生数の増加により、利用の必要性がある母子等は増加傾向ですが、本人の意欲等により相談に至らない場合もあります。					
今後の方向性	保健師等によるきめ細かな相談対応や他の事業と連携しつつ、今後も、事業を継続して実施し、乳児期以降も継続した支援が必要な母子等への対応については、関係機関との連携をより一層強化していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						乳児家庭全戸訪問事業等で把握した産後うつ傾向、育児不安などの症状がある親

体系コード	1 - 1 - 7			所管課	健康推進課
事業名	母親へのグループメンタルケア事業の実施				
内容	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した育児不安や育児葛藤が強い母親を対象に、グループメンタルケアを行うことにより、育児に係る問題解決能力の向上と健全な育児の継続を図ります。 利用者数は、21年度が124人、24年度が171人、25年度が100人と高い数値で推移しています。 社会環境の変化や出生数の増加により、利用の必要性がある母子等は増加傾向ですが、本人の意欲等により支援に至らない場合もあります。				
今後の方向性	保健師等によるきめ細かな相談対応や他の事業と連携しつつ、今後も、事業を継続して実施し、乳児期以降も継続した支援が必要な母子等への対応については、関係機関との連携をより一層強化していきます。				
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)
					乳児家庭全戸訪問事業等で把握した育児不安や育児葛藤が強い母親

体系コード	1 - 1 - 8			所管課	健康推進課
事業名	小さく生まれた赤ちゃんの会の開催				
内容	早産児、低体重児を持つ親と子を対象に、グループケアを行うことで、小さく生まれたことによる育児困難や育児不安の解消と地域における孤立防止を図ります。 利用者は、事業を本格的に開始した22年度が164人、24年度が107人、25年度が127人と高い数値で推移しています。 高齢出産の増加等により早産児・低体重児は増加し、利用の必要性が高い母子等は増加傾向ですが、本人の意欲等により参加に至らない場合もあります。				
今後の方向性	保健師等によるきめ細かな相談対応や他の事業と連携しつつ、関係機関との連携をより強化するとともに、地域における仲間づくりをより一層促進していきます。				
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)
					早産児、低体重児を持つ親と子

体系コード	1 - 1 - 9			所管課	学務課	
事業名	就学時健康診断の実施					
内容	就学予定者を対象に、通学区域または希望する各学校で健康診断を行い、心身の状況を把握することにより、適正な就学についての指導、治療の勧告及び保健上必要な助言を行います。 受診率は、22年度の92.2%から25年度は93.7%と上昇していますが、毎年度未受診者が生じています。未受診者の大半は私立小学校入学予定者等ですが、連絡のない家庭では虐待等の問題が発生している恐れもあるため、積極的に受診勧奨を行うとともに、居所不明児童にならないよう実態の把握に努める必要があります。					
今後の方向性	未受診の場合には教育委員会へ必ず理由を連絡するよう周知し、連絡のない者に対しては受診勧奨の通知を積極的に行い、受診率の向上を図っていくとともに、関係機関と協力して、引き続き健診未受診者の把握に努めます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						就学予定者

施策２ 親子に対する支援

核家族化や地域社会とのかかわりの希薄化により、親族や地域と協力して子育てをする家庭が減少しています。そのため、子どもとともに親が学び、子育て力を向上させていくためには、地域の人と交流をしながら子育てを学ぶ場の提供が求められています。

また、子育てにかかわる講座や講演会などに多くの人が参加できるように、子育て家庭に対して情報提供の充実を図る必要があります。

体系コード	1 - 2 - 1				所管課	子育て支援課
事業名	子育て支援情報の提供					
内容	子育て世帯を対象に、区の子育て支援情報を適時適切に、分かりやすく提供することにより、「知らなくて利用できなかった」という状況の解消に努めています。 子育て応援サイトの運用や子育て応援ブック、子育ておでかけMAP、きッズニュース等の様々なツールを活用して、対象者や時代に即した情報提供を行っています。 スマートフォンなどの普及を踏まえて、より一層必要な情報が確実に届くような情報提供のあり方の検討が必要となっています。					
今後の方向性	子育てに係わる多様な情報を効果的に提供することが求められていることから、発行内容の見直し、規模の縮小や統合、電子化も含めて、個別のニーズに的確に対応する情報提供の仕組みづくりを進めます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						子育て世帯

体系コード	1 - 2 - 2				所管課	子育て支援課・文化交流推進課
事業名	女性相談の実施					
内容	配偶者暴力被害（DV被害）等、諸問題を抱える女性からの相談について、男女平等推進センターの相談員や子育て支援課の婦人相談員が対応して助言を行い、保護が必要な場合には婦人相談員が関係機関との連携を図って安全を確保し、安心して暮らせるよう必要な支援を行います。					
今後の方向性	被害者が長期に渡って被害を受けてきた影響や疾患等のある場合、また、児童がいる場合など、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うため、配偶者関係機関連絡会や支援を通して、関係機関と一層の連携を図ります。また、様々な研修により配偶者暴力被害者について区全体で理解を深めるとともに、婦人相談員の対応スキルを向上させ、区としてノウハウを蓄積していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						配偶者暴力被害や生活等、諸問題を抱える女性

体系コード	1 - 2 - 3			所管課	子育て支援課	
事業名	あらかわキッズコール 24 の実施					
内容	妊婦及び 6 歳までの乳幼児を持つ保護者からの電話相談等を、看護師等が 365 日 24 時間体制で応じるにより、妊娠や育児についての不安の解消を図ります。 延べ相談件数は、21 年度の 3,396 件から 25 年度は 4,712 件と増加しています。					
今後の方向性	「あらかわキッズコール 24」の対象年齢を 18 歳までに拡大して、「キッズ・マザーズコール 24」として充実し、いわゆる「いい母プレッシャー」を抱え、身近に相談相手もなく孤立無援となっている子育て中の女性の支援を行っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						妊婦及び 6 歳までの乳幼児を持つ保護者

体系コード	1 - 2 - 4			所管課	子育て支援課・保育課	
事業名	利用者支援事業の実施					
内容	乳幼児とその保護者を対象に、地域子育て交流サロンや区役所の窓口を活用して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を行うことにより、円滑に施設や事業が利用できるよう支援します。					
今後の方向性	今後、国から提示されているガイドラインの案を参考に、保育園入園相談窓口や地域子育て交流サロン等で実施できるよう方法や体制について検討し、区民の個別ニーズに応じた、利用しやすい事業展開を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						乳幼児とその保護者

体系コード	1 - 2 - 5			所管課	健康推進課	
事業名	母親・両親学級の開催					
内容	核家族化が進み、子育て家庭の生活スタイルや取り巻く環境が複雑に変化していること等により、育児における孤立感や不安感を訴える母親は依然として多い現状があります。 そのため、主に初妊婦を対象に、母親学級を実施することにより、妊娠出産及び育児に対する正しい知識の習得と育児の孤立化を防止するための仲間づくりを支援しています。 また、初妊婦及びその家族を対象に、両親学級を実施することにより、家族の育児問題解決能力や夫婦の子育てにおける協働意識の向上を図ります。					
	各年3月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	実施回数(回)	48	48	48	48	48
	参加人数(人)	1,152	1,148	1,179	1,137	1,032
	今後の方向性	母親同士の仲間づくりを促進し、時代に即した父親の育児参加を図ることにより、出産後の母親の子育てへの負担を軽減し、地域全体での育児支援をより一層推進していきます。				
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						主に初妊婦

体系コード	1 - 2 - 6			所管課	生涯学習課	
事業名	家庭教育学級の開催					
内容	子育て中の親を対象に、青少年の健全育成の基盤となる家庭や家族の役割など、家庭教育のあり方を学ぶ講座を開催することにより、家庭の教育力の向上を図ります。 25年度は春季に乳幼児コース・小中学生コース、秋季に乳幼児コースを実施した他、小中学校PTAとの連携講座を実施しました。全コースにおける延べ参加者数は、過去5年間で223人から305人と増加しています。					
今後の方向性	乳幼児の保護者がより参加しやすい講座の開催について検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						子育て中の親など

体系コード	1 - 2 - 7			所管課	生涯学習課	
事業名	地域子育て教室の開催					
内容	ふれあい館などと連携し、地域の中で「つながり」を生み出す講座や、子育て支援活動につながる講座を実施し、地域の教育力の向上を図ります。 25 年度は、延べ 8 回の講座を開催しました。 地域で子育てを支援することに関心が持てるような講座内容や実施日時、周知方法等の工夫が必要です。					
今後の方向性	ふれあい館等の地域施設や、町会等の地域で活動している方々と連携した事業を実施していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						区民

体系コード	1 - 2 - 8			所管課	生涯学習課	
事業名	地域の教育力向上支援事業の実施					
内容	子ども、親、近隣の住民が出会う場、交流する場づくりを新規で行う団体等を対象に、その事業を支援することにより、子どもを核とした地域交流を促進します。 25 年度はふれあい館と連携した子育て講座や、農業・自然体験、地域交流事業等を実施した 8 団体の事業を支援しました。 子どもを核としたコミュニティ事業の周知に伴い、申請団体が増加しており、事業目的や主旨に合致した団体の選定基準や補助金額等についての検討が必要です。					
今後の方向性	荒川コミュニティカレッジ修了生の活動支援としても活用を図るとともに、補助団体の選定基準や補助金額等の検討を行います。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						子ども、親、近隣の住民が出会う場、交流する場づくりを新規で行う団体等

体系コード	1 - 2 - 9				所管課	生涯学習課
事業名	「親育ち」支援事業の実施					
内容	区内のサークルや団体等が、子育てに関する学習会等を開催する際に、相談及び講師・託児謝礼の補助等の支援を行うことにより、家庭の教育力の向上を図ります。 25年度は子育てサークル、幼稚園PTA、保育園父母の会等の団体に37回支援を実施しました。 本事業の活用促進のための周知とともに、新規サークル・団体の立ち上げ支援が必要です。					
今後の方向性	より多くの保護者がつながりを持ち、家庭教育の向上が図られるよう、既存サークル・団体の活動促進のみならず、新規サークル・団体の立ち上げ支援を行っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						区内のサークルや団体等

体系コード	1 - 2 - 10				所管課	子育て支援課
事業名	児童手当の支給					
内容	15歳になった最初の3月31日までの子どもを養育している保護者を対象に、児童手当または特例給付を支給することにより、子育て家庭の生活安定に寄与します。 また、年に数件の未申請者が発生するため、新たに支給対象となる方への制度概要の周知や転出入者への適切な案内が必要です。					
	受給児童数(人)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
	各年3月末時点	14,248	—	—	23,924	24,265
今後の方向性	手当の申請方法については、出生・転入時などに関係各課と連携しながら、周知を徹底していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						15歳になった最初の3月31日までの子どもを養育している保護者

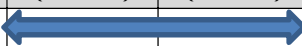
旧児童手当から子ども手当、現行の児童手当と制度改正があったため、経年での比較ができません

体系コード	1 - 2 - 1 1		所管課	子育て支援課		
事業名	子ども医療費の助成					
内容	15 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもを養育している保護者を対象に、子どもが保険診療を受けた時、自己負担分の医療費を助成することにより、子どもの健やかな育成を図ります。 医療証の交付後も、保険変更、住所変更などは届出が必要なことの周知をさらに検討する必要があります。					
	受給児童数（人）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	各年 3 月末時点	23,269	23,824	24,249	24,523	24,690
今後の方向性	医療保険の変更があった場合は届出が必要であることを新規申請の際に案内するとともに、変更した場合は、今後システムで確認できるようになるため、個別案内を行っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						15 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもを養育している保護者

体系コード	1 - 2 - 1 2			所管課	子育て支援課	
事業名	子育てボランティア団体の育成支援					
内容	子育て支援事業等を行うボランティア団体を対象に、その実施経費の一部を補助することにより、子育て家庭を地域で支援する仕組みを作ります。					
今後の方向性	積極的に事業を周知し、区内のボランティア団体の発掘・育成を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						子育て支援事業等を行うボランティア団体

体系コード	1 - 2 - 1 3			所管課	子育て支援課	
事業名	親子ふれあい入浴券の配布					
内容	小学生までの子どもとその保護者を対象に、小学校・幼稚園・保育園・ひろば館等 で年 6 回分の公衆浴場無料入浴券を配布し、家庭内では経験できない親子のふれあいの 場を提供することにより、家族のコミュニケーションの円滑化を図ります。 廃業する浴場もあるため、実施施設が年々減少していますが、延べ利用者数はここ 数年、増加傾向にあります。					
今後の方向性	引き続き親子のふれあいの場を提供する機会として、本事業についてホームペー ジや区報等で積極的に周知していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						小学生までの子どもとそ の保護者

体系コード	1 - 2 - 1 4			所管課	子育て支援課	
事業名	あらかわベビーステーションの設置・普及					
内容	授乳・オムツ交換スペースが備わっている施設を「あらかわベビーステーション(赤ちゃんの駅)」として認定することにより、乳児連れの保護者が容易に外出できるための支援を行います。 実施施設数は、21 年度の 39 カ所から 25 年度は 58 カ所と増加しています。主な設置場所は、保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館等子育て関係施設や、主要な公共施設や民間施設等多岐にわたります。 乳児を持つ親が気軽に利用できるようにするため、新たな配置場所を検討し、実施施設数をさらに増やしていく必要があります。					
今後の方向性	区内全域に配置されるよう、あらかわ子育て応援店等の民間施設にも設置を依頼するとともに、外出先で困ることがないように情報提供を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						乳児を持つ親

体系コード	1 - 2 - 1 5			所管課	子育て支援課	
事業名	ツインズサポート事業の実施					
内容	多胎児を養育する家庭を対象に、タクシー利用料の補助と一時保育等の在宅育児支援事業利用料の 1/2 を補助することにより、経済的負担を軽減します。					
	各年 3 月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	一時保育等 補助件数(延べ人数)	21	18	23	23	23
	タクシー利用補助 件数(延べ人数)	57	62	62	62	63
今後の方向性	多胎児を養育する家庭によって、必要となる補助は異なることから、適切な事業内容について検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						多胎児を養育する家庭

体系コード	1 - 2 - 1 6			所管課	子育て支援課	
事業名	新生児・3 歳児への絵本の贈呈					
内容	新生児の保護者と3 歳児を対象に、絵本をに配布することにより、親子の絆とコミュニケーションを深める一助とします。					
	3 歳児には5 冊の絵本の中から好きな絵本 1 冊を選んでもらいます。					
	各年3 月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	新生児配布数(人)	1,446	1,699	1,755	1,690	1,709
	3 歳児配布数(人)	1,344	1,493	1,587	1,557	1,658
今後の方向性	3 歳児には3 歳児健診の受診の際に絵本を配布していますが、健診未受診者には配布できていないため、区報やホームページ等で周知を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						新生児の保護者と3 歳児

体系コード	1 - 2 - 1 7			所管課	子育て支援課	
事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施					
内容	保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを対象に、母子生活支援施設等において必要な保護を行うことにより、子どもと家庭の福祉の向上を図ります。					
	対象年齢は2歳から中学生までとなっています。					
	0歳から2歳未満児は現在対象外であるため、受入先を検討するとともに、障がい児のショートステイ事業の検討も必要です。					
	各年3月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	利用者数（人日）	79	83	71	175	171
	施設数（力所）	1	1	1	1	1
今後の方向性	0歳から2歳未満児の受入先について、具体的に場所の検討を進めます。 就学前の障がい児のショートステイについて、関係課と調整を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子ども

体系コード	1 - 2 - 1 8			所管課	子育て支援課	
事業名	あらかわ子育て応援店・企業の認定					
内容	地域の商店・企業を対象に、その申請に基づき子育て応援店・企業として認定することにより、子育て家庭が地域で見守り支えられる社会を目指します。 25 年度末は、37 店が登録しており、毎年増加傾向にあります。					
	認定数（力所） 各年 3 月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		15	23	28	36	37
今後の方向性	新規の協力店舗の確保や子育て家庭への効果的な周知方法を検討することにより、利用しやすい制度となるよう事業拡大を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						地域の商店・企業

基本目標 2 地域力を活かし子どもが心豊かに成長できるまちづくり

施策 1 教育・保育の質の向上と充実

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期になります。幼稚園、保育園、認定こども園は、いずれも就学前の子どもを教育・保育するところであり、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし豊かな創造力を育むために、子どもたちの発達段階に応じた幼児期の学校教育・保育の提供が求められています。

体系コード	2 - 1 - 1			所管課	保育課		
事業名	認可保育園の設置・運営						
内容	保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象に、保護者に代わって保育します。						
	利用者数は、22年度の3,299人から26年度は4,061人と増加しています。また、認証保育所等も含めた利用者数は、3,617人から4,509人と24.7%増えており、この増加率は、区内の乳幼児人口の増加率を上回っています。						
	また、認可保育所や認証保育所の新設等により保育定員の拡大に努めてきた結果、26年4月1日の待機児童は8人となっています。						
	今後も保育需要の増加が想定されているため、引き続き保育園の整備が必要です。						
	各年4月1日時点		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	0～5歳の人口		9,607	9,926	10,188	10,285	10,362
	0～2歳の人口		5,067	5,207	5,255	5,276	5,325
	利用者数 (人) 0～5歳	認可 保育園	3,299	3,433	3,567	3,807	4,061
		認証 保育所	236	310	337	375	350
		家庭 福祉員等	82	89	83	100	98
		合計	3,617	3,832	3,987	4,282	4,509
	0～5歳の 保育利用率		37.6%	38.6%	39.4%	41.6%	43.5%
	利用者数 (人) 0～2歳	認可 保育園	1,324	1,387	1,458	1,588	1,708
		認証 保育所	201	258	249	311	281
家庭 福祉員等		82	89	83	100	98	
合計		1,607	1,734	1,790	1,999	2,087	
0～2歳の 保育利用率		31.7%	33.3%	34.1%	37.9%	39.2%	
(カ所人) 区内施設数	認可 保育園	27	28	29	32	35	
	認証 保育所	11	12	12	13	13	
	家庭 福祉員等	35	37	35	35	36	
	合計	73	77	76	80	84	

	0～5歳の待機児童数（人）	49	39	46	37	8
	0～2歳の待機児童数（人）	47	39	22	37	8
今後の方向性	地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、全年齢に不足が生じる地域には認可保育所の新設等、個別の年齢には認証・地域型保育等を整備することにより、多様なニーズに対応していくとともに、保育サービスも多様化するため、各施設等が連携して保育の質の向上につなげていきます。 今後、住宅建設を伴い人口増加が予測される市街地再開発等において、子育て関連施設等の設置を誘導するため、地区計画を定めること等による容積率の規制緩和について検討していきます。 また、国家戦略特区制度など、新たな規制緩和の仕組みを最大限活用し、子育て関連施設の整備を進めるとともに、長期的視点における保育需要の減少を見越して、効率的な運営方法等将来的な保育園のあり方を検討していきます。					
対象ライフステージ	出産前	出産～新生児期	乳幼児期（0～2歳）	就学前（3～5歳）	就学後（6歳～）	対象
						保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児

荒川区外の認可保育所等利用者を含む

家庭福祉員等にはグループ型保育室を含む

保育利用率とは、それぞれ0～2歳、0～5歳の人口を認可保育所等利用者数で割った数値

体系コード	2 - 1 - 2			所管課	保育課	
事業名	東京都認証保育所の設置・運営					
内容	保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象に、保護者に代わって保育します。認証保育所は、独自の基準を設けることで多様化する大都市の保育ニーズに対応しようとするものです。 利用者数は、22年度の236人から25年度は375人と増加しています。 今後も保育需要の増加が想定されているため、引き続き整備に努めるとともに、事業者の意向を踏まえながら、新制度への移行支援も行っていく必要があります。					
今後の方向性	地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、全年齢に不足が生じる地域には認可保育所の新設等、個別の年齢には認証・地域型保育等を整備することにより、多様なニーズに対応していくとともに、保育サービスも多様化するため、各施設等が連携して保育の質の向上につなげていきます。 また、認可保育所等への移行に向けた支援も実施していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児

体系コード	2 - 1 - 3			所管課	保育課	
事業名	認証保育所等の保育料等補助					
内容	認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、グループ型家庭的保育を利用する、「荒川区保育実施基準」の指数 15 以上の荒川区民を対象に、月 60,000 円を上限として保育料等の一部を補助します。 24 年度からこれまでの定額補助から差額補助へと制度の充実を図り、支給実績は 25 年度において 300 人を超えています。					
今後の方向性	認証保育所等を利用する保護者の経済的負担軽減のため、引き続き認証保育所等の保育料等補助を実施していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						認証保育所等に乳幼児を預けており、一定の条件を満たす保護者

体系コード	2 - 1 - 4			所管課	保育課	
事業名	家庭福祉員等事業の実施					
内容	保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象に、保護者に代わって保育します。家庭福祉員とは、家庭的な環境の中での保育サービスを提供する保育士等です。また、グループ型家庭的保育は、連携保育所の支援を受けながら家庭的保育者が2人以上で保育を行います。複数者による保育と連携保育所による延長保育等が特徴です。 利用者数は、22年度の82人から25年度は100人と増加しています。 今後も保育需要の増加が想定されているため、引き続き整備に努めるとともに、事業者の意向を踏まえながら、新制度への移行支援も行っていく必要があります。					
今後の方向性	地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、全年齢に不足が生じる地域には認可保育所の新設等、個別の年齢には認証・地域型保育等を整備することにより、多様なニーズに対応していくとともに、保育サービスも多様化するため、各施設等が連携して保育の質の向上につなげていきます。 また、新制度への移行に向けた支援も実施していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						保護者の就労・疾病等により家庭で保育を受けることが困難な乳幼児

体系コード	2 - 1 - 5		所管課	保育課		
事業名	延長保育事業の実施					
内容	保育園等に通う乳幼児とその保護者を対象に、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を行うことにより、保護者の育児・就労等を支援します。 【認可保育所】 満1歳以上の在園児を対象に、11時間保育に加え1時間の延長保育を行う他、帰宅時における交通災害等、予期せぬ延長保育の需要には延長保育の空き枠を活用したスポット延長を行うことにより、保護者の育児・就労等を支援します。 実施施設は、22年度の27カ所から26年度は36カ所と増加し、それに伴い月平均延べ利用者数も22年度の565人から26年度は622人と増加しています。 新規開設園や認可保育所に移行する認証保育所等を含めた全園で、多様な就労形態等に対応するため、延長保育を実施していく必要があります。 【認証保育所】 在園児を対象に、区内全ての認証保育所が20時以降までの延長保育を行うことにより、保護者の育児・就労等を支援します。 【家庭福祉員等】 保育をしている乳幼児の保育時間は、原則16時30分または17時までとしています。が、保護者の就労状況、家庭福祉員の状況等を踏まえ、双方の合意が成立した場合には延長保育を実施することにより、保護者の育児・就労等を支援します。また、グループ型家庭的保育では、連携園で延長保育に対応しています。					
	月平均で算出	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	利用者数(人)	565	585	616	646	622
	施設数(力所)	27	28	30	32	36
	今後の方向性	【認可保育所】 全園での延長保育の実施を継続するとともに、新規開設や認可保育所に移行する認証保育所においても延長保育の実施を推進していきます。 【認証保育所・家庭福祉員等】 保護者の要望、認証保育所及び家庭福祉員等の意向等を踏まえながら、延長保育の運用について、柔軟に対応していきます。				
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						保育園等に通う乳幼児とその保護者

体系コード	2 - 1 - 6		所管課	保育課		
事業名	病児・病後児保育事業の実施					
内容	保育園等に登園できない病児・病後児を対象に、保育所に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育を行うことにより、休暇取得等が難しい保護者の育児・就労等を支援します。					
	病後児保育については、南千住・町屋の２地域で実施しています。また、26年度からは、病児保育を町屋地域で開始しました。					
	事業の実施にあたっては、看護師や保育士の常時配置や医療機関との連携体制確保といった条件に加え、専用保育室の整備等施設面における基準を満たす必要があります。					
	各年３月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	利用者数（人日）	602	543	585	622	716
	施設数（カ所）	1	1	1	2	2
今後の方向性	子育てと就労の両立を支援するため、医療機関との連携可能性を模索し、また事業者の意向等を踏まえながら、事業拡大に向けて検討をしていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （０～２歳）	就学前 （３～５歳）	就学後 （６歳～）	対象
						保育園等に登園できない 病児・病後児

体系コード	2 - 1 - 7			所管課	学務課	
事業名	区立幼稚園等の運営					
内容	満3歳から就学前の幼児を対象に、教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えることにより、心身の発達の助長を図ることを目的に、公立幼稚園を運営します。					
	利用者数は、3歳児の定員拡大を図ったこと等により、22年度の598人から26年度は703人と増加しています。					
	幼児教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を創る大切な時期であるため、遊びの中での興味や関心に沿った活動から興味や関心を活かした学びへ、さらには、教科等を中心とした学習へ、幼児期から児童期への流れを意識して、教育内容や方法を充実させていく必要があります。					
	各年5月1日時点	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	3～5歳の人口	4,540	4,719	4,933	5,009	5,037
	利用者数（人）	598	614	700	723	703
	利用率（％）	13.2%	13.0%	14.2%	14.4	14.0%
	施設数（園）	9	9	9	9	9
今後の方向性	子どもの健やかな成長を支えていくため、教育内容の充実や教員等の資質の向上を図るとともに、各施設・地域社会・家庭が連携し、小学校への円滑な接続も視野に入れた、特色ある教育を実施していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						満3歳から就学前の幼児

体系コード	2 - 1 - 8			所管課	子育て支援課		
事業名	私立幼稚園等に対する運営支援						
内容	満3歳から就学前の幼児を対象に、教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えることにより、心身の発達の助長を図るため、区内私立幼稚園に事業費の一部を補助する他、私立幼稚園に通う園児の保護者に保育料の一部を補助しています。 利用者数は、22年度の1,633人から26年度は1,642人と増加しています。 しかし、近年、区内園の7園から5園に減少したことなどにより、利用者数の約6割が区外園に通園しています。 区外園に通園している子どもが少しでも区内に通園できる環境を整備するため、定員拡大等を図る必要があります。 また、私立幼稚園の保護者への補助金などを、引き続き実施しながら、豊かな創造力を育むため、子どもの発達段階に応じた幼児教育を提供できるよう、環境を整備していく必要があります。						
	各年5月1日時点		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
	3～5歳の人口		4,540	4,719	4,933	5,009	5,037
	(人) 利用者数	区内	786	745	723	695	672
		区外	847	893	961	980	970
		合計	1,633	1,638	1,684	1,675	1,642
	利用率		36.0%	34.6%	34.1%	33.4%	32.6%
	(園) 施設数	区内	7	7	6	6	5
		区外	46	48	50	42	52
		合計	16	16	15	15	14
今後の方向性	29年度開設に向け町屋地域に私立幼稚園を誘致するとともに、既存の私立幼稚園等の定員拡大を図ることなどにより、身近なところで幼児教育の提供を受けることができるよう検討していきます。 また、子どもの健やかな成長を支えていくため、幼児教育の機能の拡大や教員等の資質の向上を図るとともに、各施設・地域社会・家庭が連携し、小学校への円滑な接続も視野に入れた、特色ある教育が実施できるよう、支援を行っていきます。						
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象	
						満3歳から就学前の幼児	

体系コード	2 - 1 - 9			所管課	子育て支援課	
事業名	私立幼稚園等における預かり保育への支援					
内容	在園児を対象に、必要に応じて通常の保育時間終了後や長期休暇中の預かり保育を行うことにより、幼児教育の振興と充実を図ります。 区内の実施施設は、21年度の7カ所から25年度は6カ所と減少し、それに伴い延べ利用者数も21年度の10,267人から25年度は8,866人と減少しています。 利用者のニーズが多様化していくことが考えられるため、事業者と時間延長や休日開園等の調整を行い、可能な限り実施内容の充実を図る必要があります。					
	各年3月末時点	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	利用者数(人)	10,267	9,353	8,153	7,991	8,866
	施設数(カ所)	7	7	7	6	6
今後の方向性	新制度になり、私立幼稚園等の運営形態は多様化していきますが、保護者のニーズに応じて、預かり保育の充実に向けて事業者と調整していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						在園児

区内の私立幼稚園等のみの利用数と施設数

体系コード	2 - 1 - 1 0		所管課	子育て支援課		
事業名	私立幼稚園等保護者に対する助成					
内容	新制度に移行しない私立幼稚園等に子どもを通わせる保護者を対象に、入園料及び保育料の一部を補助することにより、保護者の負担軽減と就園機会の拡大を図ります。 現在、私立幼稚園の新制度移行が選択制のため、移行の有無にかかわらず現状と同程度の支援を継続していく必要があります。					
	補助児童数（延べ人数） 各年 3 月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		20,127	19,447	19,556	20,143	20,230
今後の方向性	現行制度に残る私立幼稚園等保護者に継続して支援していくとともに、その安定的な事業実施を図るため、国や都の動向を注視し、関係機関に要望していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						新制度に移行しない私立幼稚園等に子どもを通わせる保護者

体系コード	2 — 1 — 1 1		所管課	子育て支援課・学務課		
事業名	多子世帯の保護者の負担軽減					
内容	幼稚園に在園している子どもの保育料について、小学校 3 年生までに兄弟がいる場合に、公立・私立を問わず、その最年長の子どもから順に第 2 子について半額、第 3 子以降については、無料とします。					
今後の方向性	幼稚園における第 3 子以降無償化の対象について、同一世帯に複数の子どもがいる場合の範囲を、小学校 3 年生までとしているところ、18 歳未満までに対象を拡大することで、多子世帯における保護者の経済的負担の軽減に努めていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						満 3 歳から就学前の幼児

施策2 地域力を活用した在宅育児支援の充実

共働き世帯等が増加する中、待機児童を発生させないよう保育園等を整備し、保育サービスを充実していくことはとても重要なことです。一方、在宅で育児をしている世帯も多く、特に0歳児の子どもについては、その割合が半数以上となっています。こうした世帯については、身近で相談できる人がいないなど、地域での孤立化が問題とされています。このような問題を防ぎ、不安を解消して、今後も安心して子育てができるようにするためには、地域全体で在宅育児家庭を見守り支えていく体制づくりが必要になります。

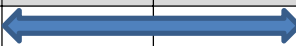
体系コード	2 - 2 - 1		所管課	子育て支援課		
事業名	ファミリー・サポート・センター事業の実施					
内容	あらかじめ登録をした保護者（利用会員）が養育する乳幼児や小学生を対象に、登録された援助者（協力会員）と事務局と事前打合せをしたうえで、原則として協力会員の自宅で預かることにより、保護者の育児と就労等を支援します。					
	活動回数の増加と比較して、協力会員の数が十分ではない状態が続いているため、様々な媒体を通じて積極的に周知する等協力会員数の増加を図り、ニーズの増加に対応する必要があります。					
	利用者数（人日） 各年3月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	未就学児	-	-	6,322	6,748	7,179
	小学生	-	-	2,653	2,562	3,524
今後の方向性	子育てがひと段落した保護者が気軽に協力会員になれるような公募方法や周知を検討し、事業を充実していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						あらかじめ登録をした保護者（利用会員）が養育する乳幼児・小学生

体系コード	2 - 2 - 2			所管課	児童青少年課	
事業名	子育て支援カウンセラーによる相談支援					
内容	在宅育児家庭を中心に、子育て中の保護者の相談を受けるため、カウンセラーが、ひろば館・ふれあい館等を巡回します。					
	子育て情報の提供、保護者同士で育児の悩みを共有・解決するために、ミニ講座・ミニワークを開催する他、個別での相談を希望する保護者においては、日時、場所を設定して面接を行い、虐待防止、育児ストレスの軽減を図ります。					
	学童クラブやにこにこすくーの巡回では、特別な支援が必要な児童の支援に関する専門的助言等を行い、一人ひとりにあったきめ細かな支援につなげます。					
	ひろば館・ふれあい館での巡回における延べ相談件数は、24年度が892件、25年度が935件と増加しています。					
	また、個別での延べ相談件数は、24年度が45件、25年度が90件と増加している他、継続支援が必要な場合は、関係機関と連携しながら支援を行っています。					
今後の方向性	巡回相談、個別相談件数の増加に伴い、これまで以上に専門性の向上が求められるため、心理職、他職種や関係機関との情報交換や事例検討会を行い、カウンセリングやコンサルテーションの力量を高めていく必要があります。					
	今後も巡回相談による子育て支援を継続するとともに、制度を周知し、利用を勧めていきます。					
対象ライフ ステージ	また、保健所で開催されている母親学級に参加し、妊娠中から気軽に相談できる場があることを理解していただき、産後うつや虐待防止につなげていく他、特に継続支援が必要なケースにおいては、関係機関との連携を強化し、よりきめ細かな支援を図っていきます。					
	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						在宅育児家庭

体系コード	2 - 2 - 3		所管課	保育課		
事業名	保育所における一時保育の実施					
内容	乳幼児を対象に、保護者の冠婚葬祭への出席、地域・学校等の行事への参加、研修・講習への参加や育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする場合に預かりを行うことにより、家庭における育児を支援します。					
	実施施設は、21年度の5カ所から25年度は11カ所に増加し、それに伴い延べ利用者数も21年度の3,378人から25年度は5,437人と増加しています。					
	利用実績が増加傾向にあるため、今後のニーズを踏まえて確実に対応していく必要があります。					
	各年3月末時点	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
	利用者数(人)	3,378	4,306	4,150	5,060	5,437
	施設数(カ所)	5	7	8	9	11
今後の方向性	専用スペースの積極的な確保等を図ることにより、確実にニーズに応えられるよう事業の充実に向けて検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						乳幼児

施設数は、専用スペースのある施設数

体系コード	2 - 2 - 4		所管課	子育て支援課		
事業名	地域子育て交流サロンにおける一時預かりの実施					
内容	乳幼児を対象に、一部の地域子育て交流サロンで週1回2時間の理由を問わない一時預かりを行うことにより、家庭における育児を支援します。 実施施設は、21年度の1カ所から25年度は3カ所と増加し、それに伴い21年度の延べ利用者数も297人から25年度は679人と増加しています。 実施回数や預かり時間が限定され、区民の需要に応えられないケースがあるため、事業者と回数増や時間延長等の調整を行い、可能な限り実施内容の多様化を図る必要があります。					
	各年3月末時点	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	利用者数(人)	297	260	454	462	679
	施設数(カ所)	1	1	2	2	3
	今後の方向性	実施場所や実施回数、預かり時間等について、利用者と事業者双方の意見を反映しながら、事業の充実に向けて検討していきます。				
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児とその保護者

体系コード	2 - 2 - 5			所管課	児童青少年課・地域振興課	
事業名	ひろば館・ふれあい館における乳幼児事業の実施					
内容	乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児事業や親子の交流事業等の児童館事業を実施することにより、地域の身近な居場所を提供します。 実施施設数は、21年度のひろば館 7 館、ふれあい館 6 館の計 13 館から 25 年度はひろば館 3 館、ふれあい館 13 館の計 16 館と増加しています。 子育てに不安感や孤独感を持つ乳幼児の保護者が、いつでもどこでも相談できる体制を構築するため、子育て相談ができる職員の育成や子育て支援サークルの活動支援等、積極的な展開が必要です。					
今後の方向性	職員が子育て関連研修に参加できる環境づくりを整備しながら、出産前から乳幼児期までの期間を対象にしたプログラムの充実を図ることにより、子育て中の親の居場所づくりや気軽に相談できる体制を構築できるよう検討していきます。さらに、子育てで交流サロンと親子ふれあいひろばなどの事業の連携についても検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						乳幼児とその保護者

体系コード	2 - 2 - 6		所管課	子育て支援課・保育課		
事業名	地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）の運営					
内容	在宅育児中の保護者とその乳幼児等が、いつでも気軽に訪れ、同世代の親子同士で交流できる場を提供し、常駐している保育士等による相談・助言などを通じて育児不安や孤立化等の解消を図ります。					
	サロン数は、21年度の9カ所から25年度は12カ所と増加し、利用者数も21年度の27,729人から25年度は39,157人と増加しています。					
	サロンのない地域があるため、同種の交流事業との統合も含めて設置場所の検討が必要です。					
	各年3月末時点	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
	利用者数（人日）	27,729	35,628	38,849	37,664	39,157
	施設数（カ所）	9	11	12	12	12
今後の方向性	地域子育て交流サロンの利用実態の把握を行い、適切な設置場所を検討することにより、区内全域での在宅育児支援を推進していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						在宅育児中の保護者とその乳幼児等

利用者数は子どもの人数

体系コード	2 - 2 - 7			所管課	子育て支援課	
事業名	産後支援ボランティアの派遣					
内容	原則産後 6 カ月以内の子どもの養育が困難な家庭を対象に、赤ちゃんの入浴の手伝いや買い物の手伝い等を行う地域や学生のボランティアを派遣することにより、産後家庭の子育ての負担軽減を図るため、事業を実施するボランティア団体に対し運営費を補助します。 延べ利用者数は、21 年度の 246 件から 25 年度は 804 件と 3 倍以上に増加しています。 ボランティアによる活動については、継続的な人材の確保・育成を図る必要があります。 また、利用者が増加しているため、必要経費も含め、安定した運営のための検討が必要です。					
今後の方向性	子育て団体や子育て経験者等に周知を行い、ボランティアの確保を図るとともに、区内の大学等と連携し、既存ボランティアに対する定期的な研修を実施します。対象家庭の選定や支援内容について、随時見直しを行い、関係機関で情報を共有することにより、対象団体の円滑な事業実施を支援します。 また、利用を申し込まない家庭に対し、アウトリーチ型の事業展開を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						原則産後 6 カ月以内の子どもの養育が困難な家庭

体系コード	2 - 2 - 8			所管課	子育て支援課	
事業名	地域子育て見守り事業					
内容	在宅で 0 歳から 2 歳児を養育している家庭を対象に、地域の民生・児童委員及び主任児童委員が、子育て応援券（キッズクーポン）を配布することにより、地域の子育て状況を把握するとともに、子育て家庭が孤立しないよう見守ります。 0 歳から 1 歳児への絵本交換券配布件数は、21 年度の 1,944 件から 25 年度は 2,124 件、2 歳児へのあらかわ遊園のりもの券配布件数は、21 年度の 823 件から 25 年度は 818 件となっています。 ファミリー向けの大型マンションの建設により、地区によっては配布対象が急増している状況にあり、対象者の転入・転出の把握が困難なこと等があるため、実施方法を検討する必要があります。					
今後の方向性	配布方法や対象について、民生委員や保護者の意見を聞きながら、より効果的な実施方法を検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						在宅で 0 歳児から 2 歳児を養育している家庭

体系コード	2 - 2 - 9			所管課	子育て支援課	
事業名	子どもの居場所づくり事業の実施					
内容	ひとり親家庭や生活困窮世帯など社会的養護を必要とする家庭の小学校４年生から中学生を対象に、だんらんの場の提供や学習支援、夕食の提供等を行うことにより、子どもの生活習慣や学習意欲等の向上と保護者の負担軽減を図るため、事業を実施する団体に対し運営費を補助します。					
今後の方向性	対象児童の範囲や利用について、実施団体とも調整を図りながら、利用しやすい事業展開を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (０～２歳)	就学前 (３～５歳)	就学後 (６歳～)	対象
						ひとり親家庭等社会的養護を必要とする家庭の小学校４年生から中学生

基本目標 3 明日を担う子どもの生きる力を育むまちづくり

施策 1 放課後児童に対する支援

学齢児童の増加や働き方の多様化を受け、共働き世帯の児童等に対し、放課後に遊びと生活の場を提供するための環境整備が、これまで以上に求められています。また同時に、家族形態の変容や科学技術の進歩を受け、全ての児童に対し、放課後の安全な活動拠点を設け、体験活動の場を提供する環境整備も必要となっています。

「小1の壁」の解消と次代を担う人材育成を図るため、関連する事業を効果的・効率的に実施し、総合的な放課後児童事業として充実していく必要があります。

体系コード	3 - 1 - 1			所管課	児童青少年課	
事業名	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の運営					
内容	共働き世帯等の小学校低学年の児童等を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を確保する放課後児童健全育成事業を実施し、留守家庭児童の健全な育成を図ります。 実施施設は、21年度に24カ所でしたが、22年度に1カ所増やし、以降25カ所で現在まで実施してきています。利用者数については、一度減少に転じたものの、25年度以降、再度増加傾向にあり、26年度当初は1,230人を超える児童が利用しています。 共働き世帯や対象児童の増加、児童福祉法改正による対象学年の拡大等を踏まえると、今後も学童クラブの需要増加は続くことが見込まれるため、「小1の壁」を未然に防ぐための施策を講じていく必要があります。					
	各年4月末時点	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1～3年生 利用者数（人）	1,364	1,254	1,229	1,234	1,237
	施設数（カ所）	25	25	25	25	25
今後の方向性	現在の25施設による受入体制を維持することを基本に、対象児童の増加等の環境変化に柔軟に対応するため定員を拡大し、待機児童の出現防止に努めるとともに設備・運営の基準を新たに定めた条例に基づき、質の向上に努めます。また、一部の学童クラブにおいて、高学年児童の受入を開始するなど、供給体制を整えます。 利用時間についても、夕方の延長利用（午後6時から7時）を27年度は新たに5校で試行実施し、課題を検証した上で、開設時間に関する検討を継続していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象 共働き世帯等の小学校低学年の児童等
						

体系コード	3 - 1 - 2			所管課	児童青少年課	
事業名	放課後子供教室事業（にこにこすくーる）の運営					
内容	小学校の全児童を対象に、放課後の安全な活動拠点を設け、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供する放課後子供教室事業を実施し、次代を担う人材育成を図ります。 実施施設は、21年度の3校から25年度は11校に増加し、それに伴い、利用者数も大きく増加しています。 家族形態の変容等により異学年との交流の機会や家族以外の大人との交流の機会が減少しているため、学校という安全な活動場所で、多くの児童が様々な人と交流を図ることのできる環境を整える必要があります。 また、ICT機器の活用などにより実社会に近い体験活動の場の提供についても検討が必要です。					
	各年3月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1～6 年登録数（人）	550	1,169	1,629	2,215	2,534
	施設数（校）	3	6	7	9	11
今後の方向性	区内の全児童に体験活動の場を提供するため、28 年度までに全小学校（24 校）でにこにこすくーる事業を実施することを目指します。 全校開設に向け、27 年度は新たに 3 校で実施するとともに、新規開設にあたっては、可能な限り学童クラブ事業との一体型での実施を目指し、プログラムの充実を図ります。また、家庭での学び・手伝い、家族と過ごす時間を大切にしていくという視点や安全上の配慮から、午後 5 時までの開所時間としていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						小学生

体系コード	3 - 1 - 3			所管課	児童青少年課	
事業名	総合的な放課後児童事業（放課後子ども総合プラン）の実施					
内容	26年度は、学童クラブとにこにこすくーるについて、コース分けにより区分した運営（一体的運営）を7校で実施しています。 一体的運営における課題を解決し、より効率的・効果的な運営とし、総合的な放課後児童事業として充実していく必要があります。					
	各年3月末時点	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
	併設運営(校)	1	2	3	4	4
	一体的運営（校）	-	-	-	-	2
	にこにこすくーる （連携なし）（校）	2	4	4	5	5
	学童クラブ （連携なし）（カ所）	24	23	22	21	19
今後の方向性	学童クラブとにこにこすくーるを「一体型」を基本として整備する「放課後子ども総合プラン」を実施します。 総合プランにおいては、両事業の児童が共通の体験プログラムに参加します。学校外で学童クラブを実施している場合等については、近接する学童クラブとにこにこすくーるで連携して共通プログラムを企画・実施する「連携型」の総合プランを実施します。 27年度は、総合プランを5校で試行実施し、プログラムの充実や運営方法等を検証し、全校実施に向けて整備を進めます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						小学生

体系コード	3 - 1 - 4			所管課	児童青少年課・地域振興課	
事業名	ひろば館・ふれあい館における児童事業の実施					
内容	小中学生を対象に、サークル活動・検定遊び等の館内活動、子どもたちの自主的・主体的活動支援、地域の子どもまつりへの参加等を行うことにより、異学年交流や地域との交流を図ります。 実施施設数は、21年度のひろば館 7 館、ふれあい館 6 館の計 13 館から 25 年度はひろば館 3 館、ふれあい館 13 館の計 16 館と増加しています。 時代に即した児童館事業の展開や中高生の居場所づくりのため、事業内容の検討が必要です。					
今後の方向性	児童の健全育成を図るとともに、子どもたちの社会性を育むための「遊ぶ」環境を充実するため、普段家庭ではできないような楽器の演奏やスポーツ活動などの事業を検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						小中学生

施策2 就学児の義務教育時間外の活動・支援

不登校やいじめなど子どもを取り巻く課題は複雑・多様化しています。そのため学校だけでは解決できない困難なケースに対応するために、専門的な知識や技術を持った相談機能の充実が求められています。また、貧困による教育格差を生じさせないよう、子どもの学力向上とともに親から子への「貧困の連鎖」を断ち切るための支援が必要になります。

体系コード	3 - 2 - 1			所管課	指導室	
事業名	スクールソーシャルワーカーの配置					
内容	区立幼稚園児及び小中学生を対象に、家庭や学校、友人、地域社会など、児童・生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合って発生する問題行動等に関し、学校だけでは解決困難なケースについて、効果的な取組を進めるため専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、その解決にあたります。 年間延べ3,500件以上の相談を受け、家庭訪問や電話相談、関係機関との連携により、相談・支援活動を行っています。 家庭環境に問題のある児童・生徒は、学力や健康面でも問題を抱える割合が高く、今後も家庭や学校と密接に連携を図り、丁寧な対応を進めていく必要があります。					
今後の方向性	学校を巡回相談している心理専門相談員（スクールカウンセラー）や教育相談室の心理相談員と連携を図りながら、学校・関係機関とネットワークを構築し、適切な支援ができる体制を強化していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						

体系コード	3 - 2 - 2			所管課	指導室	
事業名	あらかわ寺子屋の実施					
内容	小中学生を対象に、これまで学校ごとに行ってきた始業前や放課後などの補充学習を、26年度から「あらかわ寺子屋」事業として全ての区立小中学校で実施し、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせることにより、全ての子どもたちの基礎的・基本的な学力の定着を確実に図ります。 学校ごとに児童・生徒の学習状況に合わせて学習内容や学習時間等を企画し、教員志望等の学生（ティーチングアシスタント）や退職教員を含む教員免許保持者（補充学習指導員）を活用するなどして充実を図っています。 子どもたちの学力の向上とともに、教育における脱格差社会への取組として、さらに内容を充実していく必要があります。					
今後の方向性	指導内容の充実に向けて、タブレットP Cを活用した学習方法や教材等の学校間共有を進めていくとともに、実施回数の拡大及び指導力のある補充学習指導員の確保に取り組んでいきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						小中学生

体系コード	3 - 2 - 3				所管課	児童青少年課
事業名	自然まるかじり体験塾の実施					
内容	小学校 4 年生から中学生までを対象に、区の交流都市である千葉県鴨川市で、農家にホームステイすることで、農家の生活や農作業、漁業体験をすることにより、自然の恵みや食物の大切さを学びます。 ここ数年は、実施人数を 40 人程度としており、参加者数もそれに近い数字で推移しています。 農家の高齢化や兼業化のため、受入先の農家の確保について検討が必要です。					
今後の方向性	子どもの頃の自然体験が豊富なほど、意欲・関心や規範意識が高い傾向にあるという調査結果も発表されているため、新たな自治体との連携も含めて検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						小学校 4 年生から中学生

基本目標 4 安心とゆとりを持てる子育て支援の体制づくり

施策 1 児童虐待防止を図るための取組

貧困や病気など様々な要因から児童虐待の相談件数は増加しています。

核家族化や地域社会とのかかわりの希薄化等から、虐待を受けている子どもの発見が遅れることが懸念され、虐待の発生予防と早期発見、早期対応が求められています。そのためには、地域全体で子どもを見守ることが重要であり、関係機関が連携を緊密にして各家庭に寄り添った適切な支援を行うことや、地域社会が児童虐待に対してより深く関心を持つための啓発活動も必要になります。

体系コード	4 - 1 - 1			所管課	子育て支援課	
事業名	要保護児童対策地域協議会の運営					
内容	要保護児童・要支援児童・特定妊婦を対象に、早期に適切な支援を図るため、子ども家庭支援センターが調整機関となり、児童相談所、警察、学校、幼稚園、保育園、民生・児童委員、保健所や医療機関など関係機関で構成し、情報等を共有し連携を行う協議会です。 協議会は、代表者会議を年 1 回、実務者会議を年 4 回、個別ケース対応会議を必要に応じて行っており、25 年度は計 99 回行いました。 児童虐待の早期発見、早期対応のためには、関係機関による緊密な連携が必要であるため、効果的な運営方法等を検討する必要があります。					
今後の方向性	関係機関の情報や支援の内容を共有し合い、協議会の相談支援スキルを高めていけるような、効果的な会議運営を行っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						要保護児童・要支援児童・特定妊婦

体系コード	4 - 1 - 2			所管課	子育て支援課・健康推進課	
事業名	特定妊婦への支援					
内容	保健所及び子ども家庭支援センターがそれぞれ把握した、出産後の虐待リスクの高い「特定妊婦」の情報を毎月の特定妊婦進行管理会議において共有し、リスクを予測・確認しています。妊婦の困りごとを把握して適切な支援につなげるため、母子保健担当の保健師による訪問・連絡を行うとともに、子ども家庭支援センターは、関係機関等に定期的に確認を行うなど状況把握に努めています。					
今後の方向性	支援の必要な妊婦をいち早く把握し支援につなげるために、病院・保健所・子ども家庭支援センター等関係機関での一層の連携強化を図る必要があります。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						支援の必要な妊婦

体系コード	4 - 1 - 3		所管課	子育て支援課		
事業名	養育支援訪問事業の実施					
内容	養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。					
	対象家庭における状況は複雑化してきており、対象家庭の選定や支援内容については随時見直しを行い、関係機関で情報を共有しています。					
	本事業の対象となり得る虐待歴のある、あるいはその恐れのある家庭を減らすため、虐待予防の裾野をより広げ、育児不安群を健康群に引き上げていくためのアウトリーチを行う事業についても検討する必要があります。					
	利用者数（回） 各年3月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		509	763	695	993	617
今後の方向性	対象家庭の選定や支援内容について随時見直しを行い、真に支援が必要な人へ迅速に支援を行うとともに、支援終了後の見守り等の方法について検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						養育支援が特に必要な家庭

体系コード	4 - 1 - 4			所管課	子育て支援課	
事業名	安心子育て訪問事業の実施					
内容	育児不安を抱えているが十分な支援が届いていない家庭を対象に、育児不安の解消を図るため、傾聴や家事・育児を協働で行う事業を実施する地域ボランティア団体に対し、運営費を補助します。					
今後の方向性	事業実施団体と区が連携し、ボランティアの育成を図るとともに、育児不安を抱える家庭を積極的に支援していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						育児不安を抱えているが十分な支援が届いていない家庭

体系コード	4 - 1 - 5			所管課	子育て支援課	
事業名	要保護児童対策事業の実施					
内容	0 歳から乳幼児の母親を対象に、グループミーティング「ハーフタイム」を毎月行うことにより、育児ストレスの解消を図ります。 また、3 歳児以上の保護者を対象に、「コモンセンス・ペアレンティング」プログラムを全 7 回の連続講座として行うことにより、養育力の回復及び向上を図ります。 「ハーフタイム」は、25 年度は延べ 37 人、「コモンセンス・ペアレンティング」には、延べ 35 人が参加しました。 これらの事業については、個々の参加者ごとに抱えている課題が異なるため、各参加者のニーズを見極める必要があります。					
今後の方向性	参加者のニーズを見極めつつ、母親の養育に対する心の負担を軽くするため、今後も効果的な実施及び開催方法を検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						0 歳から小学生の母親

体系コード	4 - 1 - 6			所管課	子育て支援課	
事業名	児童相談所の移管に向けた取組					
内容	18 歳未満の子どもとその保護者を対象に、区設置の子ども家庭支援センターを児童相談の第一義的窓口、都設置の児童相談所を専門性の高い困難事例の対応窓口としていますが、両機関の併存に問題が生じていることから、児童相談所の区への移管に向けて取組を行っています。 2 つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況の変化に合わせたきめ細かな対応が取れないことがあるため、両機関を統合する必要があります。					
今後の方向性	「特別区児童相談所移管モデル」の具体化に向けた検討を 23 区で行うとともに、都との検討会等で協議を重ねることにより、児童相談所の区への早期移管を目指していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象

施策２ 子どもの貧困に対する取組

貧困は、子どもの学力に影響を及ぼし、それが原因で、子どもの未来が左右される懸念があります。さらには、貧困は親から子へと世代を超えて連鎖するとも言われています。こうした状況を打破するためには、手当などの経済的な支援や、学習意欲を向上させるための支援などの充実が必要になります。

また貧困が児童虐待の原因になることも考えられることから、地域ぐるみでその子どもや家庭を見守る必要があります。

体系コード	4 - 2 - 1			所管課	子育て支援課・健康推進課	
事業名	入院助産の実施					
内容	経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊婦を対象に、出産に係る費用を助成することにより、安心して助産を受けられる環境を提供します。 入院助産決定件数は、21年度は20件、25年度は11件ですが、年によってばらつきがあります。 経済的に困窮している妊婦は、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる「特定妊婦」として、要保護児童対策地域協議会で状況把握する必要がある場合があります。					
今後の方向性	母子・父子自立支援員は、経済的な問題以外に困っていることや不安に思っていることを妊婦に確認するなど寄り添い型の相談対応を行うとともに、保健所と連携を図って安全・安心な出産ができるよう支援していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊婦

体系コード	4 - 2 - 2			所管課	子育て支援課	
事業名	家庭相談の実施					
事業内容	離婚や親権、子どもの養育費等の問題について、家庭裁判所の元調停委員である家庭相談員が相談に応じ、助言等を行うことにより、問題解決の一助とします。 家庭相談の件数は、事業開始の 24 年度が 122 件、25 年度が 145 件と増加傾向にあります。 離婚してひとり親家庭となった際に経済的に厳しい状況に陥ることにより、子どもの養育に影響が生じる恐れがあるため、婚姻費用や養育費を確保できるように相談を充実していきます。					
今後の方向性	相談件数の推移をみながら適切な相談日数の確保について検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						区民

体系コード	4 - 2 - 3			所管課	保育課	
事業名	保育園における子どもの貧困対策の取組					
内容	日常的に親子と接する保育園は「貧困の最初の砦」として、問題を抱える家庭や虐待の早期発見等において極めて重要な役割を担っているため、子育て相談専門員を保育課に配置し、問題を抱える園児の観察等を行うことにより、継続的な支援を行います。 新規開設保育園の増加に伴い運営主体も多様になってきているため、各保育園の状況を十分把握した上で、適切に対応していく必要があります。					
今後の方向性	公私立各保育園と連携することにより、問題を抱える子どもの早期発見、観察等の継続的な支援を行っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						保育園児

体系コード	4 - 2 - 4			所管課	学務課	
事業名	就学援助の実施					
内容	公立の小中学生の保護者で、生活保護受給者またはそれに準ずる者（世帯の前年分の総所得が前年の生活保護基準額の 1.2 倍以内）を対象に、学用品費及び学校給食費等を支給することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施を図ります。					
今後の方向性	25 年度から生活保護法の改正により生活保護基準の見直しが行われましたが、国からは、生活保護基準の見直しにより就学援助受給者が影響を受けないよう通知がされており、区においても教育の機会均等を確保するため、生活保護基準の見直しの影響が生じないように対応していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳 ～)	対象
						公立の小中学生の保護者 で、生活保護受給者また はそれに準ずる者

体系コード	4 - 2 - 5			所管課	子育て支援課	
事業名	学習支援事業の実施					
内容	小学校4年生から中学校3年生までを対象に、子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに、指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことにより、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援します。 平均参加児童・生徒数は、事業開始24年度の11人から25年度は15人と増加しています。 実施場所が区内1カ所であり、通うことのできる児童・生徒が限られている他、コーディネーターを担える人材の確保も困難であるため、今後の事業展開について検討する必要があります。					
今後の方向性	区内全小中学校で「あらかわ寺子屋事業」が開始され、全ての小中学生が補充学習を受けられるようになりました。今後は、地域の力を活かしつつ、学習支援を含めた居場所づくりを検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						小学校4年生から中学校3年生

体系コード	4 - 2 - 6			所管課	生活福祉課	
事業名	次世代育成支援事業（学習環境整備支援）					
内容	生活保護受給世帯における次世代育成の観点から、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などに対し、実費額を学習環境整備支援費として支給します（上限額は中学校 3 年生が年間 15 万円、小学校 4 年生から中学校 2 年生までが年間 10 万円）。 対象は、在宅での学習環境を整える必要が認められる小学校 4 年生から中学校 3 年生で、24 年度は 21 人、25 年度は 26 人の支給実績となっています。					
今後の方向性	生活保護受給世帯における教育費用の経済的負担軽減のため、引き続き推進していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						小学校 4 年生から中学生

施策3 ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭は、仕事と家事、育児を一人で抱えなければならない不利な状況にあります。また、非正規職が多く収入が少ないなど、子どもの貧困家庭に占めるひとり親家庭の割合は高くなっていると言われています。この他、何らかの事情により、就業できない状況もあることから、今後もそれぞれの家庭の状況に合った情報提供や支援を行うため関係機関と連携を取りながら、ひとり親家庭の総合的な支援の充実を図ることが求められています。

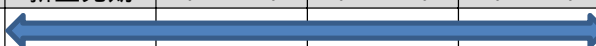
体系コード	4 - 3 - 1			所管課	子育て支援課	
事業名	ひとり親家庭相談の実施					
内容	ひとり親家庭を対象に、就労や住宅困窮など様々な相談に応じ、就労を支援する事業や生活のサポートなどを行うサービスにつなげます。 ひとり親家庭相談の件数は、23 年度 484 件、24 年度 620 件、25 年度 596 件となっていますが、相談の内容は年々複雑化しています。 また、26 年 10 月に母子寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法として改正されたことを受け、これまで母子家庭中心であったひとり親家庭支援について、父子家庭に対しても行き届くよう、一層の周知を図る必要があります。					
今後の方向性	ひとり親家庭へ支援情報が行き届くよう周知活動の強化に努めます、さらに父子家庭に特化した周知方法について検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						ひとり親家庭

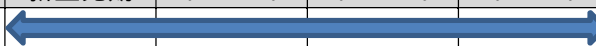
体系コード	4 - 3 - 2			所管課	子育て支援課	
事業名	ひとり親家庭等への手当支給					
内容	ひとり親家庭等で 18 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもを養育している親等を対象に、児童育成手当（育成手当）や児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。 また、児童扶養手当支給対象者には、申し出により都営交通無料乗車券の配布や粗大ごみ処理手数料の免除などを行います。 児童育成手当（育成手当）の受給対象児童数は、21 年度末の 2,634 人から多少の増減をしながら、25 年度末は 2,664 人となっています。 また、児童扶養手当受給対象児童数は、21 年度末の 2,060 人から 24 年度末は 2,294 人と増加しましたが、25 年度末は 2,230 人と微減しました。 新規対象者や所得超過による資格喪失者など、新たに申請が必要となる人のうち未申請者がいるため、制度の周知や適切な案内が必要です。					
今後の方向性	配偶者の死亡・転入時などの情報を関係各課と共有しながら、手当の申請方法について周知を徹底していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象

体系コード	4 - 3 - 3		所管課	子育て支援課		
事業名	ひとり親家庭医療費の助成					
内容	18 歳になった最初の 3 月 31 日まで（中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満）の子どもがいるひとり親家庭等を対象に、世帯の者が保険診療を受けた時、自己負担分の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。 新規対象者や所得超過による資格喪失者など、新たに申請が必要となる人のうち未申請者がいるため、制度の周知や適切な案内が必要です。					
	対象者数 各年 3 月末時点	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
		1,918	1,888	1,922	2,030	1,978
今後の方向性	配偶者の死亡・転入時などの情報を関係各課と共有しながら、医療費の助成方法について周知を徹底していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						18 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもがいるひとり親家庭等

体系コード	4 - 3 - 4			所管課	子育て支援課	
事業名	ひとり親家庭の就業支援					
内容	ひとり親家庭の保護者を対象に、専門の自立支援プログラム策定員による就労支援を行うとともに、資格取得に向けての講座受講料を助成する教育訓練給付金や、訓練期間の生活費を補助するための高等職業訓練給付金を支給することにより、自立の促進を図ります。 自立支援プログラム策定数は、23 年度から 25 年度までのいずれも 14 件ずつで横ばいとなっています。 ひとり親家庭の就労に向けて、個々の状況に見合った対応を行うため、ニーズの把握や関係機関との連携が必要です。					
今後の方向性	マザーズハローワーク等との連携拡大や、条件の良い就労に結びつくような親の学び直し事業を開始することにより、就労支援の充実を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						ひとり親家庭の保護者

体系コード	4 - 3 - 5		所管課	子育て支援課		
事業名	ひとり親家庭の親の学び直し支援事業					
内容	中卒または高校中退のひとり親家庭の親を対象に、高等学校卒業認定資格取得のための通信・通学費用を助成し、より良い条件での就職に結びつく可能性を広げるための支援を行います。					
今後の方向性	子どもの貧困対策の一環として、ひとり親家庭の経済的な安定を図るために、今後とも一層推進していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親

体系コード	4 - 3 - 6			所管課	子育て支援課	
事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業の実施					
内容	ひとり親家庭を対象に、指定宿泊・日帰り施設を低廉な価格で利用できるよう助成することにより、休養及びレクリエーションの充実を図ります。 ひとり親家庭休養ホーム事業の利用実績は、23 年度宿泊 68 件・日帰り 428 件、24 年度宿泊 109 件・日帰り 602 件、25 年度宿泊 89 件・日帰り 667 件となっています。 レクリエーション機会の提供だけでなく、ひとり親家庭の生活全般を総合的に支援する事業が求められています。					
今後の方向性	子どもの学習支援や相談対応、生活支援等を行うための居場所づくり事業など、ひとり親家庭を総合的に支援できるような事業を検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						ひとり親家庭

体系コード	4 - 3 - 7			所管課	子育て支援課	
事業名	ひとり親家庭サポート事業の実施					
内容	経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭の保護者が仕事を休むことは経済的に負担となるため、病児（回復期）を保護者に代わって保育します。また、保護者が病気（回復期）の場合にも、家事や育児をサポートします。 月5日まで ヘルパーの利用実績は、23年度52回・218時間、24年度75回・418時間、25年度92回・417時間となっています。					
今後の方向性	ひとり親家庭の生活支援策の重要な事業であるため、対象家庭に周知が行き届くよう工夫していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2歳）	就学前 （3～5歳）	就学後 （6歳～）	対象
						ひとり親家庭

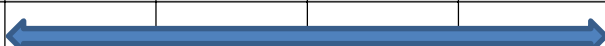
体系コード	4 - 3 - 8			所管課	子育て支援課	
事業名	東京都母子及び父子福祉資金の貸付					
内容	20 歳未満の児童を扶養しているひとり親を対象に、子どもの就学支度資金・修学資金の他、生活資金等を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を支援します。 なお、26 年 10 月から父子家庭にも貸付対象が拡大されました。 貸付件数は、23 年度 112 件、24 年度 131 件、25 年度 129 件となっています。					
今後の方向性	ひとり親家庭の経済的安定を図るとともに、子どもの貧困対策として効果的な事業であるため、一層の周知を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						20 歳未満の児童を扶養しているひとり親

体系コード	4 - 3 - 9			所管課	関係各課	
事業名	みなし寡婦控除の適用					
内容	税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親家庭を対象に保育所や学童クラブにおいて、寡婦（夫）控除された場合と同様の保育料などを適用します。 26 年度から、保育所・公立幼稚園・学童クラブ保育料、私立幼稚園保護者負担軽減補助、母子生活支援施設徴収金等における適用を開始しました。 国による制度改正が行われていないため、自治体ごとに取り扱いが異なっているため、導入する自治体で財政負担する必要があります。					
今後の方向性	ひとり親家庭の支援の一環として、今後も継続して実施するとともに、寡婦控除の対象となるよう税制改正を国等に求めています。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない婚姻歴のないひとり親家庭

施策4 特別な支援を必要とする子どもの育成に対する支援

特別な支援を必要とする子どもを持つ家庭においては、子育てに不安とストレスを抱えてしまうケースもあり、虐待防止も含め育児困難の解消と地域における孤立防止を図ることが重要になります。そのためには、対象者を早期に発見し早期に支援を開始することが必要になります。

また、障がいのある子どもにおいては、保護者やその家族が適切な子育てができるように、ライフステージに合わせて切れ目ない支援を行うため、関係機関と緊密に連携を図る必要があります。

体系コード	4 - 4 - 1			所管課	障害者福祉課	
事業名	留守番看護師の派遣					
内容	在宅で医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を対象に、医師の指示書に基づき介護者に代わり看護及び医療行為を行う看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図ります。 25年度の利用者は、実利用者数6人で延112回派遣しました。 利用者の回数増のため登録派遣事業所との連携強化を図る必要があります。					
今後の方向性	居宅介護事業所や訪問介護支援員との連携を図り、研修会等を通じて事業についての理解を深める必要があります。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						在宅で医療的ケアが必要な重症心身障がい児者

体系コード	4 - 4 - 2			所管課	障害者福祉課	
事業名	障がい児者の緊急一時保護事業の実施					
内容	障がい児者の介護者が、疾病等緊急時やレスパイト（介護者の旅行や休養等）により介護できないときに、一時的に保護することにより、障がい児者及び介護者の負担軽減を図ります。 25年度の実績は、延べ利用者数が357人、緊急一時保護利用率が48.9%となっています。 レスパイトでの利用件数が増えるよう、利用者への案内を含めた周知方法について検討する必要があります。					
今後の方向性	緊急一時保護事業の他に、24年4月に開設されたスクラムあらかわに同様の事業である短期入所が存在するため、事業のあり方について検討していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						障がい児者

体系コード	4 - 4 - 3		所管課	障害者福祉課		
事業名	たんぽぽセンターにおける児童発達支援					
内容	身体に障がいのある乳幼児や発達に遅れや偏りのある乳幼児を対象に、早期に適切な療育を行うことにより、心身の全体的な発達を助長します。 保護者や家族を対象に、子どもへの理解を深めることにより、適切な子育てができるように支援します。 相談件数は、21年度の94件から25年度は160件と増加しています。なかでも発達障がいの相談が増加しており、25年度相談件数160件のうち発達障がいは53件となっています。 切れ目ない支援を行っていくことが重要であるため、保健所や保育園、学校等関係機関との連携強化を図る必要があります。					
今後の方向性	乳幼児期から始まるライフステージに応じた相談支援を総合的に行うため、体制等も含めて拡充を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						身体に障がいのある乳幼児や発達に遅れや偏りのある乳幼児

体系コード	4 - 4 - 4			所管課	保育課	
事業名	保育園における児童発達の支援					
内容	保育園在園の障がい児等特別の支援を必要とする子どもを対象に、区内全認可保育所で原則2人の受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回することにより、対象園児や園、保育士への支援等のサポート体制を確保します。 障がい児等の子どもに対する受入人数の拡大や、重度の障がいのある子どもに対する保育場所の確保が求められています。					
今後の方向性	1 園あたりの受入人数の拡大や、障害者福祉課とも連携し、重度の障がいのある子どもに対する保育場所の確保についても検討していきます。 また、体制の強化や関係機関との具体的な連携策を検討し、障がい児等への更なる支援につなげていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						保育園在園の障がい児等特別の支援を必要とする子ども

体系コード	4 - 4 - 5			所管課	障害者福祉課	
事業名	障がい児の移動支援					
内容	手帳（身体障害者手帳、愛の手帳）所持者及びそれに準ずる障がい児者を対象に、外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通学、社会参加を促します。 25 年度の実績は、身体介護を伴う提供時間数が 65,132 時間、身体介護を伴わない時間数が 20,147 時間となっています。 毎年利用者が増加しているので、事業者との連携を図っていく必要があります。					
今後の方向性	利用者が利用したいときにサービスが受けられるように事業者との連絡調整を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						手帳所持者及びそれに準ずる障がい児者

体系コード	4 - 4 - 6			所管課	障害者福祉課	
事業名	障がい児の日中一時支援事業の実施					
内容	手帳（身体障害者手帳、愛の手帳）を対象に、特別支援学級等下校後の活動場所を確保し、社会生活に適應するための日常生活訓練や見守りを行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や日常的に介護する家族の休息を図ります。 区内 2 カ所で実施しており、25 年度の実績は、実利用者数が 62 人、延べ利用件数が 4,925 件となっています。					
今後の方向性	区内外で利用ができる事業者を増やすための支援を図ります。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 （0～2 歳）	就学前 （3～5 歳）	就学後 （6 歳～）	対象
						身体及び愛の手帳所持者

体系コード	4 - 4 - 7		所管課	障害者福祉課		
事業名	障がい児のショートステイ事業の実施					
内容	障害支援区分 1 以上の障がい児者を対象に、障がい者地域生活支援施設スクラムあらかわにおいて、定員 12 人の短期入所事業を行うことにより、家族の負担軽減と利用者の自立を図ります。 25 年度の短期入所利用率は 69.7%となっています。					
今後の方向性	区内の施設において就学前のショートステイ事業が実施できるように検討し調整を図ります。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2 歳)	就学前 (3～5 歳)	就学後 (6 歳～)	対象
						障害支援区分 1 以上の障がい児者

体系コード	4 - 4 - 8			所管課	学務課	
事業名	就学相談の実施					
内容	特別な支援を要する児童が、その可能性を十分発揮できるよう、適切な教育の場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）を保護者や教育専門家等と一緒に考える相談を実施します。 また、相談に当たり、子どもの状況を十分に把握するため、関係機関と連携し情報を共有するとともに、医師や臨床発達心理士を就学相談会の委員に加え、適切な判断を行う他、就学先の判断と入学する学校への効果的な支援方法等についても引き継ぎます。 相談件数は、22年度の56件から25年度は77件と増加しています。 特別支援学校への就学が適していると判断された重度の障がい児が、区立の特別支援学級への入学を希望するケースや、特別支援学級への就学が適切と判断された障がい児が通常の学級へ入学を希望するケースが増えている他、発達障がい児も増加しているため、様々な支援方法について検討する必要があります。					
今後の方向性	保護者の気持ちに寄り添い、成長のシミュレーションやライフステージごとの福祉サービスを含めた丁寧な説明を行いながら、子どもにとって適切な教育の場を保護者が選択できるよう支援していきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						特別な支援を要する児童

施策5 女性の就労や生活に対する支援

待機児童が発生する原因の一つとして、共働き世帯の増加が挙げられます。活力ある社会を維持・形成していくためには、希望する女性が結婚や出産をした後も就労を継続もしくは再就職ができるようにマザーズハローワークなどと連携して就労支援を充実する必要があります。また、男女共同参画社会づくりを推進し、女性の社会的地位の向上及び社会参画をさらに促進するための支援も同時に充実していく必要があります。

体系コード	4 - 5 - 1			所管課	就労支援課	
事業名	女性の就労支援のための取組					
内容	就労を希望する女性を対象に、仕事と子育ての両立を考えるセミナーや、社会保険等の基礎知識を学ぶセミナーを24年度から年3回実施しています。 セミナー参加者数は、24年度は75人、25年度は64人となっています。 なお、厚生労働省東京労働局は、26年9月に子育て女性の就職を支援する専門ハローワーク「マザーズハローワーク日暮里」を、日暮里駅前に新たに設置しました。 就労支援に関する高いスキルとノウハウをもつ「マザーズハローワーク日暮里」と連携し、地域における子育て女性の一層の就労支援を図っていく必要があります。					
今後の方向性	区とマザーズハローワークとの間で定期的に連絡会議を開催し、情報交換や連携を一層推進します。27年度は、子育て女性を対象としたセミナーの充実や就職サポート窓口を新たに設置するなど、就労支援策の拡充を図っていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						就労を希望する女性

体系コード	4 - 5 - 2			所管課	文化交流推進課	
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施					
内容	区民を対象に、女性の社会的地位の向上及び社会参画をさらに促進するため、DV関係機関連絡会議の実施、こころと生き方・DVなんでも相談の実施、国、都、他自治体等の情報提供、広報用チラシ・パンフレット・情報誌等の作成を行うことにより、男女共同参画社会づくりを推進します。 相談に占めるDV相談の割合が高いことから、DVに関する啓発、相談体制の整備、自立支援までの関係機関との連携強化を図る必要があります。					
今後の方向性	DV被害者を支援する支援者養成講座を、出前方式で実施し、地域団体へDV被害者支援の仕組みを広げていきます。					
対象ライフ ステージ	出産前	出産～ 新生児期	乳幼児期 (0～2歳)	就学前 (3～5歳)	就学後 (6歳～)	対象
						区民

第5節 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策

1 幼児期の学校教育・保育等の提供区域

- (1) 1号認定に係る施設及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業（学童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）以外）のための区域（1区域）

広域利用も多いことから、区域を限定せず「本区域全域＝1区域」とします。



- (2) 2号・3号認定に係る施設・事業及び学童クラブ、地域子育て交流サロン事業のための区域（5区域）

身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域とします。



2 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼児期の学校教育

【提供区域：区全域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
必要 利用 定員 総数 (量 の 見 込 み)	1号認定	1,921	1,925	1,983	2,037	2,107
	2号認定	434	435	448	460	476
	合計	2,355	2,360	2,431	2,497	2,583
	うち他の市区 町村の児童	118	118	118	118	118
確 保 量	1号認定	1,050	1,045	1,043	1,043	1,043
	2号認定					
	確認を受けな い幼稚園	767	805	1,018	1,018	1,018
	他の市区町村	970	937	726	726	726
	合計	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787
—		432	427	356	290	204

29年度開設に向け町屋地域に私立幼稚園を誘致するとともに、既存の私立幼稚園等の定員拡大を図ることなどにより、身近なところで幼児教育の提供を受けることができるよう検討していきます。

また、子どもの健やかな成長を支えていくため、幼児教育の機能の拡大や教員等の資質の向上を図るとともに、各施設・地域社会・家庭が連携し、小学校への円滑な接続も視野に入れた、特色ある教育を実施していきます。

保育

【提供区域：区全域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
(必要利用定員 数の見込み)	2号認定	2,387	2,388	2,431	2,504	2,599
	3号認定 (0歳児)	394	390	385	381	375
	3号認定 (1・2歳児)	1,820	1,935	1,975	1,954	1,930
	計	4,601	4,713	4,791	4,839	4,904
確保量	2号認定	2,828	2,941	3,009	3,009	3,009
	3号認定 (0歳児)	459	464	478	479	479
	3号認定 (1・2歳児)	1,897	1,967	2,017	2,022	2,037
	計	5,184	5,372	5,504	5,510	5,525
人口	2号認定	441	553	578	505	410
	3号認定 (0歳児)	65	74	93	98	104
	3号認定 (1・2歳児)	77	32	42	68	107
	計	583	659	713	671	621
人口	3～5歳	5,066	5,069	5,159	5,316	5,517
	0～2歳	5,491	5,700	5,753	5,691	5,617
	計	10,557	10,769	10,912	11,007	11,134
(保育利用率)	3～5歳	55.8%	58.0%	58.3%	56.6%	54.5%
	0～2歳	42.9%	42.6%	43.4%	43.9%	44.8%
	計	49.1%	49.9%	50.4%	50.1%	49.6%

必要利用定員総数（量の見込み）に対する確保量に不足が生じないよう保育施設の整備を図っていきます。

更に、地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、全年齢に不足が生じる地域には認可保育所の新設等、個別の年齢には認証・地域型保育等を整備することにより、多様なニーズにも対応していきます。

【提供区域：南千住地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
(量の見込み) 必要利用定員総数	2号認定	773	744	738	751	771
	3号認定 (0歳児)	137	135	133	132	130
	3号認定 (1・2歳児)	549	581	591	570	545
	計	1,459	1,460	1,462	1,453	1,446
確保量	2号認定	896	921	921	921	921
	3号認定 (0歳児)	155	155	155	155	155
	3号認定 (1・2歳児)	603	603	603	603	603
	計	1,654	1,679	1,679	1,679	1,679
I	2号認定	123	177	183	170	150
	3号認定 (0歳児)	18	20	22	23	25
	3号認定 (1・2歳児)	54	22	12	33	58
	計	195	219	217	226	233

【提供区域：荒川地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
(量の 見込み) 必要 利用 定員 総数	2号認定	294	295	295	313	334
	3号認定 (0歳児)	50	49	49	48	47
	3号認定 (1・2歳児)	224	246	270	269	268
	計	568	590	614	630	649
確保 量	2号認定	417	417	417	417	417
	3号認定 (0歳児)	63	63	58	59	59
	3号認定 (1・2歳児)	236	236	241	240	240
	計	716	716	716	716	716
	2号認定	123	122	122	104	83
	3号認定 (0歳児)	13	14	9	11	12
	3号認定 (1・2歳児)	12	-10	-29	-29	-28
	計	148	126	102	86	67

3号認定(1・2歳児)の不足については、隣接地区の余剰分を活用することで解消を図ります。

【提供区域：町屋地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
(量の見込み) 必要利用定員総数	2号認定	317	323	322	333	347
	3号認定 (0歳児)	35	35	34	34	33
	3号認定 (1・2歳児)	233	252	253	248	244
	計	585	610	609	615	624
確保量	2号認定	445	445	445	445	445
	3号認定 (0歳児)	64	64	64	64	64
	3号認定 (1・2歳児)	292	292	292	292	292
	計	801	801	801	801	801
I	2号認定	128	122	123	112	98
	3号認定 (0歳児)	29	29	30	30	31
	3号認定 (1・2歳児)	59	40	39	44	48
	計	216	191	192	186	177

【提供区域：尾久地区】

(人)

実施時期 (年度)		1 年目 (平成 27 年度)	2 年目 (平成 28 年度)	3 年目 (平成 29 年度)	4 年目 (平成 30 年度)	5 年目 (平成 31 年度)
(量の見込み) 必要利用定員総数	2 号認定	505	499	512	512	528
	3 号認定 (0 歳児)	75	74	73	72	71
	3 号認定 (1・2 歳児)	372	394	396	387	379
	計	952	967	981	971	978
確保量	2 号認定	529	563	577	577	577
	3 号認定 (0 歳児)	75	74	82	82	82
	3 号認定 (1・2 歳児)	347	380	396	396	396
	計	951	1,017	1,055	1,055	1,055
	2 号認定	24	64	65	65	49
	3 号認定 (0 歳児)	0	0	9	10	11
	3 号認定 (1・2 歳児)	-25	-14	0	9	17
	計	-1	50	74	84	77

【提供区域：日暮里地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
(量の見込み) 必要利用定員総数	2号認定	498	527	564	595	619
	3号認定 (0歳児)	97	97	96	95	94
	3号認定 (1・2歳児)	442	462	465	480	494
	計	1,037	1,086	1,125	1,170	1,207
確保量	2号認定	541	595	649	649	649
	3号認定 (0歳児)	102	108	119	119	119
	3号認定 (1・2歳児)	419	456	485	491	506
	計	1,062	1,159	1,253	1,259	1,274
	2号認定	43	68	85	54	30
	3号認定 (0歳児)	5	11	23	24	25
	3号認定 (1・2歳児)	-23	-6	20	11	12
	計	25	73	128	89	67

利用者支援事業（新規事業）

【提供区域：区全域】

（力所）

実施時期 （年度）	1 年目 （平成 27 年度）	2 年目 （平成 28 年度）	3 年目 （平成 29 年度）	4 年目 （平成 30 年度）	5 年目 （平成 31 年度）
実施力所数	2	2	2	2	2
確保数	2	2	2	2	2

国から提示されているガイドラインの案を参考に、区民の個別ニーズに応じた、利用しやすい事業展開を図っていきます。

地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流サロン）

【提供区域：区全域】

（人日）

実施時期 （年度）	1 年目 （平成 27 年度）	2 年目 （平成 28 年度）	3 年目 （平成 29 年度）	4 年目 （平成 30 年度）	5 年目 （平成 31 年度）
量の見込み	47,595	49,434	50,054	49,302	48,432
確保量	61,471	61,471	61,471	61,471	61,471
—	13,876	12,037	11,417	12,169	13,039

地域子育て交流サロンの利用実態の把握を行い、適切な設置場所を検討することにより、区内全域での在宅育児支援を推進していきます。

【提供区域：南千住地区】

（人日）

実施時期 （年度）	1 年目 （平成 27 年度）	2 年目 （平成 28 年度）	3 年目 （平成 29 年度）	4 年目 （平成 30 年度）	5 年目 （平成 31 年度）
量の見込み	18,271	18,779	18,723	17,973	17,167
確保量	19,360	19,360	19,360	19,360	19,360
—	1,089	581	637	1,387	2,193

【提供区域：荒川地区】

(人日)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	5,141	5,533	6,006	6,051	6,078
確保量	13,014	13,014	13,014	13,014	13,014
—	7,873	7,481	7,008	6,963	6,936

【提供区域：町屋地区】

(人日)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	5,083	5,357	5,492	5,433	5,362
確保量	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
—	417	143	8	67	138

【提供区域：尾久地区】

(人日)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	11,686	12,063	11,990	11,759	11,508
確保量	13,966	13,966	13,966	13,966	13,966
—	2,280	1,903	1,976	2,207	2,458

【提供区域：日暮里地区】

(人日)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	7,415	7,702	7,843	8,086	8,317
確保量	9,631	9,631	9,631	9,631	9,631
—	2,216	1,929	1,788	1,545	1,314

妊婦健診（妊婦健康診査）

（受診者数：人 受診回数：回）

実施時期 （年度）		1 年目 （平成 27 年度）	2 年目 （平成 28 年度）	3 年目 （平成 29 年度）	4 年目 （平成 30 年度）	5 年目 （平成 31 年度）
量の見込み	受診者数	2,058	2,031	2,008	1,978	1,956
	健診回数	21,937	21,651	21,411	21,091	20,851
確保量		21,937	21,651	21,411	21,091	20,851

今後も継続して妊婦健診の費用助成を行うことにより、妊娠時の経済的負担を軽減する他、受診が十分でない妊婦に対し積極的に受診を促していきます。

乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問指導事業）

（人）

実施時期 （年度）	1 年目 （平成 27 年度）	2 年目 （平成 28 年度）	3 年目 （平成 29 年度）	4 年目 （平成 30 年度）	5 年目 （平成 31 年度）
量の見込み	2,027	2,010	1,984	1,962	1,933
確保量	2,027	2,010	1,984	1,962	1,933

今後の出生数の増加、所在が確認できない母子や養育環境に課題のある母子等に対する的確に対応できるよう、高い専門性を持った保健師、助産師によるきめ細かな訪問とフォローアップを実施していきます。

養育支援訪問事業

(人回)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	632	641	652	659	665
確保量	632	641	652	659	665

対象家庭の選定や支援内容について、随時見直しを行い、真に支援が必要な人へ迅速に支援を行うとともに、支援終了後の見守り等の方法について検討していきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

(人日)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	212	215	217	220	220
確保量	212	215	217	220	220

0歳から2歳未満児の受入先について、具体的に受入場所の検討を進めます。
就学前の障がい児のショートステイについて、関係課と調整を図っていきます。

ファミリー・サポート・センター事業

(人日)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	低学年	2,375	2,416	2,453	2,490	2,513
	高学年	700	712	713	734	741
	合計	3,075	3,128	3,166	3,224	3,254
確保量		3,265	3,397	3,529	3,661	3,793
—		190	269	363	437	539

子育てがひと段落した保護者が気軽に協力会員になれるような公募方法や周知を検討し、事業を充実していきます。

一時預かり事業

(人日)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	私立幼稚園等 (預かり保育)	72,718	72,867	75,317	77,070	79,800
	保育所 (一時保育)	5,581	5,693	5,768	5,819	5,886
	ファミリー サポート センター	7,617	7,748	7,867	7,988	8,062
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	1,292	1,341	1,354	1,339	1,322
	合計	87,208	87,649	90,306	92,216	95,070
確保量	私立幼稚園等 (預かり保育)	72,718	72,867	75,317	77,070	79,800
	保育所 (一時保育)	5,931	5,931	5,931	5,931	5,931
	ファミリー サポート センター	8,088	8,415	8,742	9,069	9,396
	地域子育て交流 サロン (一時預かり)	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
	合計	88,141	88,617	91,394	93,474	96,531
—		933	968	1,088	1,258	1,461

汐入こども園含む

- ・私立幼稚園等の運営形態は、新制度になり多様化していきますが、保護者のニーズに応じて、預かり保育の充実に向けて事業者と調整していきます。
- ・保育所では、専用スペースの積極的な確保等を図ることにより、確実にニーズに応えられるよう事業の充実に向けて検討していきます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、子育てがひと段落した保護者が気軽に協力会員になれるような公募方法や周知を検討し、事業を充実していきます。
- ・地域子育て交流サロンにおける一時預かりは、実施場所や実施回数、預かり時間等について、利用者と事業者双方の意見を反映しながら、事業の充実に向けて検討していきます。

延長保育事業

(人日)

実施時期 (年度)		1 年目 (平成 27 年度)	2 年目 (平成 28 年度)	3 年目 (平成 29 年度)	4 年目 (平成 30 年度)	5 年目 (平成 31 年度)
量の 見込み	保育所	890	935	1,007	1,051	1,071
	認証保育所	123	126	127	128	130
	家庭福祉員等	9	9	15	15	15
	計	1,022	1,070	1,149	1,194	1,216
確保 量	保育所	1,055	1,082	1,109	1,109	1,109
	認証保育所	129	138	138	138	138
	家庭福祉員等	9	9	15	15	15
	計	1,193	1,229	1,262	1,262	1,262
	保育所	165	147	102	58	38
	認証保育所	6	12	11	10	8
	家庭福祉員等	0	0	0	0	0
	計	171	159	113	68	46

家庭福祉員等にはグループ型家庭的保育を含む。

- ・認可保育所では、全園での延長保育の実施を継続するとともに、新規開設や認可保育所に移行する認証保育所においても延長保育の実施を推進していきます。
- ・認証保育所及び家庭福祉員等では、保護者の要望、認証保育所及び家庭福祉員等の意向等を踏まえながら、延長保育の運用について、柔軟に対応していきます。

病児・病後児保育事業

(人日)

実施時期 (年度)	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
量の見込み	813	837	871	884	884
確保量	1,952	1,952	2,928	2,928	2,928
-	1,139	1,115	2,057	2,044	2,044

子育てと就労の両立を支援するため、医療機関との連携可能性を模索し、また事業者の意向等を踏まえながら、事業拡大に向けて検討をしていきます。

放課後児童事業

(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

【提供区域：全域】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 ～ 3 年生	量の見込み	1,270	1,286	1,300	1,304	1,304
	確保量	1,465	1,485	1,495	1,505	1,525
	-	195	199	195	201	221
4 ～ 6 年生	量の見込み	155	155	158	158	158
	確保量	195	199	195	201	221
	-	40	44	37	43	63
1 ～ 6 年生	量の見込み	1,425	1,441	1,458	1,462	1,462
	確保量	1,465	1,485	1,495	1,505	1,525
	-	40	44	37	43	63

現在の25施設による受入体制を維持することを基本に、対象児童の増加等の環境変化に柔軟に対応するため定員を拡大し、待機児童の出現防止に努めるとともに設備・運営の基準を定める条例に基づき、質の向上に努めます。また、一部の学童クラブにおいて、高学年児童の受入を開始するなど、供給体制を整えます。

利用時間についても、夕方の延長利用（午後 6 時から 7 時）を 27 年度は新たに 5 校で試行実施し、課題を検証した上で、開設時間に関する検討を継続していきます。

【提供区域：南千住地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 3 年生	量の見込み	392	402	412	410	393
	確保量	450	450	460	460	460
	-	58	48	48	50	67
4 6 年生	量の見込み	45	48	48	49	49
	確保量	58	48	48	50	67
	-	13	0	0	1	18
1 6 年生	量の見込み	437	450	460	459	442
	確保量	450	450	460	460	460
	-	13	0	0	1	18

【提供区域：荒川地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 3 年生	量の見込み	210	208	201	199	199
	確保量	245	245	245	245	245
	-	35	37	44	46	46
4 6 年生	量の見込み	27	26	26	26	25
	確保量	35	37	44	46	46
	-	8	11	18	20	21
1 6 年生	量の見込み	237	234	227	225	224
	確保量	245	245	245	245	245
	-	8	11	18	20	21

【提供区域:町屋地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 3 年生	量の見込み	196	195	197	193	196
	確保量	230	230	230	230	230
	-	34	35	33	37	34
4 6 年生	量の見込み	23	23	24	24	24
	確保量	34	35	33	37	34
	-	11	12	9	13	10
1 6 年生	量の見込み	219	218	221	217	220
	確保量	230	230	230	230	230
	-	11	12	9	13	10

【提供区域:尾久地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 3 年生	量の見込み	229	229	225	226	223
	確保量	260	260	260	260	260
	-	31	31	35	34	37
4 6 年生	量の見込み	31	29	29	28	28
	確保量	31	31	35	34	37
	-	0	2	6	6	9
1 6 年生	量の見込み	260	258	254	254	251
	確保量	260	260	260	260	260
	-	0	2	6	6	9

【提供区域:日暮里地区】

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)
1 ～ 3 年生	量の見込み	243	252	265	276	293
	確保量	280	300	300	310	330
	-	37	48	35	34	37
4 ～ 6 年生	量の見込み	29	29	31	31	32
	確保量	37	48	35	34	37
	-	8	19	4	3	5
1 ～ 6 年生	量の見込み	272	281	296	307	325
	確保量	280	300	300	310	330
	-	8	19	4	3	5

(2) 放課後子供教室事業 (にこにこすくーる)

実施時期 (年度)	1 年目 (平成 27 年度)	2 年目 (平成 28 年度)	3 年目 (平成 29 年度)	4 年目 (平成 30 年度)	5 年目 (平成 31 年度)
南千住地域	3 校	6 校	6 校	6 校	6 校
荒川地域	3 校	5 校	5 校	5 校	5 校
町屋地域	4 校	4 校	4 校	4 校	4 校
尾久地域	4 校	4 校	4 校	4 校	4 校
日暮里地域	3 校	5 校	5 校	5 校	5 校
実施校数	17 校	24 校	24 校	24 校	24 校

区内の全児童に体験活動の場を提供するため、28 年度までに全小学校 (24 校) でにこにこすくーる事業を実施することを目指します。

全校開設に向け、27 年度は新たに 3 校で実施するとともに、新規開設にあたっては、可能な限り学童クラブ事業との一体型での実施を目指し、プログラムの充実を図ります。また、家庭での学び・手伝い、家族と過ごす時間を大切にしていくという視点や安全上の配慮から、午後 5 時までの開所時間としていきます。

(3) 総合的な放課後児童事業 (放課後子ども総合プラン)

実施時期 (年度)	1 年目 (平成 27 年度)	2 年目 (平成 28 年度)	3 年目 (平成 29 年度)	4 年目 (平成 30 年度)	5 年目 (平成 31 年度)
総合プラン 実施校数	5 校	18 校	18 校	18 校	24 校
(一体型)	(4 校)	(15 校)	(15 校)	(15 校)	(15 校)
(連携型)	(1 校)	(3 校)	(3 校)	(3 校)	(9 校)
一体的運営 実施校数	8 校	0 校	0 校	0 校	0 校

学童クラブとにこにこすくーるの「一体型」を基本として整備する「放課後子ども総合プラン」を実施します。

総合プランにおいては、両事業の児童が共通の体験プログラムに参加します。学校外で学童クラブを実施している場合等については、近接する学童クラブとにこにこすくーるで連携して共通プログラムを企画・実施する「連携型」の総合プランを実施します。

27 年度は、総合プランを 5 校で試行実施し、プログラムの充実や運営方法等を検証し、全校実施に向けて整備を進めます。

第6節 計画の推進のために

1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、加えて地域の子育て支援を行う施設です。現在、区立の認定こども園はありませんが、汐入こども園が、幼保一元化施設として幼稚園、保育園とそれぞれのニーズに合わせ幼児教育・保育を提供しています。

現在、私立の認定こども園は区内に1園あります。今後、各幼稚園、保育園設置者の意見を尊重し、移行を希望する場合や新たに設置を希望する場合は、円滑な移行または設置に向け、必要な支援を行っていきます。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方法

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。荒川区の子どもたちが、「未来を拓き、たくましく生きる力の基礎」を身につけられるよう、子どもの発達段階に応じた幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を提供し、子ども一人ひとりの可能性を伸ばし豊かな創造力を育てていきます。そのため、家庭と連携を取りながら、子どもが健やかに成長し、乳幼児期にふさわしい体験が得られるよう内容の充実を図っていきます。また、食育を推進することで健康への意識と実践力を育てていきます。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

荒川区の子どもたちが、どのような幼稚園・保育園に在籍しても等しく質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられるよう、就学前教育の指針となる「（仮称）荒川区就学前教育プログラム」を策定し、それに基づいて幼稚園・保育園での幼児期の学校教育・保育内容を共有していきます。

また、幼児期の学校教育から小学校への円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭の情報交換や合同研修の機会を設けたりするなど相互理解を深める具体的な取組を実施することで、幼保小連携の推進を図っていきます。

(4) 幼保小連携、0歳～2歳に係る取組と3歳～5歳に係る取組の連携

「（仮称）荒川区就学前教育プログラム」に基づき、0歳から就学までの発達と学びの連続性を踏まえた、乳児期（0歳～2歳）から幼児期（3歳～5歳）へと繋がる保育内容の充実を図っていきます。

また、地域ごとに、幼稚園・保育園・こども園の幼児の交流や小学校との連携、認可保育所と認証保育所等との連携を図ることにより、子どもたちの遊びや経験の幅を広げるとともに、互いの保育や教育への理解を深め、幼児期の学校教育・保育の質を高め合う取組を推進していきます。

2 放課後子ども総合プランの推進体制の確保

(1) 総合プランの効果的な運営に係る考え方

学童クラブ及びにこにこすくーるを一体型で実施するにあたっては、午後5時までを共通の活動時間とし、体験プログラムを充実するとともに、両事業の児童の交流を促進します。

連携型で実施する場合においては、企画段階から両事業の職員が関わり、土曜日等を中心としてプログラムを実施します。

プログラムの評価や運営方法の検証、人材確保等の検討について、定期的な打ち合わせの場(地区ごとの運営委員会)を設ける等、全体調整機能を区が担い、総合プランの効果的な推進を図ります。

(2) 小学校の余裕教室等の活用に係る考え方

学齢人口の増加に伴い、普通教室の不足が見込まれますが、放課後児童に対する事業のために使うことができるスペースについて、体育館や校庭、ランチルーム等の一時利用も含め、教育委員会と検討していきます。

また、関係者間や保護者等との情報共有や協議を重ね、理解促進を図るとともに、活用状況の公表について、検討していきます。

(3) 関係機関等の連携した推進

関係部署・関係機関等が密に連携し、放課後児童に対する時代に即した総合的な事業を検討・推進していきます。

検討にあたっては、全体調整機能を持つ「(仮称)放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、情報共有を強化するとともに、連携の在り方や総合プランの推進方法等を検討していきます。

(4) 学校・区・家庭・地域の役割

就学期は保育園・幼稚園の時期と比較すると、親子で過ごす時間が減少します。このような時期に、家庭の役割・機能を適切に維持していくことは重要です。また、次世代育成支援推進法は、基本理念として、保護者が子育てについての、第一義的な責任を有するとし、家庭等で子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮することを求めています。

上記の点を踏まえ、今後、放課後児童に対する事業を実施していくにあたり、保護者の事業への参画を促進し、家庭と行政が適切にそれぞれの役割を担うことを基本とし、子どもたちが放課後に過ごす場をより有意義なものとしていくよう努めていきます。

また、地域の人材を活かすという視点を持ち、多くの人の放課後児童事業への参画を促進することで、地域力の向上及び事業充実を図っていくこととします。

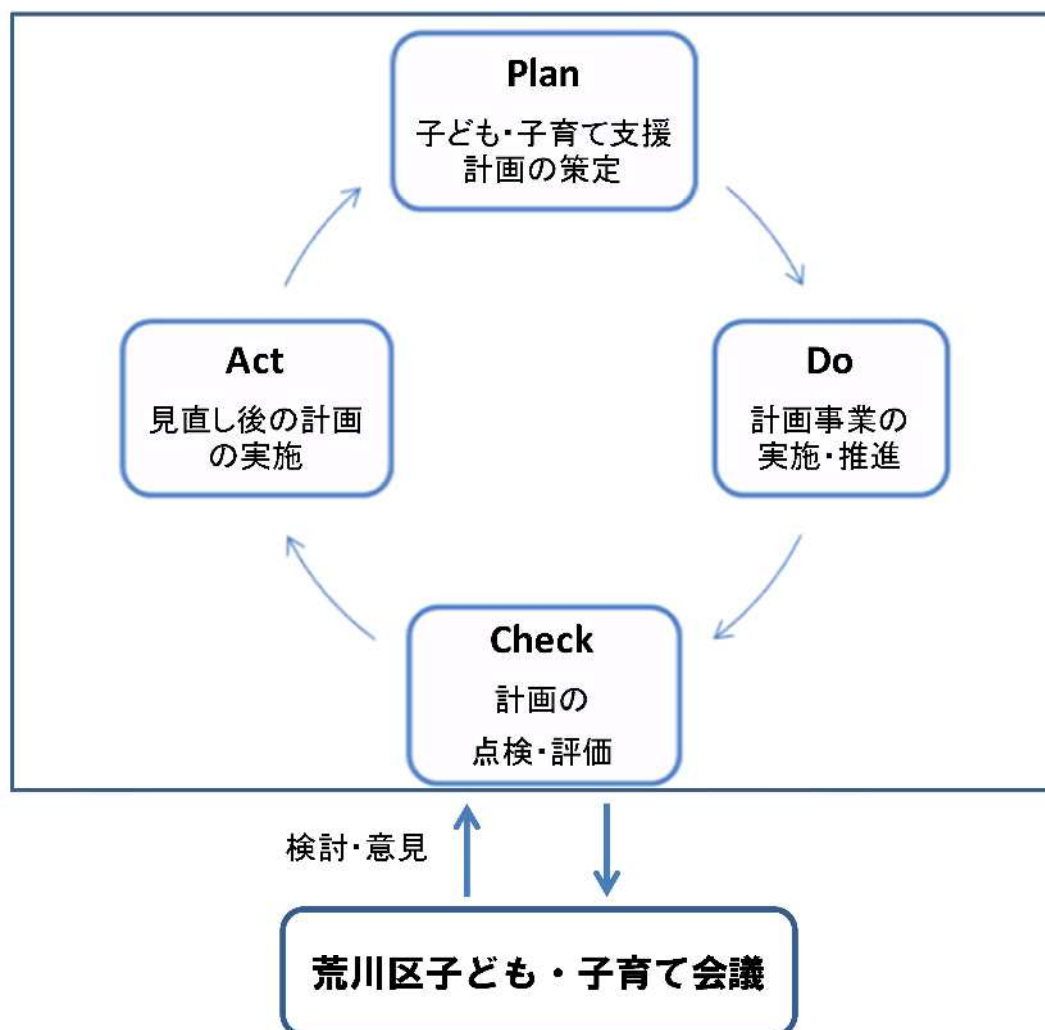
放課後対策事業は区だけで実施できるものではありません。より持続可能であり、より効果的なものとするため、今後も、区・家庭・地域、それぞれの役割を整理した上で、適切に役割を担い、連携していきます。

第4章 荒川区子ども・子育て支援計画の推進状況の把握

第1節 計画の推進状況の把握

「荒川区子ども・子育て支援計画」に基づく施策の実施を定期的に点検・評価することで新たな課題を見出し、改善結果を計画に反映する「計画（Plan）、実行（Do）、評価・点検（Check）、改善（Action）」を継続しながら、計画を推進します。

また、中間年である平成29年度を目処に計画の見直しを検討し、実態に即した計画を推進します。



第2節 地域・関係団体・関係機関との連携・協働

「荒川区子ども・子育て支援計画」で掲げた施策を着実に推進し、それぞれの目標を達成するには、保護者とその家族、事業者、関係団体や地域との連携、協働が不可欠です。

また、日々、多くの問題が発生するなか、区内部においても、関係部署が適切に情報を管理し、必要に応じて共有化していくことが、問題解決にとって重要です。

区がつなぎ役となり、それぞれの人や関係機関が、子育てに関する役割分担を行うことで、効果的な子育て支援が可能となります。

第3節 国及び東京都との連携

現在、国においては、税と社会保障の一体改革がおこなわれ、消費税増税分の一部が、新制度に充てられるとされています。

しかしながら、今回の制度で必要と想定される全ての財源が確保されているわけではなく、制度の全体像が不透明な状況にあります。

区は、今後も国の動向を十分に注視するとともに、区のサービス向上のため、必要に応じて国や東京都と連携・協議し、制度の改善に努めていきます。

平成 27 年度の荒川区子ども・子育て会議の開催予定について

- 1 開催回数
年 3 回～4 回程度開催を予定

- 2 議事の内容及び時期【予定】

平成 27 年 6 月

幼稚園等及び保育園の利用者数

荒川区次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施結果と検証

平成 27 年 10 月～11 月

平成 28 年度特定教育・保育施設等に係る利用定員について

（仮称）荒川区就学前教育プログラムの策定状況

平成 28 年 2 月～3 月

子ども・子育て支援計画の各施策の進捗状況及び分析・評価

（初年度における中間報告）

平成 28 年度特定教育・保育施設等に係る利用定員について

必要に応じて随時開催